



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和7年3月17日（月曜日） 午後2時～午後3時55分		
場 所	本庁舎5階 会議室5-2		
出席委員名	川 中 尚（教育長） 八頭司 めぐみ 橋 本 陽 生（職務代理者） 狩 野 理恵子 佐 野 恵理子		
委員を除く 出席者の 職 氏 名	部 長 辻 和 彦 次 長 渡 邊 晋 こども未来課長 高 橋 洋 貴 こども未来課主幹 山 口 潤 也 子育て支援課長 成 田 孝 一 子育て支援課総括園長 矢 田 真 弓 学校教育課長 家 村 聡 一	学校教育課主幹 正 田 貴 史 学校教育課主幹 田 原 麻 衣 文化財課長 田 制 亜紀子 教育支援センター所長 安 達 里 香 教育集会所主幹 梶 野 尚 史 図書館長 小 坂 富美子 こども未来課 加 川 美 和	

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- | | | |
|-----------------------------|----------|------|
| (1) 八幡市特定事業主行動計画の策定について | (こども未来課) | ※資料1 |
| (2) 令和7年度教育委員会関係当初予算案について | (こども未来課) | ※資料2 |
| (3) 2歳児向けプレ保育の成果と課題について | (子育て支援課) | ※資料3 |
| (4) 幼稚園における弁当配送サービスの今後について | (子育て支援課) | ※資料4 |
| (5) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について | (子育て支援課) | ※資料5 |

3. 議 題（協議事項）

- | | | |
|---|----------|------|
| (1) 「保育・学校教育の重点」について | (学校教育課) | ※資料6 |
| (2) 八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正について | (こども未来課) | ※資料7 |
| (3) 八幡市就学援助規則の一部改正について | (学校教育課) | ※資料8 |
| (4) 令和7年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について | (子育て支援課) | |

4. その他

5. 配付資料

- ・ 令和7年度教職員人事異動辞令交付式等
- ・ 令和7年度八幡市教育委員会行事予定一覧
- ・ 第36回八幡市青少年の主張大会記録冊子
- ・ 2月分議事録（写し）

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：4月1日（火）午後3時から

場所：文化センター4階 小ホール



	内 容
[教 育 長]	1. 開 会 それでは、令和7年3月度の定例教育委員会を開催いたします。 本日は、議題の関係上、2. 報告事項、4. その他、5. 配付資料、3. 議題の順に進めていきたいと思います。これにご異議はございませんか。
[全 委 員]	異議なし。
[教 育 長]	それでは、2. 報告事項からお願いします。(1)「八幡市特定事業主行動計画の策定について」、事務局より報告願います。こども未来課。 2. 報 告 事 項 (1) 八幡市特定事業主行動計画の策定について
[高 橋 課 長]	八幡市特定事業主行動計画の策定について報告します。資料1をご覧ください。 まず、この計画につきましては、現行計画が令和6年度で終了となりますことから今回新たな計画を策定するものです。 計画の趣旨ですが、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とする「次世代育成支援対策推進法」及び女性の職業生活における活躍推進を目的とする「女性活躍推進法」に基づき、市長を含む各任命権者が事業主として職員を対象に取り組む計画となっています。本来、市長や教育委員会などの任命権者ごとに計画を策定することが原則ですが、各機関一体として人事管理等を行っていることから各任命権者の連名による計画としています。 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。 計画の概要ですが、13ページに主要課題として、「多様な人材の確保」、「時間外勤務の常態化と偏りの是正」、「仕事とキャリア形成への意欲向上」、「男性の家事・育児等への参画促進」、「各種制度や支援措置等の認知度向上」の5つが上げられています。それらの対応として、14ページ以降に3つの基本目標「誰もが働きやすい組織づくり」、「活躍できる、活躍したいと思える組織づくり」、「安心して結婚・妊娠し、産み育てられる環境づくり」として、それぞれに主な取組と方向性を記載しており、時間外勤務抑制に向けた取組や人材確保、男性職員の育児参加の促進等の取組を進めていくこととしています。報告は以上です。
[教 育 長]	ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
[狩 野 委 員]	これは市全体で作ってらっしゃるものですよね。あまりここでどうのこうのは言えないと思いますが、ざっくりと目を通していただいて、最近学校教育を巡っても女性の管理職が八幡市においては少ないと思います。他市に行きますと女性の校長先生がとても多い現状がございますので、そこら辺を計画的に今後活躍・登用していただけるような環境づくりをお願いしたいのが1点です。 それとともに、世の中全体に女性の活用、男性の育児休業等が出ておりまして、今も3つの基本目標がありましたが、育児休業に伴う人材の不足が大きな課題になっているのではないかと思います。そこをどう手立てしていくのか、計画倒れにならないように市として見通しをもって対応していただけたらなと願っております。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[橋 本 委 員]	管理職の問題はすぐに解決できる問題ではありません。何年か先を見据えて育成について検討しているとお聞きしております。なかなか市全体というか、行政職と教育職はタイプも育て方も違いますのでなかなか難しい面もあるかと思いますが、人材育成についてのシステムを確立していただいて、事前の研修の場も必要かもしれませんし何かより一歩進んだシステム的な対策が必要ではないかと思っています。 特に育児休業の時間取得の場合、小学校の担任の先生をお持ちの方については非常にシステムの難しい環境にありますよね。これは八幡市だけの問題ではなくて全ての学校に当てはまるわけですがどう対応するのか、人的な余力がどうしても最終的に行き着くところが必要になると思います。定数改善的なものが。この辺りのところ、より強く声を上げていただいて、そういうふうな意向を伝えていただくことも合わせて進めていただきたいと思います。



[教 育 長]	おります。 他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、次に（２）「令和７年度教育委員会関係当初予算案について」、事務局より報告願います。こども未来課。
[高 橋 課 長]	（２）令和７年度教育委員会関係当初予算案について 令和７年度教育委員会関係当初予算案について報告申し上げます。 まず私から教育委員会関係予算の概要をご説明した後、令和７年度当初予算における主要事項を各課から報告させていただきます。 最初に資料２－１をご覧ください。本資料は当初予算における主な内容を記載したもので、予算内容一覧表として議会に上程しているものの抜粋版となります。１ページをご覧ください。市の一般会計全体の予算額は３３５億円となっています。そのうち、わかりやすいところでは教育費として３３億４，１２０万円を計上し、全体の１０％の割合を占める形となっています。ただし、本市教育委員会においては保育所・こども園等の児童福祉関係を所管するとともに、文化・スポーツ等を市長部局へ移管していることから、本市教育委員会が所管する予算としましては民生費のうち３２億９，６６２万円、教育費のうち２７億７，７１１万円、合計６０億７，３７３万円となっています。全体で言いますと１８．１％の割合を占めています。 ２ページから７ページにかけての民生費につきましては、主に保育園・こども園・子育て支援センター・児童センター・放課後児童健全育成施設の運営に要する経費等を記載しており、各民間園への保育実施委託や運営費助成、施設整備費、職員の人件費等を計上しています。 ８ページからは教育費です。教育委員会運営費を始めとして、学校教育・幼稚園教育・社会教育に要する経費を記載しており、学校・幼稚園・教育支援センター・教育集会所・図書館・ふるさと学習館等の運営費や施設整備費、学習支援員やスクールソーシャルワーカー、ＩＣＴ支援員の配置、スタディサポート事業の委託費等を計上しています。 概要は以上で、続いて令和７年度当初予算における主要事項について、各担当から報告申し上げます。
[山 口 主 幹]	こども未来課所管の資料についてご説明いたします。資料２－２のNo.１をご覧ください。 事業名が就学前施設環境整備事業で、予算額が２，７６１万円となっております。趣旨として、就学前児童の教育・保育環境のさらなる改善のため、令和７年度は次の事業に取り組みます。事業概要は２つあり、１つ目は有都こども園トイレ整備１，２１０万円で、今年度設計した有都こども園トイレの老朽改修を実施します。２つ目は保育園統合整備１，５５１万円が令和７年度分になりますが、令和７年度より複数年にわたり南ヶ丘保育園と南ヶ丘第二保育園を統合し、中央小学校敷地内へ新たなこども園を新設する事業を進めてまいります。事業費の合計として令和１０年度までで１億１，２８１万円で、設計等に要する額としてこの金額になります。令和７年度分の事業の内訳としては、こども園整備推進支援業務委託というものが、事業を進めるためにサポートしていただくコンストラクションマネジメントを委託する業務で、３箇年以上にわたって委託しますがこの令和７年度分の予算として１，４４１万円を計上しています。また、こども園の設計をプロポーザルで選定することから、その評価委員の報償費等で１１０万円を計上しています。この事業が令和８年度以降も続き、そちらの分として９，７３０万円を計上しています。先ほどのコンストラクションマネジメントの費用が３，０７０万円。また、来年度に設計者を選定するプロポーザルを行い、そちらで決まった事業者にくども園の新築工事基本・実施設計を合わせた業務委託を２箇年にまたがりますが支払いとしては翌年度になることから、令和８年度以降の予算として６，６６０万円を計上しております。当然、この設計が終わりましたら令和８年度以降工事費用を計上し、完成に向けて備品等の費用も上げていくような形で進めてまいります。最速のスケジュール案として、令和７年１１月頃から設計を開始し、令和９年７月頃から工事を着工し、令和１０年９月の開園を目指しております。 次に、No.２をご覧ください。事業名が小中学校学習環境整備事業で、令和６年度２月補正



予算を含んでおり総額で6億6,280万円です。趣旨として、子ども達の学習環境のさらなる改善のため、令和7年度は次の事業に取り組みます。1つ目は八幡小学校トイレ整備で、こちらは設計業務です。八幡小学校のトイレは老朽化が激しく、かつ建物の構造が特殊であることから、なかなか抜本的な改修ができないということで、今回新たな方針として現在トイレがない北校舎に一部屋を活用してトイレに改修するため設計業務として400万円計上しております。2つ目はさくら小学校の給食室改修で、衛生環境改善のため給食室の乾式化及び老朽改修を行います。今年度設計しており来年度工事をするという事で備品等の費用も含め事業費として2億1,500万円を計上しております。3つ目は橋本小学校給食室・トイレ大規模改造の設計です。衛生環境改善のため給食室の乾式化及び老朽改修、またトイレ洋式化、乾式化、老朽改修を合わせて設計するもので、設計業務委託料として2,100万円計上しております。4つ目は中央小学校トイレ大規模改造で、トイレ洋式化、乾式化及び老朽改修を行うことで学校の衛生環境を改善するものです。工事費用として1億5,600万円を計上しております。5つ目は男山東中学校グラウンド改修の設計で、グラウンドの排水機能確保のため表層土を入れ替え、排水設備の更新等を行うもので、280万円を計上しております。6つ目は男山第二中学校グラウンド改修で2月補正予算となっております。先ほどの男山東中学校と同じように、グラウンドの排水機能確保のための表層土入れ替え、排水設備更新等を行うもので、令和7年度に工事をするため予算として9千万円を計上しております。最後の7つ目は男山東中学校エレベーター整備で2月補正予算となっております。エレベーターを1棟設置することに合わせて、武道場が2階部分にございますので、校舎と武道場を2階部分の渡り廊下でつなぐバリアフリー化を実施するもので、事業費として1億7,400万円を計上しております。

[成 田 課 長]

続いて、子育て支援課からご説明申し上げます。No.3をご覧ください。

地域子育て支援拠点（おひさまテラス）への事業助成拡充についてご説明申し上げます。本件は、男山団地A地区集会所で開設されている地域子育て支援拠点施設、「おひさまテラス」につきまして、開所日が現在の週3日から週5日へ拡充されることに伴い、国の交付要綱に基づき、財政支援の充実を図るものでございます。当施設は、男山地域まちづくり連携協定の子育て支援に係る取り組みとして、平成26年12月から開設されており、令和6年度からは、児童福祉法に基づく「地域子育て支援拠点施設」として位置づけ、国や府の財源を活用し、財政支援を行っております。事業費は871万4千円となり、財源には子ども・子育て支援交付金を充当し、国・府からそれぞれ事業費の3分の1ずつが負担されます。

続きまして、No.4をご覧ください。保育所等紙おむつ納入業務委託について、ご説明申し上げます。本件は、保育園等を利用する子どもが使用する紙おむつ等を施設へ直接納入し、その経費を市が全額負担することで、保護者がおむつを準備する手間の解消と経済的負担の軽減を図り、既に導入している使用済み紙おむつの廃棄委託と合わせた「おむつの手ぶら登園」を実現するものでございます。事業概要といたしまして、公立園・民間園を問わず、保育園や認定こども園などの就学前施設への紙おむつ納入業務を市が一括して委託し、その費用を市が全額負担するものでございます。事業費は1千万円、対象施設は市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園、及び広域入所協定を締結する市外の認可保育所とし、対象児童は、これらの施設を利用する市内在住の未就学児としております。なお、予算をご可決いただきましたら、早速4月から業者選定等に取り掛かり、その後、施設への説明会や保護者への周知期間を考慮し、9月頃から事業を開始する予定です。

続きまして、No.5をご覧ください。ファミリーサポートセンターにおけるサポート会員活動助成について、ご説明申し上げます。本件は、府内では初の取組として、ファミリーサポートセンターにおけるサポート会員の確保及び定着を目指し、利用会員との間で交わされる報酬金に加え、市がサポート会員に対して援助活動の時間に応じた助成金を交付するものでございます。事業概要といたしまして、現在利用会員からサポート会員に対して、1時間あたり700円（休日等は800円）の報酬金をお支払いいただいておりますが、これに加えて、市がサポート会員に対し、援助活動1時間あたり400円の助成金を交付するものでござ



	ざいます。事業費は138万円となり、財源には子ども・子育て支援交付金を充当し、国・府からそれぞれ事業費の3分の1ずつが負担されます。 なお、こちらの主要事項説明書には記載しておりませんが、この他にも公立保育園・認定こども園・幼稚園において、業務の効率化を図る取り組みの一環として、小中学校で活用している保護者との連絡アプリを導入するための経費を計上している他、民間園との協働による教育・保育のさらなる充実を図るため、民間園の保育士等が受講する研修費用に対し、国の財源を活用して助成するための経費などを予算計上しております。
[正 田 主 幹]	次に、GIGAスクール構想整備事業についてご説明します。No.6をご覧ください。 趣旨として、令和2年度に小中学校の児童・生徒に一人1台分導入したタブレット端末を更新するものです。令和2年度に導入した端末を令和7年度に更新し、令和12年度までのリース契約を予定しており、事業として令和7年度から令和12年度までの6箇年、総事業費としては3億2,270万円となっており、令和7年度の事業費用としてはリースの賃借料とシステム設定変更委託で670万円です。
[渡 邊 次 長]	続いて、No.7の学力向上推進事業（多様な学びの場充実）をご覧ください。 今年度より中学校4校に非常勤講師と支援員を配置し、不登校のサポートを行って来ました。来年度は小学校2校にも増やし、小学校は支援員のみ各校25時間で設計しておりますが、その予算が364万3千円です。昨年度は環境整備ということもありましたので、人件費以外も積んでおりましたが、今年度は人件費のみ予算計上しております。
[田 原 主 幹]	続いて、No.8をご覧ください。事業名が2つございます。1つ目の地域クラブ活動推進事業からお伝えします。本件は中学校全校で行っていきます。中学校において、休日部活動の段階的な地域移行のため、令和6年度より実施している地域移行業務委託の指導対象クラブを拡大します。令和6年度は市内中学校4校で運動部4部活（1校1部活）であったものを、令和7年度は市内中学校4校で運動部12部活（1校3部活）と文化部では吹奏楽部活を4校合同で実施してまいります。なお、休日部活動の地域移行へ向けた体制整備、部活動指導等を委託する事業費として1,015万5千円を計上しております。
[家 村 課 長]	2つ目の民間による小学校水泳指導についてご説明いたします。令和5年度、6年度くすのき小学校・八幡小学校で試行的に実施させていただきました。実施後のアンケートで児童におきましては、「スイミングスクールでの水泳の授業は楽しかった」「スイミングスクールのコーチの授業はわかりやすかった」、教員におきましては「民間の指導者による水泳指導により、教育効果は全体として高まった」「例年より児童を丁寧に見取り、評価を行うことができた」等、肯定的な意見が多く寄せられました。また、保護者につきましては学校からの報告で、「来年度以降もスイミングスクールでの水泳学習をしてほしい」「安全面において指導者・監視者が多いので安心した」等の意見が寄せられております。これをふまえ令和7年度は6校を追加し、市内小学校全校で水泳指導の民間委託をすることとしております。学校ごとに民間事業者に委託し、事業費として4,573万9千円を計上しております。 続いて、給食費保護者負担軽減助成についてご説明いたします。資料2-3をご覧ください。学校給食費について、令和5年4月及び令和6年4月に2年連続で単価改定をさせていただいたところですが、物価高騰が続いており学校給食の質を維持することが困難であることから、令和7年度は小・中学校20円値上げし、1食あたり小学校は300円、中学校は350円に令和7年4月1日に改訂することといたしております。それと合わせて公立小中学校給食費の段階的な無償化へ向けて、令和6年度より実施している給食費の一部助成を令和7年度も引き続き実施いたします。事業費としては小学校分が5,160万円、中学校分が3,260万円で、合計して8,420万円です。これにより小学校の1食あたりの保護者負担額は令和6年度同様210円、中学校についても令和6年度同様240円とすることといたしております。また、八幡支援学校小中学部に通う児童・生徒、市飛び地に在住し、京都市が指定する公立小中学校に通う児童・生徒への助成も行うこととしております。
[柁 野 主 幹]	続いて、南ヶ丘教育集会所より放課後学習教室拡充についてご説明いたします。No.10をご覧ください。趣旨としては、これまで2事業に分けて実施していた小学生の放課後学習事



[教 育 長] [狩 野 委 員]	業について、一つの事業に統合するとともに対象学年と対象校を拡大するものです。事業概要ですが、令和6年度に放課後学習クラブという形で市内小学校全8校の小学校5・6年生を対象にしたものと、令和5年度・6年度に試行的に実施した寺子屋事業で市内の2つの小学校1年生から3年生を対象に行っていたこの2つの事業を統合し、新たに今まで対象とできなかった小学校4年生も加え、さらに低学年は2つの小学校が対象だったものを市内全校に拡充するものです。令和7年度は市内小学校全8校の小学校1年生から6年生を対象に、中高学年は漢検・数検用の学習を、低学年は家庭学習支援を行う予定になっております。事業費としては1,285万円を計上しており、財源は府の京のまなび教室推進事業補助金を活用しようと考えています。 ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 教育の推進のためにたくさんの予算を使っているのはありがたいことだと思っております。いくつか伺いたいことがあります。まず、No.1の就学前施設環境整備事業ですが、南ヶ丘の統合を進めることは大変ありがたいことだと思います。これに合わせて小さい修理をあちこちでしていただいておりますが、旧みその保育園、今のやわたこども園も今後修理を進めていただけたらなと切に願っております。 次に、No.3のおひさまテラスですが、こういうことをしているのはちらっと聞いたことがあるんですが、もう少し事業の内容や利用者の人数を説明していただけたらと。あまり知識がないので教えていただけたらありがたいと思います。 次に、No.6のGIGAスクール構想整備事業ですが、タブレット端末が5年経つと更新しなければならぬということで、保護者の負担がなく、たくさん予算を費やしていますのでスムーズにタブレット端末が更新できるようお願いいたします。そこでお伺いしますが、小学校1年生で入学したら新しいタブレットをその子用に貸していただくのかどうか教えてください。 それから、No.8の地域クラブと水泳指導ですが、今年度もあちこちの小学校を訪問させていただいている中で、例えば有都小学校は規模が小さく水泳指導そのものに対しての負担感が学校としては少ないかもしれませんが、プールの管理で先生方が土日もお出勤しなければならないという現実も聞いてましたので、全校がこんなふうに移行できるのは効果的です。先生の負担を減らす効果も大きいと思いましたし、先ほどの説明の中で子どもにとってもわかりやすい指導であったり、先生方も教育効果の高まりを感じるというような感想をいただいているので、全校で実施されるのはうれしいと思います。今まであちこち学校訪問させていただいている中で、南山小学校はどこのプールに行くかわかりませんがバスでないとどこにも行けないと思います。遠足等でもバスの乗り降りがとても大変で、どこでどう乗るか校長先生はいつも案じてらっしゃるかなと思いますので、その辺どうされるのか教育委員会としての考えを教えていただけたらありがたいです。 次に、No.9の給食費ですが、物価の高騰が激しいです。買い物に行ってもまた値上げまた値上げで、これだけしか買ってないのにこんな金額になるのかと日々実感しているものですから、給食費の値上げも仕方がないことではあるかと思えます。ただ、段階的にという言葉在先ほどご説明の中でおっしゃってましたけれど、いまこども食堂の件とか2、3日前にもフードリボンと言って例えばコンビニで一般の方が300円寄付されると商品にリボンがついて、そのリボンを持って行くと無償で食べられるというような記事を読んで、こども食堂のことを読むたびに胸が痛むなど。食べられない子どもがそんなにいる現状があるんだなということで、本当に胸が痛む思いがします。給食費のご負担というの、市もたくさん頑張っているかと思うんですが、こども食堂の話を見るたびに給食費の無償化というのも今後なるべく早い時期に進めていただくのも、お金のかかることですので早急には言えませんがご検討の方お願いできたらなと思います。 それから、No.10の放課後学習教室拡充ですが、寺子屋事業を全校で実施されるということで、いま低学年がしんどい現状が八幡市だけではなく京都府を回っていてもそういう声をよく聞きます。低学年の間に学校に行くのが楽しい、勉強すること、自分がいろいろ覚えて
-------------------------------------	--



	いくことが楽しいんだというような、そういう流れになるように分かりやすい・楽しい・明日も学校に行きたくなる・宿題をしっかりとって学校に行くことが楽しくなるような、そういう授業展開をお願いしたいなと思いました。
[教 育 長]	おひさまテラスの状況、小学１年生へのタブレット端末の状況（現状と今後）、南山小学校のバス乗降の件、以上３点答弁願います。
[成 田 課 長]	おひさまテラスの主な取組ですが、令和６年度からは国の要綱に基づく運用を確保する代わりに財政支援をしていることとなりますので、分かりやすく言うと市の直営の子育て支援センター（すくすく・あいあい・そよかぜ）と同じような取組をされているという認識でいただけたらと思います。具体的に言うと保護者の交流イベントであったり、子育てに関する講座、育児相談等進められております。利用者について具体的な数字はいま資料を持ち合わせていませんが、確か令和４年ぐらいでも約９００人程度の利用はあったと記憶しております。いま財政支援が充実したことで、中のスタッフの体制強化も図られてますので、今年度にはもう少し利用人数が増える見込みと聞いております。
[正 田 主 幹]	タブレット端末の取り扱いについてですが、現状としては小学校６年生の分、中学校３年の分をそれぞれ新１年生に回す形をとっております。令和８年度につきましては既存の端末を全て入れ替える形となりますので、小学校１年生から中学校３年生まで全て新しい端末に切り替わります。
[家 村 課 長]	民間による小学校水泳指導の関係で南山小学校についてご質問をいただいた件ですが、令和７年度が始まってから委託業務を進めていくこととなりますが、現在南山小学校でより安全にバスによる送迎ができるよう進めているところです。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[橋 本 委 員]	非常に細かい資料を具体的に出していただいて、感心し評価しております。ありがたいことで、それだけしっかり見なければならぬと責任感がありますが、残念ながら細かいところまで見る能力も時間もございませんので素人的な質問で申し訳ないんですが、まず大きな観点で言いますとこども未来部という大きな組織変更がありました。それに伴ってどのように、ただ単に事業の組み換え分を置き換えたことなのか、それ以上に教育・子どもたちに返る部分について組織再編することによって大きな影響が出ている・出るように予算化されているのか、この辺りを説明いただけたらありがたいなと思います。 素人からは言うところこういう予算関係を見ると、国・府の援助、補正予算とかなかなか実際のところどうなのか、実態が分からない・つかめないというのが正直なところです。例えば複数年度で計画されている非常に大きな事業がありますし、そういう時期かなと思いますが本当に均等的に同じような予算で進むのかどうか、この辺りの心配論であります。足りなければ足りないなりに補正予算なり色んなことをされるのかもしれませんが、そういったところについて特に大きな予算が含まれているところについてはお願いしたいなと思います。 いつも申しあげているところですが、大きな予算・小さな予算それぞれについている事業に対する評価、総括をされて次年度に向かうために新しくこうしたと、いま説明の中でいくつも聞かせていただきましたが、そういった辺りで例えば放課後学習クラブで漢検・数検用学習を取り入れられていて、そうするとどれだけ具体的な結果として成果が出ているのかということまで紹介していただけたら、ああなるほど、これはもっと進めてほしいなと思うわけですね。事業と結果、そういう辺りのところで成果が十分出ている、もちろん政策的にやっておられると部分もありますから一概的に申しあげられませんが、大きな観点で言いますと組織再編に伴う効果はどの様な点で特徴的に出ているのか。あるいは費用対効果等で成果が出ているところ辺り、マイナス部分はあえて結構ですので、ご紹介いただければありがたいなと思います。
[辻 部 長]	令和５年１月、ほぼ２年前に組織再編した効果ですが、なかなか予算ではその辺の連携という部分、お金のつく事業がそんなにないんです。もちろん、幼保小、小中連携事業それぞれ学校の先生、保育士、幼稚園教諭の方はどんどん進めていらっしゃる。ただ、こちらでもコロナで一旦事業がストップしたこともあり、いま取り戻している段階です。こういうの



	は予算には出てこないところですのでその辺は難しいのですが、一つの効果としては給食費負担軽減助成やおむつの手ぶら登園、こういう子育て世帯の保護者への金銭面・手間暇の負担を減らすことで、ある意味昔の福祉・教育という分け方をしていた時からこういう一体的なことはできなかったと私は思っております。これは子育て支援を担う部ということで、統一的に統合した形で提案できた、それで実現した結果がこの部分でございます。形式的なものではなく少しでも負担を減らしている部分、給食費やおむつもそうですし、放課後学習事業についてもこれまで小学4年生は何の支援・事業もなかったことから見直しをかけました。 橋本委員が先ほどマイナス部分とおっしゃいましたが、寺子屋事業を2年前から試行的に始めましたが、なかなか募集をかけてもボランティアが集まらなかったことが一つ大きな問題・課題となりました。4年生の学習支援がなかった、市内2校だけだったため全校に広げなければならないということで見直しをかけ、今回こうやって提案し放課後学習教室の充実を進めていこうということになりました。
[橋 本 委 員]	福祉部分も含めて提案できる辺りは共感を持てるところでありますし、ぜひ「こどもまんなか」というところで、こども未来部の果たす役割が非常に重要になってきていると思います。ここで何回も議論されていたのは、そういった議論の中で保幼小の連携・接続の部分であります。先ほど説明の中で幼稚園等の保護者向けのツールの環境を整えるとありましたが、ぜひ学校教育と幼保のシステムを統合できないのか。接続の部分も含めて合理化というのでしょうか、色んな面での接続の中で一番大事な部分であるのかなと思います。そうすると一体化されて経理的にも見通しのあるものになると思いますので、重々難しいことは何回も聞かせていただきましたが、ぜひそういった連携のところの統合、福祉との連携と併せてお願いできたらと思います。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[佐 野 委 員]	橋本委員と同じですが、初めてこんなに詳しく分かりやすい資料を見せていただいて。今までは難しくて数字との格闘でしたので。予算書なので、これがこのまま通ることを望んでおります。 一つお聞きしたいのは幼稚園予算の中で、学校訪問した時に幼稚園の先生のインターネット環境を充実してほしいと切実に願われるのですが、その部分は予算の中の施設環境整備に入っているのでしょうか。それ以外はこのまま予算が通ることを願うばかりで、プールに関しては全校が今年外部委託で開催できることを望みます。と言いますのも、この金額が高いか安いかわれたら、やはり子ども一人の命に係わるのが一番大きい事業ですので、それに代えがたいものがありますので、この予算が今年度通ることを願っております。
[狩 野 委 員]	同じことでもう少しいいですか。いつも園訪問した後で橋本委員が園のインターネット環境のことを言うてくださっていて、そこを一つ聞かせていただきたいのが自分の思いです。 確か去年度の終わりが今年度の初めに、文科省から幼児教育の質を支える教育環境の整備ということで、幼稚園のICT環境整備の予算が出ているということをお伝えさせていただいたかと思います。なかなか八幡市においてその辺りがどうなっているのか、今の佐野委員の質問と同じように合わせて教えていただけたらと思います。
[成 田 課 長]	予算資料の就学前施設環境整備事業の中にインターネット環境のことも含まれているかということですが、こちらの中には含まれておりません。もし、そういったインターネット環境に手を入れるようであれば総務部の方から別に予算化があるはずなので、今回は少なくとも含んでおりません。 国のICT化補助金ですが、私から以前お話をもらったかもしれませんが、こういった補助金があるというのは承知しておりまして、ただ公立幼稚園・保育園・認定こども園で現在ICT化に向けた事務補助のシステムとして10年近くキッズビューというものを使っており、これがインターネット環境でなくても行政専用のL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を介して利用できるというシステムになりましたので、必ずしも保育支援システムとインターネット環境がセットものと考えていないところです。ただ、次年度から導入する保護者連絡アプリについては、ICT環境の補助金が活用できないかと国に問い合わせたい



[狩 野 委 員]	るところです。 小学校のように欠席等の連絡を保護者が連絡アプリでつながっていくのは、とてもいいかなと思います。園の先生方がインターネットを介して研修を受けるとなると、回線がつながるパソコンを市に借りてやっと受講できる状況です。いまZoomの研修とかICTを使った研修が多くなっている中で、大きな壁になっているなというのを感じるものですから、ぜひ先生方の質を上げる意味でも外部の研修をインターネットで手軽に受けられるような設備もお願いしたいなと思います。
[教 育 長]	他にご質問等ございませんか。ないようでありますので、次に、(3)「2歳児向けプレ保育の成果と課題について」、事務局より報告願います。子育て支援課。
	(3) 2歳児向けプレ保育の成果と課題について
[矢田総括園長]	2歳児向けプレ保育の成果と課題についてご報告いたします。資料3をご覧ください。 1. 取り組み内容といたしましては、基本的な生活習慣の習得、遊びを通じた興味・関心の育成。親子プレ保育の実施。園行事への参加、主に運動会、避難訓練、誕生会となっております。 2. 成果といたしましては、同年齢の子どもと遊ぶ機会を提供できた。さくら幼稚園で7名中5名、橋本幼稚園で5名中4名を令和7年度の入園につなげることができた。保護者から「幼稚園に行く日を楽しみにしている」との声が多く、入園への期待感を高めることができた。普段の会話やドキュメンテーションを通じて、保護者の育児の悩みを聞き、必要な情報を発信することで、子育て支援の役割を果たすことができた。幼稚園教諭にとっても、3歳未満児の保育を学び直す機会となり、3歳以上の保育とのつながりを見直すきっかけとなった、ということが上げられます。 3. 課題でございますが、週2回の登園では生活習慣の習得が不十分なため、保護者との連携強化が必要である。集団活動への参加が難しい子どもが多く、親子でのふれあい遊びの機会が少なかった。2歳児向けの遊具・生活用品の充実・見直しが引き続き必要である。プレ保育利用者が必ずしも入園に直結しないため、入園希望者を優先できる仕組みの検討が必要である。満3歳で私立園に転園する家庭や、4月から保育園に入園する家庭もあり、「子育て支援」としての役割は果たせたが、「入園児獲得」という当初の目的から外れてしまった面もある、という声が上がっております。 4. まとめといたしまして、各園が子どもや保護者の様子を見ながら、それぞれの方法で子どもたちの豊かな経験につながる活動に取り組んできた。週2回の積み重ねの難しさはあったが、「子育て支援」を大きな目標として、一人一人の子どもの姿を認めながら保護者と連携し、「子育ては楽しい」と感じてもらえる保育を続けていきたい。また、クラス編成や職員配置については、募集人数や時期、支援を要する子どもの有無などによって変わってくるため、引き続き最善の形を検討してまいります。 なお、参考までに令和7年度利用予定数でございますが、さくら幼稚園8名、橋本幼稚園6名となっております。以上です。
[教 育 長]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。
[狩 野 委 員]	いい成果が出ているのではないかと思います。実はつい先日、橋本幼稚園のプレ保育で帰る途中の保護者さんと出会いました。全く知らない方ですが、荷物をたくさん持って歩いてらっしゃったので、プレ保育ですかと尋ねたら、そうなんですとおっしゃいました。いかがですかと尋ねたら、本当に楽しく喜んで行っていますという答えが返ってきて、すごくいい成果が出ているんだなと嬉しく思いました。ばらばらにいらっしゃった2名の方に偶然聞いたんです。いま公園デビューがありませんので、そうやって同じ年齢のお子さんが一緒に遊ぶ機会がたくさんあるのはいいなと思います。前回、橋本幼稚園に訪問させていただいた時、2歳児さんも発表してもいいぐらいだなという感想を園の方から伺って、3・4・5歳だけではなく2歳という幅もできて、子どもの育ちがより一層充実していると思いますし、課題もきちんと整理していただいておりますので、園児数の確保も含めて最後に最善の形を検討するということで、PDCAサイクルで今年度園と一緒に見直して、来年度更なる充実が図れる



[教 育 長] [橋 本 委 員]	ようにお願いしたいと思います。来年度の予定者もしっかりいらっしゃるので、嬉しい限りです。以上、感想までです。 他にご質問等はございませんか。 これから大いに進めていく事業でもありますし、接続という面でも先進的と言うんでしょうか、いい成果を出していただいているなと受け止めました。ただ、足を引っ張るわけではないのですが、こういう新しい事業が入ってきた時に小さな園は色んなことが起こった時に支障をきたしていないのかという心配をしております。答弁は結構ですので、ぜひより一層、環境の充実をお願いしたいと思います。
[教 育 長]	私も実際2歳児のプレ保育を見させていただきましたが、本当にいい感じでやっておられる。同じ年齢の子がいるというだけでも保護者の方の安心感が違うのかなと。なかなか子育て支援センターは行けないけれど、決まった形で枠があれば行けるという方もおられるでしょうし、上手にお子さんや保護者の方とお話してやっていただいているところもあったりして、そういうふうなところも子どもたちの成長に非常にいいのかなと思っています。環境面についても十分配慮しながら進めていただいておりますので、今後もこの形で進めていければなと思っていますところ です。 他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、次に(4)「幼稚園における弁当配送サービスの今後について」、事務局より報告願います。子育て支援課。 (4) 幼稚園における弁当配送サービスの今後について
[成 田 課 長]	幼稚園における弁当配送サービスの今後についてご報告申し上げます。お手元の資料4をご覧ください。 本市では、令和7年1月より、公立幼稚園において希望者を対象に週1回の弁当配送サービスを試行的に導入しております。当初、委託していた市内業者は、主に高齢者向けの弁当を提供していたため、職員から「幼児向けのメニューとしては物足りないのではないか」との意見がございました。 そこで、市外にも目を向けて、保育園や幼稚園の委託給食を主軸に事業を展開している新たな業者を選定し、2月より業者を切り替えてサービスを提供しているところでございます。新たな委託業者につきましては、「株式会社 富喜屋(ふきや)」、こちらは大阪府高槻市に事業所がございます。前業者と比較しますと、保護者負担金は1食あたり400円の据え置きで、献立がより幼児向けになっており、また、大きな変更点としてアレルギーへの個別対応が可能となっております。令和7年3月時点の利用状況でございますが、さくら幼稚園で41人中27人、橋本幼稚園で22人中13人が利用されています。 最後に、今後の方向性でございますが、現業者の献立は、園児や職員からも好評であるため、同業者の間で本契約を締結し、本格導入を進めることとしております。また、提供日については、両園長と協議のうえ、まずは4月に週1回からスタートし、園児の様子や保護者の意見などを踏まえながら、徐々に増やしていく方向で検討することとしております。なお、参考までに、契約書等の案を添付しておりますので、併せてご確認ください。
[教 育 長] [狩 野 委 員]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 保護者負担という面、それから両園から伺いましたけれど、年長さんは給食の移行に向けてみんなで同じものをいただく教育的配慮も行っているということで、いい取組ではないかと思います。
[教 育 長] [橋 本 委 員]	他にご質問等はございませんか。 給食に向けての一步ということで理解させていただいておりますが、ぜひ給食導入に向けて着々と一步一步進めていただきますよう、よろしくお願いします。
[教 育 長]	幼稚園の給食はどうあるべきか、非常に実は難しい問題等がありまして、逆に給食がないからこそ公立の幼稚園を選んでらっしゃる方もおられると聞いております。実は私も伺った様子を見せていただいたんですが、公立の幼稚園としての給食の役割をただ週何回かという形で絞るのか、それとも絶えずずっとやっていくのか。その辺の補助のあり方もどう考えていくのか、これからまだここも議論していかなければならないと、正直なところ思っている



	ところでは。
[橋 本 委 員]	お母さんがお弁当をお作りになる、これは良しとします。ただ、こういう形で給食と同じ形でされるなら給食でいいのではないかという意味で申しあげましたので、いま教育長がおっしゃったようにその辺の議論は必要かなと思います。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、次に（５）「第３期子ども・子育て支援事業計画の策定について」、事務局より報告願います。子育て支援課。
	（５）第３期子ども・子育て支援事業計画の策定について
[成 田 課 長]	第３期子ども・子育て支援事業計画の策定についてご報告申し上げます。お手元の資料５－１をご覧ください。
	市では、令和２年３月に「第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりましたが、同計画が令和６年度末をもって期間満了となることから、この度、令和７年度から１１年度までを対象とする「第３期子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。
	本計画を策定するにあたり、これまで子ども・子育て会議を計７回（７回）開催し、子育て当事者や事業関係者を中心に様々なご意見をいただきながら検討を進め、保護者や児童・生徒へのアンケート調査にも取り組んでまいりました。
	また、令和６年１２月１９日から令和７年１月１７日までの期間に実施したパブリックコメントでは、２名の方から計４件のご意見をいただきました。パブリックコメントへの回答につきましては、計画の公表に合わせて市のホームページで公開する予定としております。
	計画の詳細につきましては、資料５－２のとおりでございますが、令和６年１２月定例教育委員会において、パブリックコメント前にご報告した計画案から大きな変更ございません。以上でございます。
[教 育 長]	令和６年１２月定例教育委員会でご報告した計画案から大きな変更ないということですが、特に何か委員の方よりご質問等はございませんか。ないようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。
	次に４．その他ですが、何か特に申し上げておくことはございますか。
	４．その他
[教 育 長]	特にないようでありますので、４．その他を終結いたします。
	次に５．配付資料について、事務局より説明願います。こども未来課。
	５．配付資料
[高 橋 課 長]	本日の配付資料です。４点ございまして、１点目「令和７年度教職員人事異動辞令交付式等」です。令和７年４月１日（火）に教職員の辞令交付式及び着任式を文化センター４階小ホールにて執り行います。教育委員のみなさまにおかれましては、午後２時からの着任式へのご出席をお願いしたいと存じますので、お忙しいとは存じますが、ご予定の方をよろしくお願いいたします。
	２点目「令和７年度八幡市教育委員会行事予定一覧」をお配りしています。
	３点目「第３６回八幡市青少年の主張大会記録冊子」です。令和６年１１月３日に開催した青少年の主張大会の記録冊子を作成しましたのでお配りをしています。ご高覧いただけますと幸いです。
	最後に４点目「２月分議事録の写し」をお配りしています。以上です。
[教 育 長]	次に、「次回定例教育委員会の日程について」、事務局より説明願います。こども未来課。
[高 橋 課 長]	回次の定例教育委員会は、４月１日（火）の着任式終了後、午後３時から文化センター小ホールで行います。以上です。
[教 育 長]	次に、３．議題に入らせていただきます。（１）「保育・学校教育の重点について」を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来部次長。
	３．議 題（協議事項）
	（１）「保育・学校教育の重点」について
[渡 邊 次 長]	保育・学校教育の重点について、資料６をご覧ください。



	様々なご意見をいただきまして、今回修正したものが青字になった部分です。1 点目、委員より前文のようなものがあつたほうがいいのではないかとご指摘をいただきまして、基本理念という形で簡単にまとめをさせていただいております。いきなり内容となっておりますので、その前に基本理念という形で挿入しております。2 点目、4 ページ重点項目 4 の 2（5）ＩＣＴ端末のところ、少し時代に合わない表現になってきていると指摘をいただきましたので、いま目指しているところ、個別最適な学びと協働的な学びというところをポイントとして進めていく意味合いで修正させていただいております。その他は文言の整理をもう一度見直し、語尾を少し訂正しました。
[教 育 長]	ただ今の説明につきまして委員よりご意見、ご質問等はございませんか。
[狩 野 委 員]	いま、こども家庭庁がこどもまんなか社会をすごく言っておりますので、ぱっと見た時に取組だけをぼんぼんと書いてあつたので、八幡市としてこういう思いで教育に携わっていく、八幡市は保育園も一緒になって 0 歳から義務教育終了までを見据えた教育をやろうとしていますので、このように基本理念としてこういう事を大事にしていくんだというのをまとめていただいたのは、非常に評価したいなと思います。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[橋 本 委 員]	いつもずっと思ってきたのは、学校教育と社会教育の関係なんです。学校教育は毎回細かく我々が携わって修正をお願いし反映させていただいているのに、社会教育はぱっと出されて直す間もなく過ぎ去っていく。こちらとの関係が十分に呼応しない・響き合っていないという感覚を常に持っています。非常に教育委員としては責任を感じております。
[教 育 長]	他にご質問等がないようでありますので、議題（１）についてお諮りいたします。議題（１）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[全 委 員]	異議なし。
[教 育 長]	異議なしと認め、議題（１）「保育・学校教育の重点」について、は原案のとおり決定されました。
	次に、議題（２）「八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正について」、を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来課。
	（２）八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正について
[高 橋 課 長]	八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、ご説明いたします。お手元の資料 7 をご覧ください。
	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係する本市の規則を改正するものです。
	その内容は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の改正により同法の条項が移動するので、「八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」中の当該条項を引用している箇所の整理を行うものです。
	そもそもこの規則は何だと申しますと、法律上・条例上で必要なところ、例えば保育園入園の申し込み等をインターネットを介して行う場合、この条例を作っておく必要があります。条例・規則で定められている入園申し込み等は所定の手続きがありますが、基本は来てもらって対面や郵送で行いますが、インターネットを活用する場合はこういう条例を整備しておかなければならないというもので、その大本の法律が改正になり、その条がずれたため改正するものです。以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
[教 育 長]	ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題（２）についてお諮りいたします。議題（２）について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。
[全 委 員]	意義なし。
[教 育 長]	異議なしと認め、議題（２）「八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の



[家 村 課 長] [教 育 長] [全 委 員] [教 育 長] [全 委 員] [教 育 長] [教 育 長] [教 育 長]	推進等に関する規則の一部改正について」、は原案のとおり決定されました。 次に、（３）「八幡市就学援助規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明願います。学校教育課。 （３）八幡市就学援助規則の一部改正について 八幡市就学援助規則の一部改正（案）についてご説明申し上げます。お手元の資料８をご覧ください。 本市では、就学援助制度の審査に使用する算定方法は、特別支援教育就学奨励費の算定方法の一部（特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等）を使用しています。この度、特別支援教育就学奨励費の算定方法（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領）が改正されたことに伴い、令和７年６月から就学援助制度においても特別支援就学奨励費と同内容で測定を行うこととする予定としています。これに伴い八幡市就学援助規則（昭和５９年八幡市教育委員会規則第１号）の一部を改正しようとするものです。 規則の改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。今回の特別支援教育就学奨励費の改正では需要額の算定時に母子父子のひとり親世帯については母子加算が新たに追加されますことから１．５倍を廃止するとともに、第３条第３号及び第４号を同条第２号に統合したいと考えますことから、「教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者」とし、詳細については、内規「八幡市就学援助規則第３条第２号における教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者について」にて定めます。それに伴い、第２条第５項の「第３条第２号から第４号まで」の「から第４号まで」を削除します。 以上、ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。 ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。 先ほどの説明にありましたが、母子・父子等の世帯については今まで１．５倍でやっていましたが、変更後は元々の加算の中に入っているということで、基本的に母子・父子等世帯についての手厚さは現状と変わらない、基準として大きく変わるわけではございません。 ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題（３）についてお諮りいたします。議題（３）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 [全 委 員] 意義なし。 [教 育 長] 異議なしと認め、議題（３）「八幡市就学援助規則の一部改正について」は原案のとおり決定されました。次に議題（４）「令和７年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について」、を議題といたします。本議題は、人事に関することであるため、秘密会としたと思いますが、ご異議ありませんか。 [全 委 員] 異議なし。 [教 育 長] 異議なしと認め、議題（４）「令和７年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について」は秘密会とし、関係部職員のための審議といたします。 それでは、関係部職員以外の職員については、退席願います。暫時休憩します。 《関係部職員以外の職員 退席》 《以下、秘密会として開催》 [教 育 長] 秘密会を解きます。 5. 閉 会 [教 育 長] 以上をもちまして３月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。
---	---

八幡市特定事業主行動計画

～それぞれが大切なものを
大切にできる職場づくり～

令和 7 年 2 月

はじめに

全国的に少子化及び人口減少が進む中、本市においても平成5年の7万6千人をピークに人口減少の局面に入り、一時期増加傾向にあったものの、平成23年から再び減少傾向が続き、令和6年末時点で68,598人となっています。また、出生数についても令和6年は328人となり、10年前（平成26年：547人）と比較し約4割減、20年前（平成16年：690人）との比較では5割以上の減と、少子化が加速しています。

これまで、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以降、「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以降「女性活躍推進法」という。）に基づき、市及び各執行機関が事業主として取り組むべき行動計画を定め、これを推進してきた結果、女性職員の採用や女性監督職の登用が進むとともに、年次有給休暇の取得率や男性の育児休業取得率の向上が図られてきました。

しかしながら、職場優先の雰囲気や固定観念的な男女の役割分担意識は依然としてみられ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性職員の活躍推進に大きく影響しています。また、国の集中改革プラン等に基づき、これまで大幅な職員数削減が進んできた一方で、地方自治体に求められる役割の拡大や地方分権・権限移譲等による業務量の肥大化に伴い、職員の時間外勤務や休日出勤等の増加、若手職員のメンタルヘルスマネジメントや離職の防止等が大きな課題となっています。

職員一人ひとりが希望する仕事と家庭生活とのバランスを実現しながら、定められた勤務時間内で最大のパフォーマンスを発揮することが、組織の最適化に不可欠であり、ひいては市民サービスの向上等に必要な変革と創造を持続的に生み出す土壌となります。また、特に男性職員について、育児休業等の取得により一定期間集中して家事や育児等に取り組み、様々な経験や視野を広げることは、その後の職務遂行において有用となります。

少子化に立ち向かっていかなければならない現在の局面において、男女がともに活躍し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つことのできる社会の形成に向けた組織づくりを図るため、本計画は、事業主としての方針と目標を定めるとともに、職員全員がその内容を自身に関わるものと認識し、これまで以上に働き方改革に取り組まれるよう求めるものです。

令和7年2月

八幡市長（公営企業含む）
八幡市議会議長
八幡市選挙管理委員会
八幡市代表監査委員
八幡市公平委員会
八幡市消防長
八幡市農業委員会
八幡市教育委員会

<目次>

I	計画の背景と目的	1
II	計画の位置付けと計画期間	2
III	現状分析	3
	1. 女性職員に対する職業生活に関する機会の提供	3
	2. 職員のキャリア形成	5
	3. 職員の仕事と生活・子育ての両立	6
	4. 各種制度等の認知度	11
IV	主要課題	13
V	めざす姿と基本目標	14
	めざす姿	14
	基本目標① 誰もが働きやすい組織づくり	15
	基本目標② 活躍できる、活躍したいと思える組織づくり	19
	基本目標③ 安心して結婚・妊娠し、産み育てられる環境づくり	22
VI	計画の推進体制	25

I 計画の背景と目的

少子化が急速に進行する中、国、地方公共団体及び民間事業主など社会全体で、次代の社会を担う子どもたちを健やかに生み育てられる環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代法（平成27年3月までの時限立法）が制定され、市では、同法に基づく「八幡市特定事業主行動計画」を平成17年7月に策定（平成23年度からは後期計画）し、10年間の取組を進めました。その後、次世代法の期限が10年間（令和6年度まで）延長されたことを受け、新たな特定事業主行動計画を平成27年4月に策定し、これまで推進してきました。（令和2年度からは後期計画）

また、女性の職業生活における活躍を重点的に推進し、それにより男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化やその他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、平成27年9月に女性活躍推進法（令和8年3月までの時限立法）が制定され、令和元年6月の改正で特定事業主行動計画の策定が義務付けられました。

女性職員の活躍を推進していく上では、全職員のワーク・ライフ・バランスの推進も不可欠な要素となるなど、職員の子育て支援と女性の活躍推進とは密接な関係にあります。このため、両法に基づく取組を一体的に進めることが重要かつ効果的であるとの観点から、両法一体的な計画として上述の特定事業主行動計画（平成27年4月策定）を平成28年4月に改訂し、これまで取組を進めてきました。（令和2年度からは後期計画）

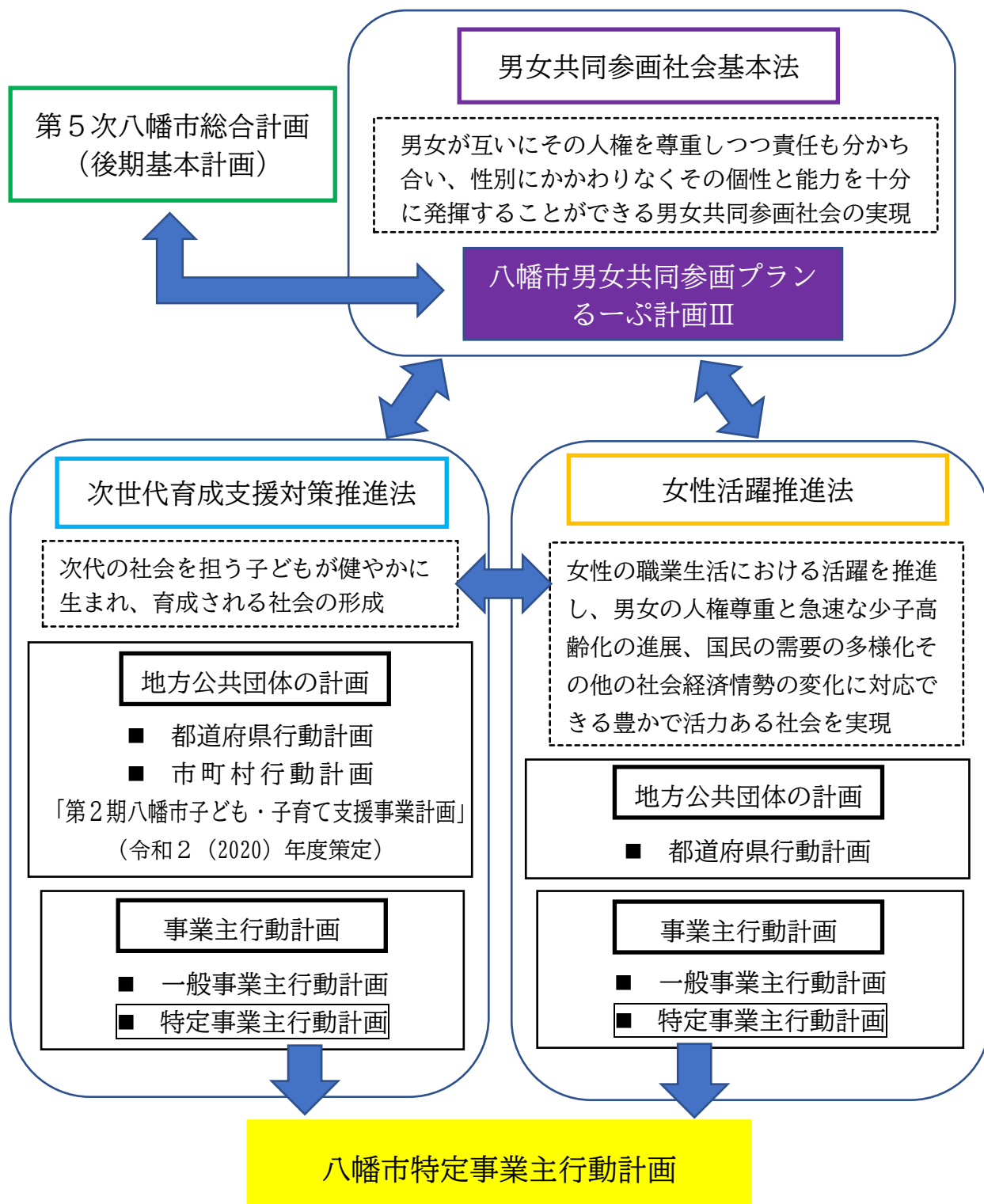
このような中、令和6年5月に次世代法の期限が10年間（令和16年度まで）再延長されるとともに、令和6年8月には、厚生労働省が設置する「雇用の分野における女性の活躍推進に関する検討会」において、法期限の延長も含めた女性活躍推進の方向性等に関する報告書がまとめられ、現在法改正について検討されています。

現時点で女性活躍推進法の延長は決定されていませんが、職員アンケートなどの課題分析結果も踏まえ、職員の子育て支援と女性職員の活躍しやすい職場環境づくりに向けた一体的な取組を進めていくことが必要であると考え、令和7年度を初年度とする新たな「特定事業主行動計画」を策定することとしました。

なお、女性活躍推進法の改正等の動向を注視し、必要に応じて計画期間内の改訂等を行うこととします。

Ⅱ 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置付け



(2) 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

Ⅲ 現状分析

1. 女性職員に対する職生活に関する機会の提供

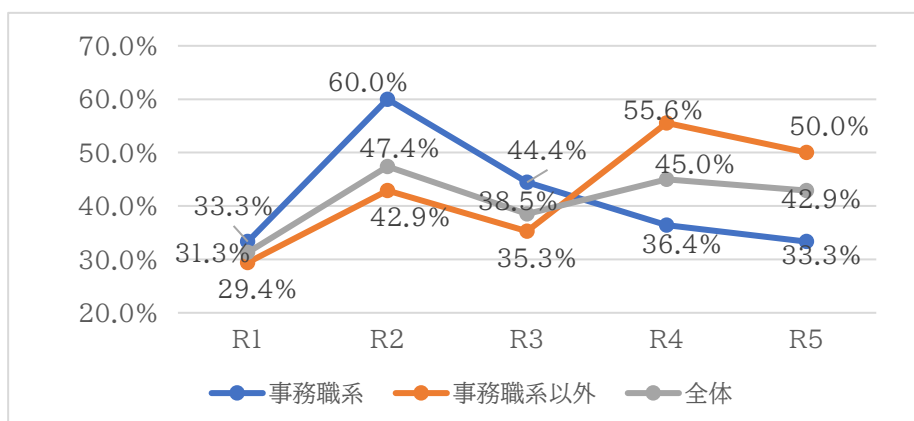
(1) 女性職員の採用について

令和5年度採用試験において採用した職員に占める女性割合は、全体で42.9%（事務職系33.3%、事務職系以外50.0%）、受験者に占める女性割合は35.4%（事務職系23.9%、事務職系以外65.7%）となっています。

また職種別では消防職員や保育士・幼稚園教諭、保健師、技術員において男女差が見られるもの、受験者数とほぼ同様の割合となっています。

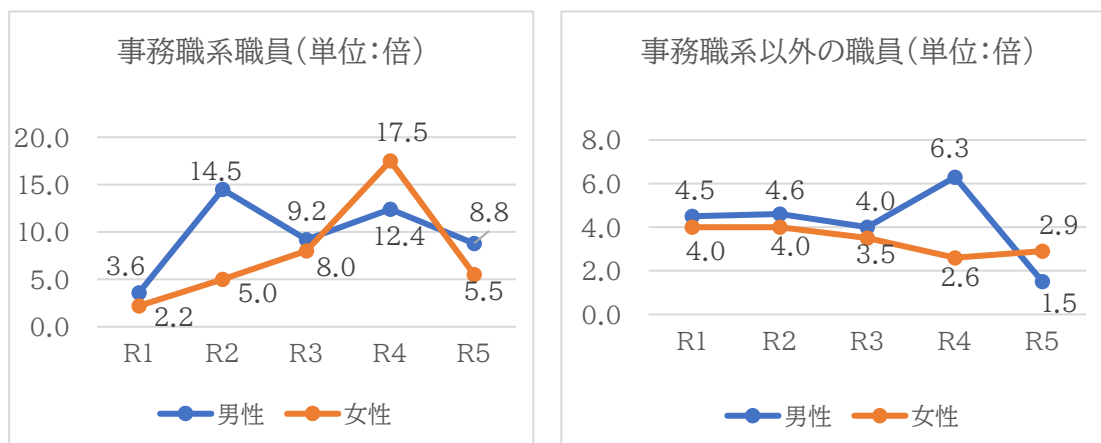
ここ数年の傾向から、女性職員の採用は進んでいると評価できますが、各年度の採用倍率をみると、性別を問わず、技師や保健師・看護師、保育士・幼稚園教諭などの専門職において特に低く、事務職系においても十分とは言えない傾向にあります。

<グラフ1：女性職員の採用割合>



※各年度に実施した採用試験において採用を決定した女性の割合

<グラフ2：男女別職員の採用倍率>



(2) 男女の賃金差異の状況について

男性に対する女性の平均給与の割合は、消防本部を除く市全体において、令和5年度が70.4%、令和4年度が71.4%と一定の男女差が見られますが、これは主に月額会計年度任用職員の女性割合が高いことが大きな要因となっています。

また消防本部においては、令和5年度が69.1%、令和4年度が52.8%と大きな男女差が見られますが、これは勤続11年目以降及び管理・監督職の女性職員が不在であることが大きな要因となっています。

なお、役職段階別及び勤続年数別において大きな男女差はみられません。

<表1-1：男女の賃金差異（市全体）>

区分	男女差異	
	R4	R5
任期の定めのない常勤職員	82.6%	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.7%	98.6%
全職員	71.4%	70.4%

<表1-2：男女の賃金差異(消防本部)>

区分	男女差異	
	R4	R5
任期の定めのない常勤職員	52.5%	68.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	—
全職員	52.8%	69.1%

(3) ハラスメント対策の整備状況等について

市では、「八幡市職員のハラスメントの防止に関する規則」を制定し、市長や職員の責務・心得、新任管理職員への研修等について定めるとともに、相談体制の構築や調査委員会の設置等について明文化しています。

また、令和6年7月には「八幡市職員ハラスメント相談対応指針」を策定し、相談員やハラスメント調査委員会の設置・役割等について具体的に定めるとともに、令和6年11月から本庁舎の電話への通話録音装置導入や職員名札の表記見直しを行うなど、カスタマーハラスメント対策にも取り組んでいます。

<職員アンケート結果>

- 窓口等でのカスタマーハラスメントに女性職員が対応することに限界があり、対策が必要とする意見がありました。

2. 職員のキャリア形成

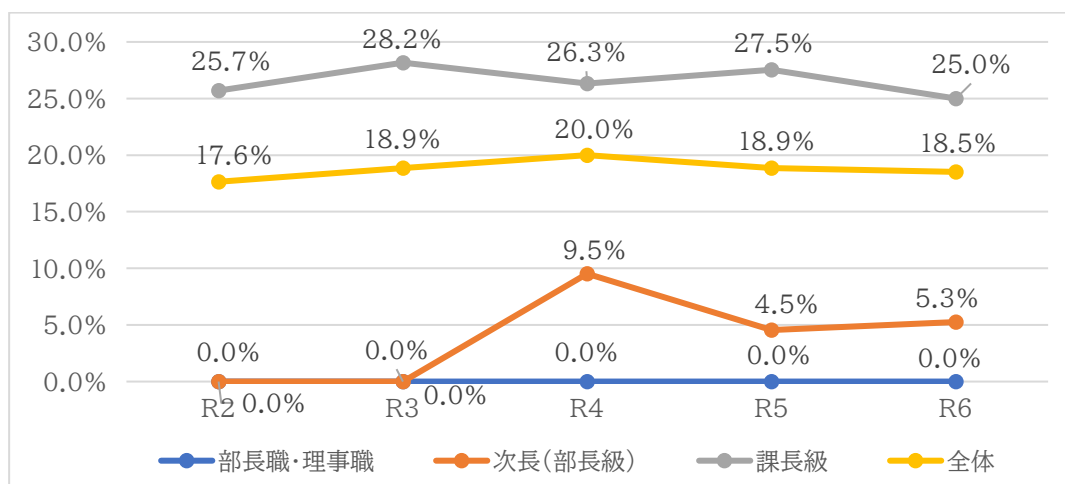
(1) 管理職への登用について

令和6年4月1日現在で、管理職に占める女性割合は市全体で18.5%と前計画の目標値(25.0%)未達成となっています。

機関別にみると、消防本部を除く全体では21.3%ですが、消防本部において女性管理職員が不在となっています。また、役職段階別にみると、課長級が25.0%となっていますが、次長級が5.3%、部長級の女性職員が不在となっています。

伸び率をみると、前年度比98.1%ですが、令和2年度比では104.9%と微増傾向にあります。

<グラフ3：管理職における女性の割合（市全体）>



<職員アンケート結果>

- 管理職への登用について「どちらかといえば希望しない」または「なりたくない」と回答した割合が男女含めて7割を超えています。
- その理由として「自分の能力に自信がない」が最も多く55%、次いで「仕事と家庭の両立が難しくなる」が51%、「管理職の職務に魅力がない」が45%、「給与等の処遇に見合わない」が38%となっています（複数回答）。女性においては、「仕事と家庭の両立が難しくなる」が最も多く70%、次いで「自分の能力に自信がない」が64%（複数回答）であり、特に女性において仕事と家庭の両立や自身の能力等への不安がキャリア形成の障壁となる傾向が現れています。
- 女性の管理職登用については、8割を超える職員が「男女を問わず、職員それぞれの事情に合わせて進めるべき」と回答しています。

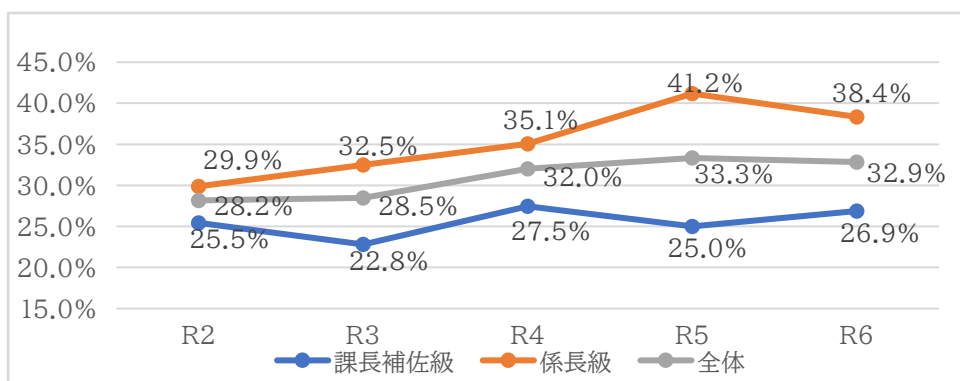
(2) 監督職への登用について

令和6年4月1日現在で、監督職に占める女性割合は市全体で32.9%と目標値の33.0%をほぼ達成しています。

機関別にみると、消防本部を除く全体では40.0%ですが、消防本部において女性監督職員が不在となっています。また、役職段階別にみると、課長補佐級が26.9%、係長級が38.4%となっています。

伸び率をみると、前年度比98.6%ですが、令和2年度比では116.6%であり、将来の管理職候補となる女性監督職の登用については進んでいると評価できます。

<グラフ4：監督職における女性の割合（市全体）>

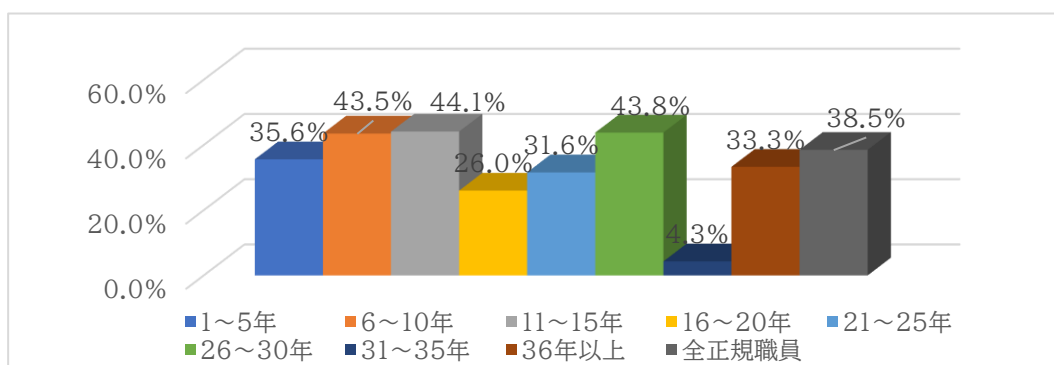


3. 職員の仕事と生活・子育ての両立

(1) 男女別勤続年数の状況について

令和6年4月1日現在で、全正規職員数に占める女性割合が38.5%であるのに対し、各勤続年数区分（5年）の職員数に占める女性の割合は16～20年目が26.0%、21～25年目が31.6%、31～35年目は4.3%、36年目以降は33.3%と、16年～25年及び31年～35年目の職員数においては男女差が大きい状況となっていますが、1～5年目が39.9%、6～10年目が47.1%、11～15年目が44.1%と、採用後1～15年前の職員においては、継続勤務する傾向がみられます。

<グラフ5：女性職員の勤続年数の分布（令和6年4月1日現在）>



(2) 時間外勤務の状況

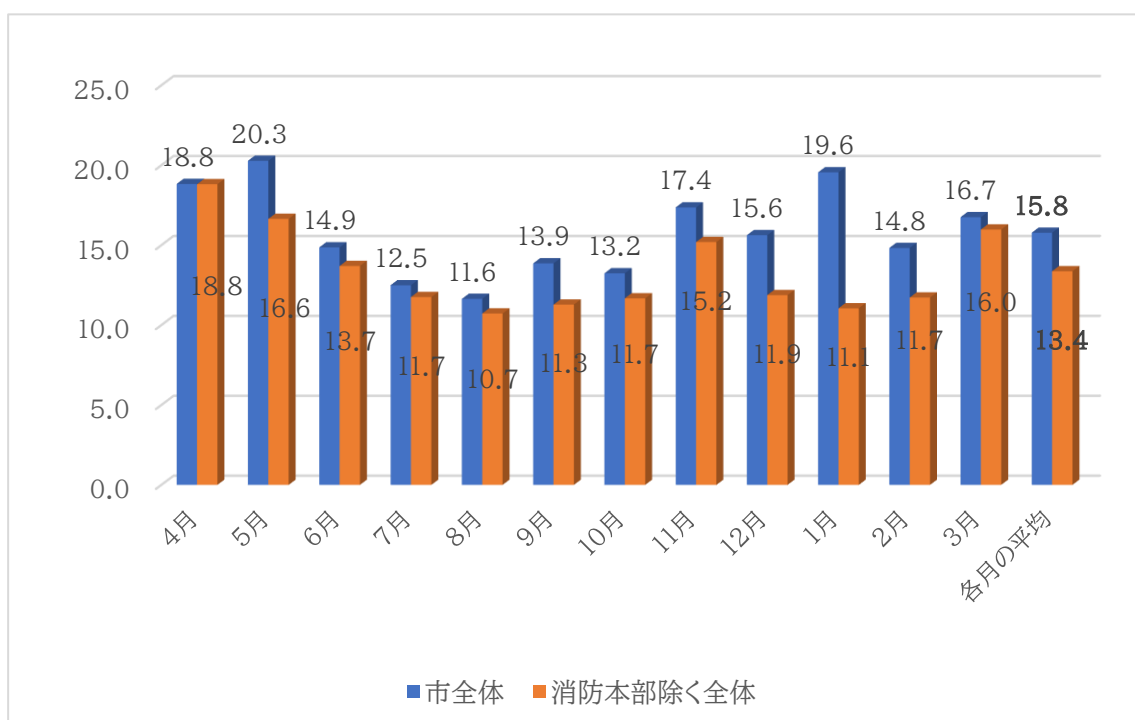
令和5年度の管理職を除く正規職員の時間外勤務の状況について、市全体で各月平均15.8時間、年間平均189.2時間と、月平均では厚生労働省の毎月勤労調査令和5年度結果における一般労働者の全国平均値(13.7時間)を約2時間上回る状況となっています。なお、火災等による緊急出動等が多い消防本部を除く全体では、月平均13.4時間、年間平均160.2時間となっています。

また、消防本部除く全体において、市の運用制限(月45時間/年360時間)の超過者数は月平均18人(4.6%)、年間で41人(10.1%)、計画上限(月40時間/年300時間)の超過者数は月平均で26人(6.5%)、年間で60人(15.2%)、全国平均(月13.7時間)の超過者は月平均で145人(36.6%)となっています。

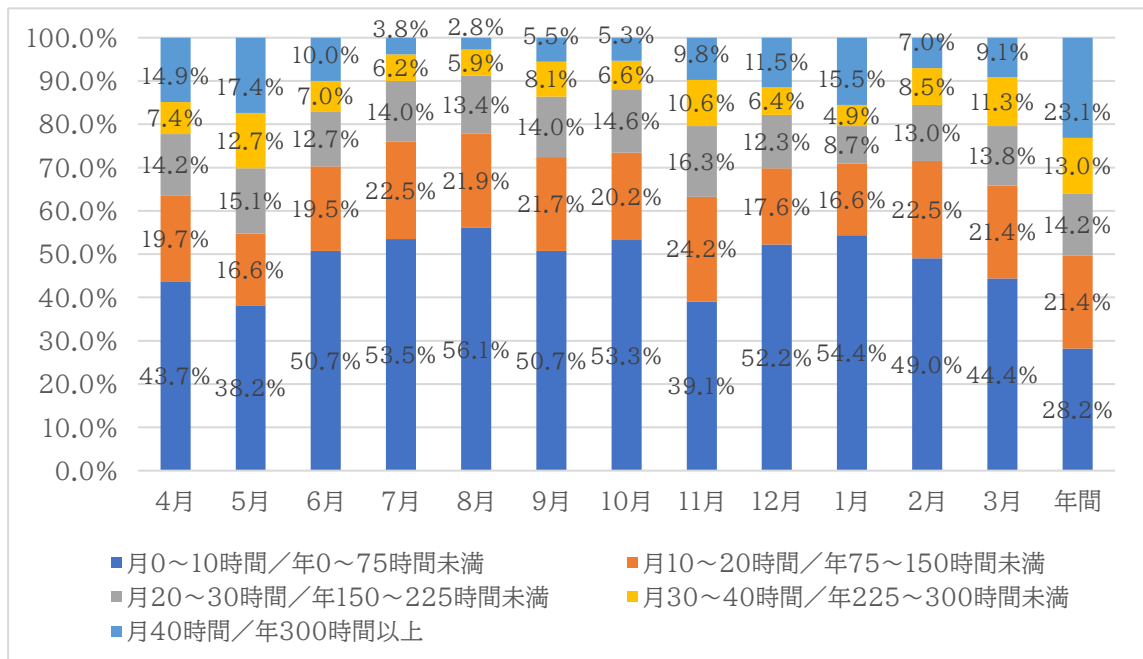
個人別の各月及び年間時間外勤務の状況をみると、約半数の職員は月10時間未満、年間75時間未満となっていますが、1割を超える職員が常態的に計画上限を超える時間外勤務を行っている状況です。また、各課等及び部等の1人あたり平均時間外勤務時間数や計画上限超過者数の状況をみると、部署による大きな偏りが見受けられます。

平均時間外勤務時間数については全国平均との大きな乖離は見られませんが、多くの部署や職員において時間外勤務が常態化しているとともに、部署間または職員間において大きな偏りが見られます。

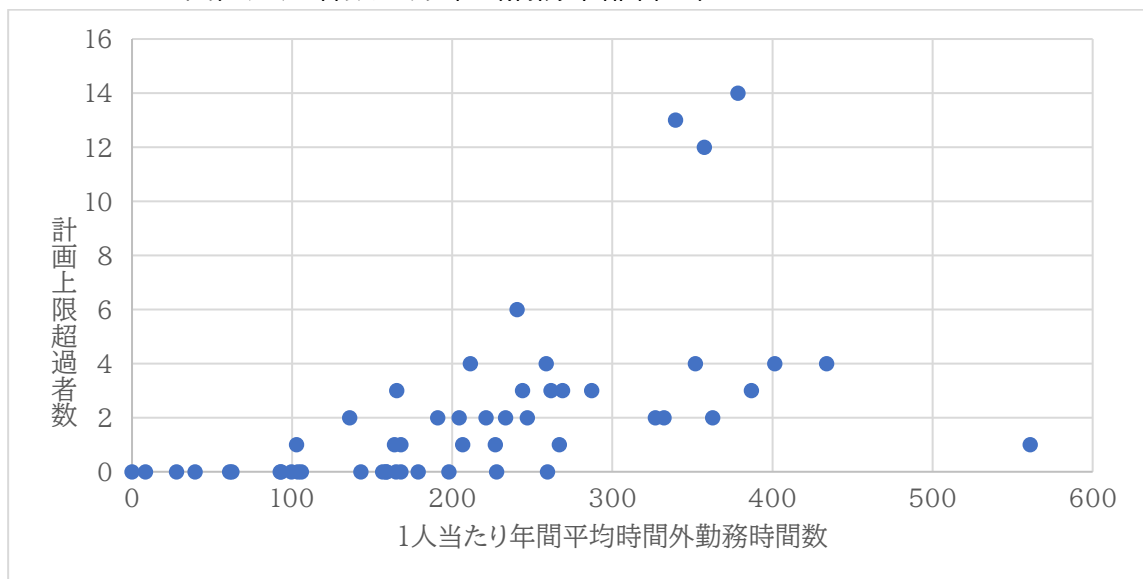
<グラフ6：各月の平均時間外勤務時間数（令和5年度）>



<グラフ7：各月及び年間の時間外勤務時間数の分布（令和5年度）>



<グラフ8：課等別1人あたり年間平均時間外勤務時間数と計画上限（年300時間）超過者数の分布（消防本部含む）>



<職員アンケート結果>

- 約7割の職員が「家庭生活」に比重を置く（6割以上）中で、約4割の職員が「家庭生活」と「仕事」の理想のバランスを「あまり実現できていない」または「ほぼ実現できていない」と回答しています。
- その理由として、「平日の超過勤務が常態化している」が最も多く53%、次いで「自らの計画したとおりに職務を進めることが困難」が52%、「休暇の取得が困難」が32%となっています（複数回答）。

- 職場の時間外勤務の状況として最も多かった回答が「仕事の状況に応じて超過勤務をしなければならない」であるのに対し、時間外勤務に対する考え方で最も多かった回答が「仕事の状況に応じて超過勤務をする」であり、職場の状況と職員個人の考え方に相関関係が見られます。
- 「キャリアアップやスキルアップのため、積極的に超過勤務をする」と回答した職員も一定割合存在（5.2%）します。

（３）男性の育児参加について

① 男性の育児休業の取得状況

過去３年間の男性職員の育児休業取得状況は、令和５年度が47.6%、令和４年度が60.0%、令和３年度が44.4%であり、第５次八幡市総合計画後期基本計画の目標値である50%について令和５年度時点で未達成となっています。

取得期間の分布では、令和５年度が１か月未満20.0%、１か月以上半年未満60.0%、半年以上20.0%、令和４年度が１か月未満16.7%、１か月以上半年未満66.7%、半年以上16.7%、令和３年度が１か月未満33.3%、１か月以上半年未満41.7%、半年以上25.0%と、約８割が半年未満となっています。

<表３：男性の育児休業取得状況>

年度	取得状況			取得期間の分布状況			
	取得者数 (人)	対象者数 (人)	取得率	1月未満	1月以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上
R5	10	21	47.6%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%
R4	12	20	60.0%	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%
R3	12	27	44.4%	33.3%	41.7%	25.0%	0.0%
R2	3	21	14.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

<職員アンケート結果>

- 取得または復帰した際、障害となった（感じた）ものとして、男性においてより「業務の遂行に支障のないよう措置すること」を障害と感じる傾向がみられます。また、取得した職員の86%が「子育ての大変さと喜びを実感した」と感じ、特に男性において、取得により育児参加への前向きな意識を持つ傾向が顕著に現れています。
- 取得しなかった理由としては、「自分以外に育児をする人がいたため」が最も多く43%、次いで「職場に迷惑がかかるため（誰かが代わりに業務を行わなければならない）」が36%、「職場の人材が不足していたため」が33%となっています（複数回答）。

- 男性の育児休業取得を促進する取組として効果的だと思うものは、「業務体制の工夫・見直し」が最も多く75%、次いで「職場の意識改革」が61%となっています（複数回答）。

② 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得状況

過去3年間の配偶者出産休暇の取得状況は、令和5年度が57.1%、令和4年度が60.0%、令和3年度が55.6%であり、令和5年度の取得日数の分布は、1日が16.7%、2日が25.0%、3日が58.3%となっています。

また、過去3年間の育児参加休暇の取得状況は、令和5年度が52.4%、令和4年度が55.0%、令和3年度が48.1%であり、令和5年度の取得日数の分布は、1日が18.2%、4日または5日が81.8%となっています。

<表4-1> 配偶者出産休暇取得状況

年度	取得状況			取得日数の分布		
	取得者数	対象者数	取得率	1日	2日	3日
R5	12	21	57.1%	16.7%	25.0%	58.3%
R4	12	20	60.0%	50.0%	25.0%	25.0%
R3	15	27	55.6%	13.3%	20.0%	66.7%
R2	11	21	52.4%	18.2%	9.1%	72.7%

<表4-2> 育児参加休暇取得状況

年度	取得状況			取得日数の分布		
	取得者数	対象者数	取得率	1日	2日以上 3日以内	4日以上 5日以内
R5	11	21	52.4%	18.2%	0.0%	81.8%
R4	11	20	55.0%	27.3%	0.0%	72.7%
R3	13	27	48.1%	0.0%	7.7%	92.3%
R2	9	21	42.9%	0.0%	11.1%	88.9%

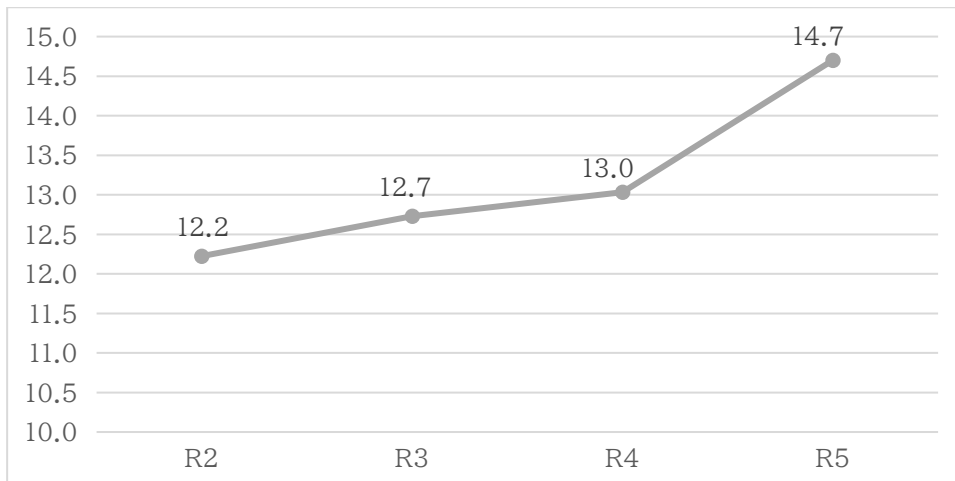
<職員アンケート結果>

- 配偶者出産休暇等の取得を促進する取組として効果的だと思うものは、「職場全体の意識改革」が最も多く69%、次いで「制度の周知」が61%、「上司からの取得勧奨」が45%となっています（複数回答）。

(4) 年次有給休暇の取得状況

過去3年間の年次有給休暇の取得状況は、令和5年度が平均14.7日、令和4年度が13.0日、令和3年度が12.7日であり、取得日数は増加傾向にあります。

<グラフ9> 年次有給休暇の平均取得日数



<職員アンケート結果>

- 「取得しやすい」または「どちらかといえば取得しやすい」とする回答が68%となるなど、取得促進が進んでいると評価できます。ただし、担任制やシフト制の職場において取得しにくいとする意見が多く、部署により取得が偏る傾向も見られます。
- 年次有給休暇の取得を促進する取組として効果的と思うものは、「業務体制の工夫・見直し」が最も多く73%、次いで「職場の意識改革」が52%、「職場の業務予定の早期周知」が27%となっています（複数回答）。

4. 各種制度等の認知度

<職員アンケート結果>

- 各種制度について、「1.利用実績がある」または「2.利用実績はないが内容はある程度知っている」と回答した割合が最も高かったものが「⑦子の看護休暇」で計63%、次いで「③育児短時間勤務」が47%、「⑤配偶者出産休暇及び育児参加休暇」及び「⑥育児時間休暇」が44%であるなど、職員の認知度に課題が見られます。

<表 5> 各種制度等の認知度

制度等名称	利用したことがある	利用したことはないが内容はある程度知っている	制度は知っているが内容はあまり知らない	知らない
①妊娠中の健診休暇	12%	20%	19%	31%
②妊産婦の通勤緩和休暇	4%	21%	18%	38%
③育児短時間勤務	4%	43%	36%	13%
④部分休業	12%	27%	31%	29%
⑤配偶者出産休暇及び育児参加休暇	18%	26%	30%	20%
⑥育児時間休暇	10%	34%	33%	23%
⑦子の看護休暇	36%	27%	25%	11%
⑧時間外勤務の免除・制限	0%	26%	27%	45%
⑨深夜勤務の制限	0%	25%	23%	51%
⑩八幡市職員のための子育て応援ハンドブック	24%	18%	24%	33%
⑪八幡市ハラスメント対応指針	0%	22%	38%	40%

IV 主要課題

主要課題① 多様な人材の確保

近年、特に専門職をはじめ職員採用の応募が少ない傾向にあります。採用倍率が低いと、職種に応じた知識経験や職員としての適性など、必要な人材の水準が十分に確保されず、長期的に職務効率の低下や離職の増加につながる可能性があります。また、様々な考え方や特性など人材の多様性が失われていくことで、コミュニケーションの活性化や変革を阻害することにもつながります。

主要課題② 時間外勤務の常態化と偏りの是正

多くの部署において時間外勤務が常態化しているとともに、部署間や職員間での大きな偏りも見られます。時間外勤務による業務の遂行は一時的に組織目標の達成に寄与しますが、その常態化は仕事と家庭生活の両立を阻害するとともに、職員の健康管理への悪影響やモチベーションの低下、離職の増加等につながります。また、事務事業の見直しが十分に行われず、さらなる業務の増加につながるといった悪循環を生みだしかねません。

主要課題③ 仕事とキャリア形成への意欲向上

性別を問わず、管理的地位へ就くことを希望しない職員の割合が非常に多い状況にあります。管理職登用への意欲の低さが拡大すると、将来的な管理職員の水準低下を招くだけでなく、一般職員の成長を阻害するなど、性別を問わず職場での活躍を阻む大きな要因となります。

主要課題④ 男性の家事・育児等への参画促進

男性の育児休業等の取得を含め、男性の家事・育児等への参画が十分に進んでいるとは言えない状況です。家事や育児などの家庭生活における役割分担がパートナーの一方に偏ると、他方のキャリア形成や職場での活躍の希望実現を阻む結果となるとともに、家庭生活における様々な問題を生み、健康管理や仕事への意欲に悪影響を及ぼす可能性もあります。

主要課題⑤ 各種制度や支援措置等の認知度向上

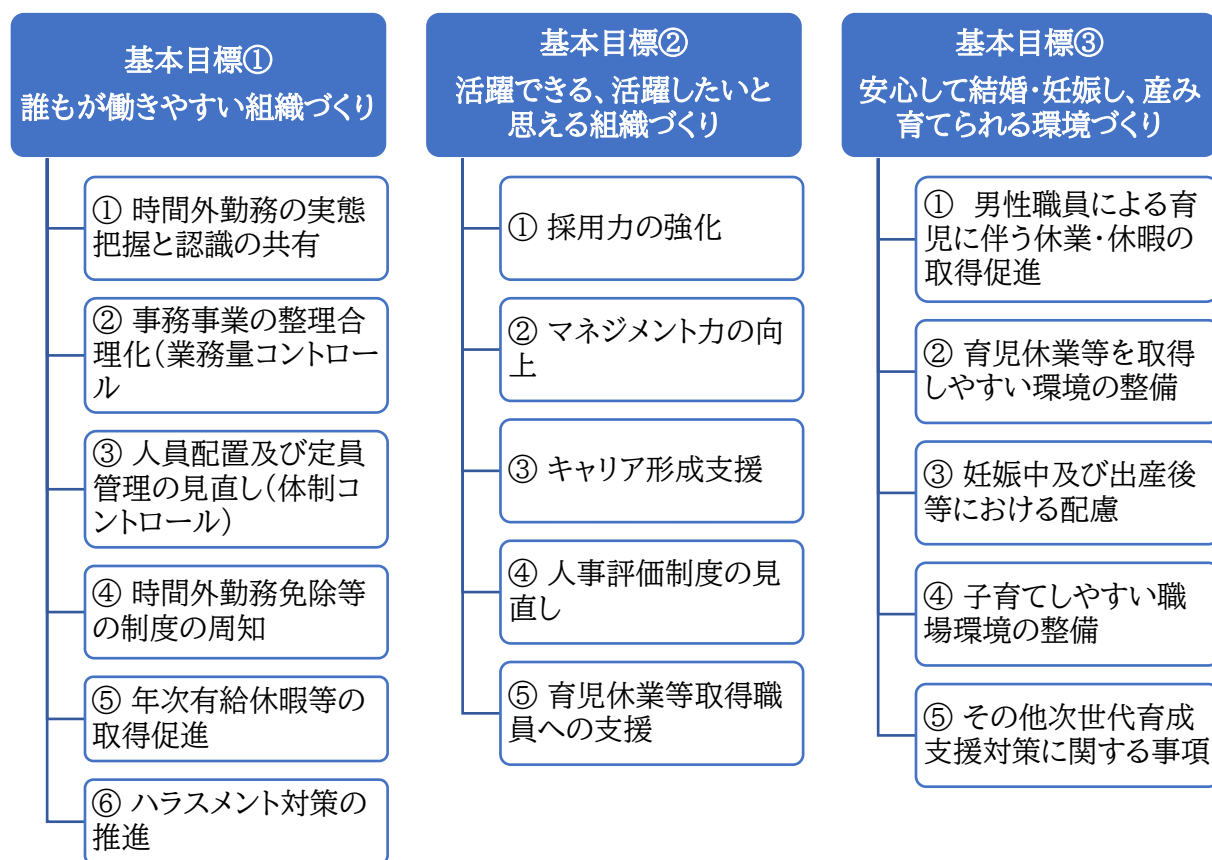
各種休暇制度や支援措置等の認知度が低い状況にあります。認知度は活用状況に直結するため、さらなる周知徹底に努める必要があります。

V めざす姿と基本目標

<めざす姿>

職員1人ひとりが、家事・育児を含む家庭生活と仕事との調和を保つことのできる組織が形成されるとともに、多様な人材が、希望するキャリアパスの実現に意欲的に取り組める環境が整っています。

(取組の体系)



(各取組の主体)

※各取組の主体について、以下のとおり区分し、明確化します。

- | | | |
|----------|-----|--------------------|
| ○ 人事担当課等 | ・・・ | 各機関における人事担当課及び関係課等 |
| ○ 部等の長 | ・・・ | 部長職に属する職員 |
| ○ 課等の長 | ・・・ | 課長職に属する職員 |
| ○ 監督職員 | ・・・ | 課長補佐または係長級に属する職員 |
| ○ 職員 | ・・・ | 一般職に属する職員 |

基本目標① 誰もが働きやすい組織づくり

(1) 基本的な考え方

定められた勤務時間内において最大のパフォーマンスを発揮することが、地方自治法の趣旨に沿うとともに、職員の仕事と生活の調和を保ち、組織の健全化を図るうえで重要な要素となりますが、限られた職員数の中で肥大化した業務量に対応していかなければならないのが現状です。

職員1人ひとりが意識改革を進めていく中で、個人の能力を最大限に発揮できる環境づくりや人員配置の見直し等による体制コントロール、事務事業の見直しによる抜本的な業務量のコントロールの正常化に努め、時間外勤務の常態化と特定の部署や個人への偏りの是正を図ることが不可欠です。また、職員の疲労回復やストレス緩和など健康管理を図るとともに離職を防止し、モチベーションと効率性を向上させる観点から、年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進を図ることも重要です。その一方で、キャリアアップやスキルアップのために積極的に時間外勤務を希望する職員も一定割合いることから、個々の希望する働き方等とのバランスを図る視点も必要です。

加えて、パワーハラスメントやマタニティハラスメントなど職場内でのハラスメントに加え、カスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントへの対策を併せて進めていくことが求められます。

(2) これまでの主な実績

- ◆ 年次有給休暇平均取得日数の目標値（14日）を達成。【R5年度14.7日】
- ◆ ハラスメント相談員やハラスメント調査委員会の設置による職場内ハラスメント対策の推進
- ◆ 本庁舎電話への通話録音装置導入や職員名札の表記見直し、研修の実施などカスタマーハラスメント対策の推進
- ◆ テレワーク環境の整備及び検証の実施

(3) 主な取組と方向性

① 時間外勤務の実態把握と認識の共有

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 課等ごとの月別平均時間数及び時間外勤務の多い職員等の時間外勤務の状況を把握し、二役及び部等の長との共有を図ります。 ● 時間外勤務数の上限を、月40時間未満、年間300時間未満とし、周知啓発を図ります。

部等の長	● 所管部等の時間外勤務の状況を把握するとともに、各課等の長と共有し、時間外勤務の常態化や特定の課等への偏りがみられる場合には、当該課等の長と連携し、適切に要因分析を行います。
課等の長	● 所属職員の時間外勤務の状況を把握し、その常態化や特定の職員への偏りがみられる場合は、適切に要因分析を行います。 ● 所属職員が時間外勤務を行おうとする際には、その必要性和業務量を把握し、適切な時間外勤務命令を行います。
監督職員	● 所管職員の時間外勤務の常態化や特定の職員への偏りがみられる場合は、業務スケジュールを見直すなど適切な業務マネジメントを図ります。

② 事務事業の整理合理化（業務量コントロール）【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 人事評価制度において、事務事業の見直しや効率化の取組実績等を評価に反映させる仕組みを検討します。
部等の長	● 組織マネジメントにおける適切な資源配分の観点から、部等の方針も踏まえたうえで、積極的に事務事業の廃止や再構築を含めた見直しの判断を行います。
課等の長	● 勤務時間内に執行できない業務については、可視化による分析や優先順位の設定を行うなど、その必要性を十分に検討するとともに、執行方法を見直し、適切な時間外勤務命令を行います。 ● 事務事業の廃止や再構築等について、監督職員等の検討状況を適宜確認し、部等の長への積極的な提案に努めます。
監督職員	● 業務マネジメントの観点から、所管職員の業務計画の進捗管理等を定期的に行い、計画的・効率的な業務執行となるよう努めます。 ● 事務事業の目的や必要性を精査するとともに、アウトカムベースを基本とした効果測定を行い、事務事業の廃止や再構築を含めた見直しについて積極的な検討を行います。
職員	● 勤務時間内の業務執行が原則であることを念頭に、効率的な業務執行に努めます。 ● 新規事業を実施する際は、適切に見直しを図られるよう、明確な目標と事業期間または終了条件、目標の測定方法等をあらかじめ定めるよう努めます。 ● 時間外勤務や休日出勤を前提とする業務をはじめ、時間外勤務の縮減に資する業務の見直しを積極的に検討します。

③ 人員配置及び定員管理の見直し（体制コントロール）【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 各部の人員配置を踏まえたうえで、時間外勤務や休業等の状況を勘案し、全庁的な人員配置の見直しを図るとともに、部等を超えた事務の応援体制の積極的な活用を図ります。 ● 各部等における事務事業の整理合理化や人員配置の見直し、各種休暇・休業等の取得状況を踏まえ、必要に応じて定員の見直しを検討します。
部等の長	● 組織マネジメントにおける適切な資源配分の観点から、所管課等の時間外勤務の状況を把握したうえで、適切な人員配置の見直しを行います。
課等の長	● 人材マネジメントの観点から、所属職員の時間外勤務の状況を把握し、適切な人員配置や業務分担の見直しを行います。

④ 時間外勤務免除等の制度の周知

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 以下の制度等について、さらなる周知を図ります。 ➢ 小学校就学前の子のいる職員の時間外勤務の免除 ➢ 小学校就学前の子のいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 ➢ 要介護者を介護する職員の時間外勤務の制限

⑤ 年次有給休暇等の取得促進

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 年次有給休暇等の取得状況を把握し、二役及び部等の長との共有化を図ります。
課等の長	● 所属職員の年次有給休暇の取得が進むよう、定期的に取得状況を把握し、計画的な取得を促進するとともに、所属内の事務処理において相互応援ができる体制を整備します。 ● シフトによる勤務体制を行っている職場においては、年次有給休暇の適切な取得が進むよう、可能な限り早期の業務スケジュール策定・共有及び柔軟な対応を行います。 ● 所属職員の心身のリフレッシュを図るため、国民の休日等と併せた連続休暇の取得を促進します。
監督職員	● 所管職員の業務計画を早期に調整したうえで共有化を図り、年次有給休暇の取得が進むよう進捗管理を行います。
職員	● 自らのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、年次有給休暇等取得予定を早期に周知するとともに、取得に向けた計画的・効率的な業務執行に努めます。

⑥ ハラスメント対策の推進

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 庁内におけるハラスメントの防止に向け、研修等を通じて意識啓発を図るとともに、引き続きハラスメント相談員を設置し、適切な相談対応に努めます。 ● カスタマーハラスメントをはじめとする様々なハラスメントへの対応を図るため、研修等の充実に努めます。
部等の長 課等の長 監督職員	● 研修の受講等を通じてハラスメントへの理解を深めるとともに、部下等からの相談への適切な対応に努めます。

(4) 数値目標

指標	現状値	目標値 (R11)
1人あたり年間平均時間外勤務時間数	189.2 時間 ^{※1}	150 時間以下
年間時間外勤務時間数が年 300 時間を超える職員数（消防本部除く）	60 人 ^{※1}	50 人以下
年次有給休暇平均取得日数	14.7 日 ^{※1}	現状値を超える日数
希望する「仕事」と「家庭生活」のバランスが実現できていると思う職員の割合	56% ^{※2}	70%

※1 令和5年度実績値

※2 計画策定時（令和6年度）の職員アンケートにおいて、「概ね実現できている」または「まあまあ実現できている」と回答した職員の割合

基本目標② 活躍できる、活躍したいと思える組織づくり

(1) 基本的な考え方

性別を問わず、多様な人材が十分に確保され、継続的に組織に貢献していることが組織力の維持・強化に不可欠な要素です。

特に専門職等の応募が近年少ない傾向にあることを踏まえ、応募者数を増やす取組として本市で働く魅力を広く発信するとともに、経験者採用の充実など様々な採用方法を検討し、休暇取得率の向上や福利厚生の実施を図りながら、働き続けたいと思える職場環境の整備を進めていく必要があります。

また、職員が自らの職業生活を充実させ、日々の仕事と退職までのキャリア形成に意欲的に取り組める組織風土が培われていることが、組織の成長に必要な要素となります。

職員のキャリアパスを組織全体で考える中で、それぞれが希望するパス（＝道筋）を歩む最適な努力と適正な評価を積み重ねられる環境づくりを進める必要があります。

そしてそのためには、各役職段階において求められるマネジメントの役割が適切に機能することが不可欠であり、組織全体のマネジメント力の向上が求められます。

(2) これまでの主な実績

- ◆ 年齢構造の調整や多様な人材の確保に向けた社会人採用の実施
- ◆ 面接技能の向上に向けた採用面接研修の実施
- ◆ 女性監督職の登用目標（33％）を概ね達成（32.9％）
- ◆ 管理職のマネジメント能力の向上に向けた管理職研修の受講促進や早稲田大学マネジメント研究所への派遣等の実施

(3) 主な取組と方向性

① 採用力の強化

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 様々な媒体の活用や多様な掲載コンテンツの検討など、採用広報活動の充実を図ります。 ● 本市で働く魅力を広く発信するとともに、採用試験の見直しや社会人採用の充実など、多様な人材の確保に努めます。 ● 再度雇用など市職員経験者の登用を検討します。 ● 採用職員の質や能力の確保の観点から、面接能力の向上に向けた研修等の充実に取り組みます。

② マネジメント力の向上【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 各役職段階のマネジメントに求められる役割を明確化するとともに、マネジメント手法等の標準化を進めます。 ● マネジメント力の向上に資する研修の充実と受講促進を図ります。
部等の長	● 組織マネジメント力の向上に努め、適切な資源配分を行うとともに、組織の目標や方針・課題に関する認識の共有化を図ります。
課等の長	● 人材マネジメント力の向上に努め、所属内の適切な人員配置や業務分担を行うとともに、適切な評価や育成、健康管理等を図ります。
監督職員	● 業務マネジメントの向上に努め、「プレイヤー化」を避けるとともに、所管職員の業務執行が円滑に進むよう進捗管理を行います。

③ キャリア形成支援

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● ゼネラリストだけでなくスペシャリストとしての活躍など、様々なキャリアパスを明確化し、関心と意欲の向上を図るための取組(複線型人事制度や適性検査等)に関する調査研究を行います。 ● 様々な能力開発や知識経験の蓄積等に資する研修の充実と適切な受講促進を図ります。 ● 女性職員が管理・監督職への関心や意欲を持てるよう、女性職員を対象としたマネジメント研修等の受講促進を図るとともに、職員の希望等の把握に努めます。 ● 出産・子育て期以前の職務経験の充実を図るため、概ね入庁5年以内の積極的なジョブローテーションを図ります。 ● 管理職の職責に応じた適切な処遇となるよう、手当等の見直しを適宜行います。
課等の長	● 面談時等において、所属職員から希望するキャリアパスを聴取するとともに適切な助言等を行い、認識の共有と研修の受講促進等の必要な支援を行います。
監督職員及び職員	● 管理監督職への登用希望に関わらず、自らの退職までのキャリアパスについて積極的に考察し、必要な情報収集等に努めます。

④ 人事評価制度の見直し【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 職種や役職段階に応じて評価すべき項目の見直しを行うなど、能力や実績等を適切に評価できる仕組みを検討します。 ● 評価者と被評価者との適切な認識の共有と評価結果のフィードバックを通じて、評価制度の実効性を高めます。 ● 可能な限り評価事務の効率化・省力化に努めます。
部等の長 課等の長	● 被評価者の目標や希望する能力向上等について認識を共有したうえで、適切な助言を行います。 ● 評価結果に加え、被評価者のキャリアパスの実現に資する評価ポイントについて適切にフィードバックします。

⑤ 育児休業等取得職員への支援

取組の主体	求められる役割
部等の長 課等の長	● 育児休業等取得職員に対して、本人の希望を踏まえ、キャリア形成支援に資する情報提供等の支援に努めます。

(4) 数値目標

項目	現状値	目標値（R11）
事務職系職員の採用倍率	7.7 倍 ^{※1}	現状値を超える倍率
事務職系以外の職員の採用倍率	2.2 倍 ^{※1}	現状値を超える倍率
管理職に占める女性割合	18.5% ^{※2}	25.0%
監督職に占める女性割合	32.9% ^{※2}	35.0%
管理職への登用を希望する職員の割合	27% ^{※3}	40%

※1 令和5年度に実施した採用試験における採用倍率

※2 令和6年4月1日現在値

※3 計画策定時（令和6年度）の職員アンケートにおいて、「希望する」または「どちらかといえば希望する」と回答した職員の割合

基本目標③ 安心して結婚・妊娠し、産み育てられる環境づくり

(1) 基本的な考え方

性別を問わず、安定した職業生活を送り、また希望するキャリアを実現していくためには、家庭生活におけるパートナーどうしが、家事や育児、介護等に同等の責任を負うプレイヤーであることを再認識し、各々が主体的に役割を果たしていくことが不可欠です。また男性職員が一定期間、家事育児等の経験を得ることにより多様な価値観に触れ視野を広げることは、マネジメント力の向上など自身のキャリア形成にも有用であるとともに、仕事と家庭生活を両立しやすい職場風土の形成につながります。

その一方で、育児休業の取得には職場体制や復帰時などへの不安要素があることも指摘されています。組織全体での意識改革を図りながら、様々な制度の周知や利用者に応じたきめ細かい支援等により、安心して妊娠・出産や育児を行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

また、職員が地域社会の一員として、地域における子育てしやすい環境づくりを担うことも求められます。

(2) これまでの主な実績

- ◆ 職員のため子育て応援ハンドブック作成
- ◆ 新庁舎における子育て支援設備（多目的トイレやベビーベッド、授乳コーナー等）の整備
- ◆ 市内保育園等園児による市役所見学の実施
- ◆ 子どもを含む交通安全啓発に向けた職員の安全運転研修の実施

(3) 主な取組と方向性

① 男性職員による育児に伴う休業・休暇の取得促進

取組の主体	求められる役割
全職員	● 両性の本質的平等に基づき、育児・家事等の責任は家庭生活におけるパートナーどうしが同等に負うものであり、男性の育児休業等の取得が当然のものであることを再認識します。
人事担当課等	● 固定的な役割分担等の是正について啓発を図るとともに、男性職員の育児に伴う休業・休暇の取得の意義及び育児参画がもたらす効果等を周知し、取得の促進を図ります。 ● 育児休業等を取得した男性職員が家庭において十分に育児や家事の役割を果たすことができるよう、情報提供や意識啓発に努めます。

	● 子の出生が見込まれることを申し出た男性職員に対し、育児休業等の制度や手続、経済的な支援等について積極的な情報提供を行います。 ● 男性職員が取得できる「産後パパ育休制度」や「配偶者出産休暇(3日)」「育児参加休暇(5日)」について周知を図ります。
部等の長 課等の長 監督職員	● 子の出生が見込まれる男性職員を把握したときは、育児休業等の取得について勧奨を行うとともに、自らが対象となった場合には積極的に取得するよう努めます。

② 育児休業等を取得しやすい環境の整備【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 「職員のための子育て応援ハンドブック」を適宜見直すとともに、必要とする職員に適切なタイミングで周知できるよう努めます。 ● 育児休業等取得職員に対して、情報提供など円滑な復帰に向けた支援を行います。 ● 業務分担の変更等により業務量が増加する職員への適切な配慮・支援等を検討します。
部等の長	● 課等における人員配置や業務分担の見直し等によって育児休業中の職員の業務を遂行することができない場合は、部等の人員配置の見直しを検討します。
課等の長	● 所属職員から育児休業等の取得の申し出があった際には、必要に応じて所属内の業務分担を見直します。 ● 育児休業等を取得する職員に対し、取得中の情報提供や復帰後の業務分担等に関する希望を聴取し、適切な復帰支援に努めます。 ● 人員配置や業務分担の見直し等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合は、会計年度任用職員等の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

③ 妊娠中及び出産後等における配慮

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図ります。 ● 出産費用給付等の経済的支援措置について周知を図ります。 ● 不妊治療に係る休暇等の周知と適切な取得促進を図ります。
課等の長	● 所属の業務分担等において、妊娠中の職員の健康や安全に配慮するよう努めます。

	● 妊娠中の職員の希望を把握した上で、原則として時間外勤務を命じないように留意します。
--	---

④ 子育てしやすい職場環境の整備【重点項目】

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 職場優先の意識や固定観念等の是正に向けた意識啓発を図ります。 ● 子育て中の職員については、昇格等に関する本人の希望の把握に努めるとともに、勤務場所の変更を伴う異動や時間外勤務・休日出勤の多い部署への異動を可能な限り回避するなど、可能な範囲で人事上の配慮を行います。 ● 子の看護休暇や参観休暇等の適切な周知と取得促進を図ります。 ● テレワークやフレックスタイム制など、多様な働き方の導入を検討しながら、様々な場面でのテレワークの活用を進めます。 ● 部分休業の対象年齢拡大をはじめ、休暇制度や短時間勤務制度等について、より子育てしやすい制度となるよう適宜見直しを図ります。
課等の長	● 所属の業務分担等において、妊娠中の職員の健康や安全に配慮するよう努めます。 ● 妊娠中の職員については、本人の希望を把握した上で、原則として時間外勤務を命じないように留意します。 ● シフト制の勤務形態や早出・遅出勤務等を行っている職場においては、保育園の送迎等を行う職員に配慮した勤務体制を構築します。

⑤ その他次世代育成支援対策に関する事項

取組の主体	求められる役割
人事担当課等	● 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備を図る観点から、引き続き安全運転研修等の啓発を図るとともに、地域見守り活動等への積極的な参加を促進します。
課等の長	● 職員による地域子育て支援等の活動への積極的な参加を促進します。
各施設管理者	● 子育てバリアフリーの観点から、施設利用者等の実情を勘案し、適切に授乳スペース等の設置を行います。
職員	● 窓口対応や事務事業の遂行にあたり、子育てしやすい環境づくりの観点から、様々な工夫や適切な対応等に努めます。 ● 地域社会の一員として、子どもの健全育成に関する地域活動への積極的な参加に努めます。

(4) 数値目標

項目	現状値	目標値 (R11)
男性の育児休業取得率	47.6% ^{※1}	80%
配偶者出産補助休暇取得率	57.1% ^{※1}	80%
育児参加休暇取得率	52.4% ^{※1}	80%
「八幡市職員のための子育て応援ハンドブック」の認知率	42% ^{※2}	60%

※1 令和5年度実績値

※2 計画策定時（令和6年度）の職員アンケートにおいて、「利用したことがある」または「利用したことはないが内容はある程度知っている」と回答した職員の割合

VI 計画の推進体制

この計画を実行性のあるものとするため、数値目標の達成状況を毎年度把握するとともに、その結果や要因について分析を行い、庁議等において適切に二役及び部等の長との共有化を図ります。

また、庁内掲示や研修等により計画内容の周知徹底を図るとともに、課等の長のリーダーシップのもと職員が意識的に行動できるよう、定期的に意識啓発を図ります。

令和 7 年八幡市議会第 1 回定例会

令和 7 年度一般会計・特別会計・事業会計予算内容一覧表

京 都 府 八 幡 市

令和 7 年度一般会計予算の構成比及び前年度比較表（目的別）

2 歳 出

（単位：千円、％）

款	令和 7 年度予算		令和 6 年度予算		比 較		備 考
	金 額（イ）	構 成 比	金 額（ロ）	構 成 比	増減額（ハ） （イ）－（ロ）	増 減 率 （ハ）／（ロ）	
1 議 会 費	290,800	0.9	283,200	0.9	7,600	2.7	
2 総 務 費	4,263,400	12.7	3,018,800	9.8	1,244,600	41.2	
3 民 生 費	15,061,200	44.9	14,643,100	47.4	418,100	2.9	
4 衛 生 費	2,751,700	8.2	2,260,900	7.3	490,800	21.7	
5 労 働 費	10,200	0.0	9,900	0.0	300	3.0	
6 農 林 水 産 業 費	247,100	0.7	205,400	0.7	41,700	20.3	
7 商 工 費	159,200	0.5	140,300	0.4	18,900	13.5	
8 土 木 費	3,106,200	9.3	2,088,500	6.7	1,017,700	48.7	
9 消 防 費	1,124,600	3.3	1,008,800	3.3	115,800	11.5	
10 教 育 費	3,341,200	10.0	2,981,100	9.6	360,100	12.1	
11 災 害 復 旧 費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0	
12 公 債 費	3,104,400	9.3	4,230,000	13.7	△ 1,125,600	△ 26.6	
公債費（借換分除く）	2,452,180	—	2,473,520	—	△ 21,340	△ 0.9	
13 予 備 費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0	
合 計	33,500,000	100.0	30,910,000	100.0	2,590,000	8.4	
合計（借換分除く）	32,847,780	—	29,153,520	—	3,694,260	12.7	

（注）消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分（913,091千円）は、全て社会保障施策に要する経費（社会福祉 6,814,348千円、社会保険 3,028,693千円、保健衛生 452,396千円、合計 10,295,437千円）に充てている。

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 1 児 童 福 祉 総 務 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未来部	施設等利用給付費	千円 3,350	千円 1,675	千円 837	千円	千円	千円 838	子育てのための施設等利用給付費 預かり保育事業利用給付(私立) 6人 一時預かり事業利用給付 1人 子育て援助活動支援事業給付 1人 認可外保育施設利用給付 7人
こども 未来部	児 童 福 祉 一 般 事 務 費 (子育て支援課)	24,450	4,278	2,904		繰入金 10,000	7,268	地域子育て支援拠点事業費助成 8,714千円 対象 おひさまテラス 開設場所 男山団地A地区集会所 保育所等紙おむつ納入業務委託 10,000千円 公立・私立保育所等へ紙おむつを納入
こども 未来部	子ども・子育て支援 総合推進事業費	460					460	子ども・子育て会議委員 20人

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 2 児 童 入 所 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未来部	民間保育所運営費	千円 736,400	千円 366,921	千円 150,241	千円	千円 負担金 51,339	千円 167,899	民間保育所保育実施委託 八幡保育園 61人 95,400千円 西遊寺保育園 54人 99,900千円 男山保育園 164人 179,200千円 ぶどうの木保育園 149人 187,400千円 くすのき保育園 120人 149,800千円 保育所広域入所実施委託 つばみ保育園(京都市) 16人 24,700千円 計 564人 736,400千円 年齢別児童数 0歳児 46人・1歳児 86人・2歳児 101人 3歳児 102人・4歳児 115人・5歳児 114人
	民間保育所振興費	134,420	6,866	14,071			113,483	民間保育所運営費助成 40,599千円 民間保育所職員給与改善費助成 11,481千円 児童各種検診費助成 4,445千円 (内科、歯科、眼科、耳鼻科、検尿 各2回) 家庭支援推進保育事業費助成 3,000千円 一時預かり事業費助成 2,833千円 障がい児保育事業費助成 48,197千円 延長保育事業費助成 8,211千円 5歳児遠足事業費助成 190千円 日本スポーツ振興センター負担費助成 80千円 実費徴収減免事業費助成 486千円 施設整備資金借入金利子補給助成 778千円 病児保育事業費(体調不良児対応型)助成 4,496千円 地域共生社会実現サポート事業費助成 674千円 副食費減免事業費助成 1,498千円 子育て世帯サポート推進事業費助成 654千円 紙おむつ廃棄費用を助成 保育環境等向上支援事業費助成 2,500千円 安全、防犯対策等の設備整備等を支援 プライバシー保護設備等支援事業費助成 225千円 パーテーション設置等の対策を支援 物価高騰対策副食費支援事業費助成 782千円 給食材料費の一部を助成 保育士の質の向上のための研修等事業費助成 133千円 研修の実施等に要する費用を助成 広域入所実施委託(追加分) 3,158千円 つばみ保育園(京都市)

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 2 児 童 入 所 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こ ども 未 来 部	民間認定こども園 運 営 費	千円 638,600	千円 314,821	千円 151,705	千円	千円	千円 172,074	施設型給付 山 鳩 第 二 学 園 苗 202人 233,700千円 山 鳩 第 二 学 園 苗 114人 139,700千円 早 苗 110人 112,700千円 早 苗 162人 145,600千円 鴻池第三(枚方市) 10人 6,200千円 春日丘(枚方市) 1人 700千円 計 599人 638,600千円 認定区分別児童数 1号認定 103人 2号認定 304人 3号認定 192人
	民間認定こども園 振 興 費	110,080	13,717	19,969			76,394	民間認定こども園運営費助成 32,455千円 民間認定こども園職員給与改善費助成 9,454千円 児童各種検診費助成 4,958千円 (内科、歯科、眼科、耳鼻科、検尿 各2回) 一時預かり事業費助成 11,332千円 障がい児保育事業費助成 15,960千円 延長保育事業費助成 6,300千円 5歳児遠足事業費助成 111千円 日本スポーツ振興センター負担費助成 64千円 預かり保育事業費助成 9,432千円 実費徴収減免事業費助成 150千円 病児保育事業費(体調不良児対応型)助成 13,488千円 地域共生社会実現サポート事業費助成 723千円 副食費減免事業費助成 1,959千円 子育て世帯サポート推進事業費助成 575千円 紙おむつ廃棄費用を助成 保育環境等向上支援事業費助成 2,000千円 安全、防犯対策等の設備整備等を支援 プライバシー保護設備等支援事業費助成 300千円 パーテーション設置等の対策を支援 物価高騰対策副食費支援事業費助成 645千円 給食材料費の一部を助成 保育士の質の向上のための研修等事業費助成 174千円 研修の実施等に要する費用を助成
	病児保育事業費	12,760	4,161	4,161			4,438	病児保育事業費助成 12,691千円 病児保育実施に対する助成 市内病院 1カ所 病児保育利用料助成 42千円 生活保護・市民税非課税世帯の利用料を助成 1回 1,800円

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 4 児 童 福 祉 施 設 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	公立保育所運営費	千円 831,260	千円 13,273	千円 8,836	千円 11,100	千円 負担金	千円 752,665	園別経費の内訳
						444 使用料 23,304 繰入金 15,410 諸収入 6,228		共通経費 1 373,320千円 加配保育士等配置及び事務関係経費 若手保育士への巡回相談支援 紙おむつ廃棄委託 教材・管理備品購入 木製シューズボックス（南ヶ丘第二）他 共通経費 2 13,830千円 保育所等営繕関係経費 南ヶ丘保育園 58人 109,340千円 南ヶ丘第二保育園 70人 118,160千円 わかたけ保育園 138人 189,000千円 計 266人 416,500千円 年齢別児童数 0歳児 22人・1歳児 39人・2歳児 53人 3歳児 43人・4歳児 61人・5歳児 48人 延長保育実施 わかたけ 産休明け保育実施 南ヶ丘・南ヶ丘第二 家庭支援推進保育事業実施 南ヶ丘・南ヶ丘第二 園児の各種検診 2回実施 公立保育所環境整備事業 トイレ改修工事監理業務委託（有都こども園） 1,500千円 トイレ改修（有都こども園） 10,600千円 プロポーザル選定・設計技術提案報償費等 1,100千円 （仮称）南ヶ丘こども園整備推進支援業務委託 14,410千円 ●債務負担行為計上

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 4 児 童 福 祉 施 設 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未来部	公立認定こども園 運営費	千円 312,310	千円 4,732	千円 7,006	千円	千円 負担金 63 使用料 15,111 諸収入 7,562	千円 277,836	園別経費の内訳 やわたこども園 155人 195,520千円 有都こども園 85人 116,790千円 計 240人 312,310千円 認定区分別児童数 1号認定 20人 2号認定 138人 3号認定 82人 延長保育実施 やわた 産休明け保育実施 やわた 紙おむつ廃棄委託 管理備品購入 洗濯機(やわた)他 教材・遊具備品購入 乳児絵本ラック(有都)他
	子育て支援 センター運営費	91,570	12,158	10,979			68,433	子育て支援センター運営経費 施設別経費の内訳 共通経費 35,450千円 子育てサークル助成 紙おむつ廃棄委託 子ども・子育て支援センター すくすくの杜 35,280千円 子育て支援センター(指月児童センター内) 14,880千円 第二子育て支援センター(南ヶ丘第二保育園内) 5,960千円 事業内容 子育て相談、子育て情報提供、あそびの広場・赤ちゃんの広場・おしゃべりサロン・お話の出前・子育て講座の実施、センターだより発行、利用者支援 プレイランド・10周年記念イベント開催 開設時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時 常時開設
	ファミリーサポート センター事業費	6,890	1,655	1,655			3,580	有償ボランティアによる育児の援助(ファミリーサポートセンター)を行う事務局の運営 実施場所 指月児童センター内 ファミリーサポートセンター事業利用料助成 180千円 対象 ひとり親等の利用会員 ファミリーサポートセンター事業サポート会員活動助成 1,380千円 サポート会員への活動助成

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児 童 福 祉 費 (目) 4 児 童 福 祉 施 設 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	児 童 館 運 営 費	千円 77,320	千円	千円 825	千円	千円 諸収入 69	千円 76,426	施設別経費の内訳 共 通 経 費 26,260千円 八幡こどもセンター 4,500千円 南ヶ丘児童センター 29,910千円 竹園児童センター 5,100千円 指月児童センター 6,410千円 橋本児童センター 5,140千円 計 77,320千円 地域交流活性化支援事業 実施場所 南ヶ丘児童センター
	放課後児童健全 育 成 事 業 費	257,470	45,847	43,815		使用料 51,233 諸収入 544	116,031	施設別経費の内訳 定員 共 通 経 費 104,670千円 八幡市民の京都市施設利用に対する事務委託 (広域利用分) 240千円 管理備品購入 1,506千円 児童用机(南山)他 八 幡 小 学 校 17,710千円 100人 中 央 小 学 校 13,050千円 80人 南 山 小 学 校 12,670千円 70人 有 都 小 学 校 12,270千円 50人 美 濃 山 小 学 校 14,000千円 100人 男 山 児 童 セ ン タ ー 21,840千円 100人 竹 園 児 童 セ ン タ ー 17,520千円 120人 橋 本 児 童 セ ン タ ー 26,620千円 160人 子ども・子育て支援センター14,210千円 100人 計 254,560千円 880人 放課後児童健全育成施設環境整備事業 床改修(南山)等 1,155千円 カーテン設置(美濃山) 135千円 日よけシェード設置(橋本) 443千円 トイレ改修(有都) 1,177千円

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教 育 総 務 費 (目) 1 教 育 委 員 会 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	教育委員会運営費	千円 3,640	千円	千円	千円	千円	千円 3,640	教育委員 4人 定例教育委員会 月1回開催 学校等訪問 9回

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教 育 総 務 費 (目) 2 事 務 局 費

こども 未 来 部	事務局運営費	250,720					250,720	事務局運営費 250,670千円 教育委員会広報紙「くすのき」発行 2回 「八幡市の教育」発行 教育委員会事務事業評価委員 2人 開催2回 奨学金事務費 50千円 過年度貸付金徴収事務
	教 育 支 援 委 員 会 費	600					600	教育支援委員会開催 委員 60人 総会2回・部会18回 教育相談・啓発等 講演会開催 令和7年11月 就学相談発達検査業務委託 264千円
	教育支援センター 運 営 費	66,720					66,720	教育相談の実施 不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立のための支 援教室「さつき」運営及び学校等関係機関との連携 特別支援教育の充実 教材備品購入 932千円 タブレット端末 他

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教 育 総 務 費 (目) 2 事 務 局 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども未来部	研 修 費	千円 1,150	千円	千円 15	千円	千円	千円 1,135	小学校・中学校教職員等研修 840千円 幼稚園教職員等研修 310千円 学力向上、学級経営、ICT活用、特別支援、不登校未然防止、虐待未然防止、授業力向上及びふるさと意識の推進等の研修実施
	GIGAスクール構想整備事業費	53,200					53,200	GIGAスクール構想整備業務委託 44,674千円 ICT支援員配置 4人 学校休業時にインターネット環境がない児童生徒及び教育委員会用モバイルルータ通信料 1,500千円 タブレット端末更新 システム設定変更業務委託 2,687千円 コンピュータ賃借 4,013千円 ●債務負担行為計上
	特別支援教育支援事業費	19,830					19,830	児童・生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」を配置 小学校 8人 中学校 4人 配置時間 週20時間(年200回/校、年40週) 特別支援教育ソフトウェア使用料 2,933千円
	学校改革推進事業費	3,850					3,850	学校改革プランに基づく学校教育の取組 小中一貫教育及び連携教育の推進、子ども会議等
	学力向上推進事業費	76,360		16,817			59,543	学力向上推進経費 学習支援員配置 年間21,725時間 スクールソーシャルワーカー配置 英語検定受検料負担 対象者 中学1年生～3年生(希望者のみ) 日本語支援員・母語通訳者の派遣 機動的、児童生徒個別支援事業 非常勤講師による個別案件への対応実施 多様な学びの場充実事業 一部小学校及び全中学校に不登校対策としてスペシャルサポートルームを設置 「学びの土台」育成事業 ラーニングソフトを活用し、認知機能向上を目指す 対象 くすのき小学校(プロジェクト校) 市内小中学校の特別支援級在籍児童・生徒
	八幡市・八幡浜市中学生交流事業費	1,360				繰入金 1,360		二宮忠八翁の縁でつながる愛媛県八幡浜市と八幡市の中学生の相互交流と体験活動 八幡浜市を訪問

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教 育 総 務 費 (目) 2 事 務 局 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	いじめ防止対策 委 員 会 費	千円 360	千円	千円	千円	千円	千円 360	いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見及び対処 等に必要な事項の調査及び審議 いじめ防止対策委員会委員 7人
	スタディサポート 事 業 費 (鳩 嶺 教 室)	58,980	13,275			繰入金 10,000	35,705	低所得世帯の小中学生を対象に、民間教育機関による学習機会を提供 中学生分 対象 八幡市立中学校に在籍又は入学予定の者 (令和5年の世帯所得が生活保護基準1.3 倍程度までの世帯) 期間 当該年度の4月～3月まで 科目 英語・数学 週2回授業 18:00～21:30 場所 くすのき小学校内、文化センター 小学生分 対象 八幡市立小学校に在籍の4年生～6年生 (令和5年の世帯所得が生活保護基準1.3 倍程度までの世帯) 期間 当該年度の4月～3月まで 科目 国語・算数・英語 週2回授業 16:10～17:50 場所 文化センター、有都小学校内 他3カ所
	地域クラブ活動 推 進 事 業 費	11,230	6,000	682			4,548	中学校の休日部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の整備 部活動地域移行業務委託 10,155千円 委託内容 地域クラブ活動推進協議会運営 クラブ活動の運営 運動部 12クラブ(1校3クラブ) 文化部 吹奏楽部を4校合同で実施 地域移行へ向けた体制整備・調整等

(款) 10 教 育 費 (項) 2 小 学 校 費 (目) 1 学 校 管 理 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	小学校管理運営費	千円 647,130	千円 2,708	千円 4,759	千円	千円 負担金 1,085	千円 638,578	8校 135学級 児童 2,919人 <学校別経費の内訳> 八幡小学校 17学級 396人 38,580千円 くすのき小学校 24学級 508人 58,280千円 さくら小学校 16学級 355人 43,620千円 橋本小学校 20学級 511人 50,320千円 有都小学校 8学級 117人 44,040千円 中央小学校 14学級 255人 72,950千円 南山小学校 12学級 229人 41,630千円 美濃山小学校 24学級 548人 50,520千円 共通経費 247,190千円 [主な経費内訳] 共通経費(学校教育課) 校医報酬 15,376千円 調理補助員等配置 21,243千円 学校図書館司書配置 29,275千円 スクールセット更新 4,411千円 教育事務委託(京都市に委託) 1,714千円 八幡長町地区等学齢児童 31人 看護師派遣 1,691千円 給食配送委託 4,576千円 給食備品更新 2,749千円 中学校給食配送用食缶、立体炊飯器 他 管理備品購入 9,983千円 電話機システム更新、モニター 他 給食費保護者負担軽減助成 51,600千円 卒業祝給食費助成 300千円 共通経費(こども未来課) 施設管理等委託 29,640千円 施設修繕料 13,910千円 美濃山小学校マンホールトイレ給水タンク改修 1,500千円 むし歯予防対策事業 660千円

(款) 10 教 育 費 (項) 2 小 学 校 費 (目) 2 教 育 振 興 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	小学校教育振興費	千円 162,170	千円 2,591	千円	千円	千円 繰入金 2,568	千円 157,011	<学校別経費の内訳> 八 幡 小 学 校 12,120千円 くすのき小学校 21,910千円 さくら小学校 12,500千円 橋 本 小 学 校 12,470千円 有 都 小 学 校 4,750千円 中 央 小 学 校 12,090千円 南 山 小 学 校 8,630千円 美濃山小学校 9,800千円 共 通 経 費 67,900千円 [主な経費内訳] 就学援助等扶助費 64,168千円 学用品、修学旅行、学校給食 他 学校図書整備 3,545千円 マイカークラブ文庫図書整備 2,568千円 社会人等による学習支援 1,429千円 副読本作成(社会科)印刷 1,061千円 水泳指導の民間委託(全校) 45,739千円 人形劇上演委託 475千円 教材備品購入 1,065千円 鉄琴、カラーマット 他 アンケート「h y p e r - Q U」実施 1,033千円 理科教育等設備整備 2,000千円 英語活動推進費(3年生から6年生対象) 3,400千円 ●債務負担行為計上 小学校体育連盟事業助成(6年生対象) 2,020千円

(款) 10 教 育 費 (項) 2 小 学 校 費 (目) 3 学 校 建 設 費

こども 未 来 部	八幡小学校整備 事 業 費	4,000			4,000			八幡小学校トイレ整備工事実施設計業務委託 設計内容 北棟校舎トイレ整備
--------------	------------------	-------	--	--	-------	--	--	--

(款) 10 教 育 費 (項) 2 小 学 校 費 (目) 3 学 校 建 設 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども未来部	さくら小学校整備費 事業	千円 215,000	千円	千円	千円 152,500	千円 繰入金 62,500	千円	さくら小学校給食室改修工事及び監理業務委託 152,300千円 整備内容 給食室の乾式化及び老朽改修 給食備品及び管理備品購入 61,000千円
	橋本小学校整備費 事業	21,000			17,700	繰入金 3,300		橋本小学校給食室改修工事設計業務委託 7,830千円 設計内容 給食室の乾式化及び老朽改修 橋本小学校トイレ大規模改造工事設計業務委託 13,170千円 設計内容 児童用・職員用等トイレの洋式化、乾式化及び老朽改修
	中央小学校整備費 事業	156,000			140,400	繰入金 15,600		中央小学校トイレ大規模改造工事及び監理業務委託 整備内容 児童用・職員用等トイレの洋式化、乾式化及び老朽改修

(款) 10 教 育 費 (項) 3 中 学 校 費 (目) 1 学 校 管 理 費

こども未来部	中学校管理運営費	202,820	1,355			負担金 609 諸収入 18	200,838	4校 58学級 生徒 1,598人 <学校別経費の内訳> 男山中学校 15学級 333人 21,060千円 男山第二中学校 14学級 370人 18,900千円 男山第三中学校 16学級 459人 23,340千円 男山東中学校 13学級 436人 21,910千円 共通経費 117,610千円 [主な経費内訳] 共通経費(学校教育課) 校医報酬 7,924千円 学校図書館司書配置 7,343千円 スクールセット更新 1,128千円 教育事務委託(京都市に委託) 1,383千円 八幡長町地区等学齢生徒 19人 配膳員配置 3,602千円 給食配送委託 11,286千円 UDフロント使用料 238千円 デジタル教科書使用料 6,970千円 給食費保護者負担軽減助成 32,600千円 管理備品購入 3,040千円 電話機システム更新、印刷機 他 共通経費(こども未来課) 施設管理等委託 15,341千円 施設修繕料 4,500千円
--------	----------	---------	-------	--	--	-------------------------	---------	--

(款) 10 教 育 費 (項) 3 中 学 校 費 (目) 2 教 育 振 興 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	中学校教育振興費	千円 103,580	千円 1,791	千円	千円	千円 繰入金 1,345	千円 100,444	<学校別経費の内訳> 男 山 中 学 校 19,510千円 男山第二中学校 19,690千円 男山第三中学校 21,180千円 男 山 東 中 学 校 12,120千円 共 通 経 費 31,080千円 [主な経費内訳] 就学援助等扶助費 53,163千円 学用品、修学旅行、学校給食、体育実技用具 他 学校図書整備 3,402千円 マイカークラブ文庫図書整備 1,345千円 社会人等による学習支援 1,609千円 部活動上位大会等参加費助成 1,750千円 理科教育等設備整備 1,000千円 中学校吹奏楽研究会助成 1,100千円 市内中学校・高等学校合同演奏会等助成 中学校体育連盟事業助成 720千円 部活動施設利用料 1,100千円 部活動備品整備 1,850千円 学力向上支援システム借上 850千円 中学校英語教育推進費 10,050千円 ●債務負担行為計上

(款) 10 教 育 費 (項) 3 中 学 校 費 (目) 3 学 校 建 設 費

こども 未 来 部	男山東中学校整備 事 業 費	2,800				繰入金 2,800		男山東中学校グラウンド改修工事設計業務委託 設計内容 グラウンド排水機能改善
--------------	-------------------	-------	--	--	--	--------------	--	---

(款) 10 教 育 費 (項) 4 幼 稚 園 費 (目) 1 幼 稚 園 管 理 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	幼稚園管理運営費	千円 130,630	千円 950	千円 709	千円	千円 負担金 11 繰入金 174 諸収入 749	千円 128,037	2園 6クラス 園児57人 年齢別 3歳児 15人・4歳児 17人・5歳児 25人 ＜園別経費の内訳＞ さくら幼稚園 3クラス 35人 41,810千円 橋本幼稚園 3クラス 22人 42,250千円 共通経費 46,570千円 [主な経費内訳] 特色ある園づくり 60千円 施設管理等委託 1,243千円 施設環境整備 1,700千円 マイカークラブ文庫図書整備 174千円 教材・管理備品購入 540千円 トランポリン（さくら）他 預かり保育 3,249千円 保育（教育）時間終了後～午後5時まで プレ保育 805千円 未就園の2歳児を対象に週2日実施 紙おむつ廃棄委託等
	私立幼稚園助成費	1,080	290	290			500	私立幼稚園健康診断助成 210千円 対象者 なるみ幼稚園 65人 国立・私立幼稚園副食費補足給付事業 870千円 対象者 市内・外私立幼稚園等の年収360万円未満 相当世帯及び第3子以降の児童 15人
	私立幼稚園運営費	4,130	1,546	1,291			1,293	施設型給付 くずはローズ幼稚園 3人 くずは青葉幼稚園 3人
	施設等利用給付費	29,460	14,730	7,365			7,365	子育てのための施設等利用給付費 国立・私立幼稚園利用給付 対象者 施設等利用給付認定1号～3号の児童 77人 預かり保育事業利用給付（公立） 14人 預かり保育事業利用給付（私立） 25人

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 1 社会教育総務費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未来部	人権教育推進費	千円 1,040	千円	千円 171	千円	千円	千円 869	人権教育学習講座開設、人権啓発ポスター展開催 人権教育推進協議会活動助成 720千円
	集会所管理運営・ 学 習 活 動 費	39,920		454			39,466	南ヶ丘教育集会所の学習支援活動 児童・生徒の学習支援
政 策 部 企 画 部 こども 未来部	社 会 教 育 費 一 般 総 務 費	104,860					104,860	社会教育委員 10人 開催6回 文化芸術振興会議委員 10人 開催1回
こども 未来部	青 少 年 ・ 女 性 活 動 費	6,480				諸収入 4	6,476	青少年・女性活動推進費 2,810千円 子ども会活動助成 400円／人 少年少女合唱団事業費 1,120千円 小学校1年生から中学校3年生まで 団員 9人 週1回(土曜日)練習 家庭教育推進事業費 140千円 子育て講座開催 7回 ふれあい体験学習 10回 青少年活動事業費 270千円 ふれあい交流事業開催 4回 青少年の主張大会開催費 330千円 令和7年11月予定 市内小・中・高等学校及び支援学校の代表14人発表 二十歳のつどい開催費 1,810千円 令和8年1月予定
	地 域 学 校 協 働 活 動 推 進 事 業 費	4,050		960			3,090	地域コーディネーター配置 中学校区 1人 学校支援地域本部活動助成 2,000千円 助成基準 1中学校区年間500千円を限度
	地 域 連 携 教 育 活 動 推 進 費	3,910				繰入金 3,910		地域連携教育活動助成 小・中学校と地域との連携事業等に対する助成 助成対象 小・中学校区地域連携団体 12団体
	放 課 後 学 習 教 室 運 営 費	12,850		4,426		諸収入 400	8,024	放課後学習教室「まなび一ず」運営 放課後児童の学習支援 実 施 校 市内全小学校 対 象 小学校1～6年生 実施回数 1・2年生 週1回平日または土曜日実施 3～6年生 週1回土曜日実施

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 1 社会教育総務費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
政 策 企 画 部	生涯学習推進費	千円 8,650	千円	千円 192	千円	千円 諸収入 675	千円 7,783	成人・男女共生・高齢者・障がい者・青少年等の講座等開設 生涯学習開講式 令和7年5月開催予定 生涯学習フェスティバル 令和7年11月開催予定 講座等開設 成人・男女共生・高齢者・障がい者・青少年等 学習情報の提供・相談 生涯学習人材バンクの活用 生涯学習センターだよりの発行 年6回
	生涯学習センター 管 理 運 営 費	96,180				使用料 4,240 諸収入 171	91,769	生涯学習センター管理運営 施設・設備維持管理
	市民交流センター 管 理 運 営 費	1,730				諸収入 220	1,510	市民交流センター管理運営 会議室3室、ホール、グラウンド等の維持管理
	文 化 振 興 費	12,900	2,930				9,970	市民文化祭開催 令和7年10月予定 音の祭典 in YAWATA開催 令和7年11月予定 子どもわくわく教室開催 茶道教室・華道教室・将棋教室 佐藤康光杯争奪将棋大会実行委員会負担金 570千円 文化協会助成 5,453千円 文化賞表彰 令和7年11月開催予定
	徒 然 草 文 学 賞 表 彰 費	12,900	4,175			繰入金 8,525	200	徒然草にちなみ、全国から優れた随筆文を募集 表彰 一般の部、中学生の部、小学生の部
	文 化 振 興 基 金 積 立 金	10				財産収入 10		文化振興基金積立 利子分

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 1 文化財保護対策費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
こども 未 来 部	一 般 保 護 費	千円 12,260	千円	千円	千円	千円 諸収入 10	千円 12,250	文化財保護審議会委員 10人 八角堂管理業務委託 244千円 除草作業委託 2,510千円 後村上天皇行宮趾、志水瓦窯跡、八幡西車塚古 墳、平野山窯跡 文化財保護事業費助成 3,500千円 郷土史会活動助成 200千円 ずいきみこし保存会活動助成 90千円
	美術工芸品調査 事業費	2,070					2,070	市内旧家社寺等保有美術工芸品調査 古文書・彫刻・絵画・工芸品等
	市 内 遺 跡 調 査 事業費	11,800	5,900	2,950			2,950	市内遺跡試掘確認調査・史跡範囲確認調査 史跡石清水八幡宮境内石垣調査 国庫補助事業発掘調査報告書作成
	発掘調査事業費	3,500				諸収入 3,500		市内遺跡（木津川河床遺跡）緊急発掘調査
	ふるさと学習館 管 理 運 営 費	3,150				諸収入 16	3,134	ふるさと学習館管理運営 常設展示、体験学習、講座の実施、施設維持管理
	名勝松花堂及び 書院庭園保存 活用事業費	141,620	97,131		43,800		689	名勝松花堂及び書院庭園災害復旧 工事実施設計及び工事監理業務委託 14,654千円 災害復旧工事 111,892千円 書院基礎工事・木工事等、南蔵及び北蔵左官工 事等 名勝松花堂及び書院庭園保存活用 書院の貸館利用等、名勝松花堂及び書院庭園の活 用に向けた各種整備を実施 雨水排水整備実施設計業務委託 3,251千円 便益施設整備等実施設計業務委託 4,781千円 塀及び腰掛待合修理工事実施設計業務委託 1,889千円
	史跡買上げ事業費	22,650	18,112		4,000		538	八幡西車塚古墳前方部用地取得 21,778千円 取得公簿面積 806.59㎡ 所 在 八幡大芝17、18番 用地測量等業務委託 377千円 不動産鑑定手数料 438千円

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 3 公 民 館 費

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
政 策 企 画 部	公民館管理運営費	千円 87,820	千円	千円	千円	千円 使用料 1,253 諸収入 1	千円 86,566	公民館運営審議会委員 10人 <施設別経費の内訳> 男山公民館 7,830千円 橋本公民館 16,690千円 志水公民館 11,350千円 山柴公民館 12,220千円 川ロコミュニティセンター 11,360千円 美濃山コミュニティセンター 11,780千円 共通経費 16,590千円 [主な経費内訳] 施設・設備維持管理、冷蔵庫更新、長机更新
	講 座 運 営 費	1,240					1,240	各種講座等開設 教養・家庭生活・技術習得・市民意識の向上・ 環境学習講座・親子ふれあい講座等 サークルフェスティバル開催 地域・サークルの活動発表、展示、交流

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 4 図 書 館 費

こども 未 来 部	図 書 館 運 営 費	167,350				手数料 74	167,276	図書館管理運営 八幡市民図書館、男山市民図書館 [主な経費内訳] 図書館協議会委員 8人 図書整備 16,000冊 20,000千円 30,000円未満分 19,900千円 30,000円以上分 100千円 図書館システム運用 移動図書館車運行及び資料集配業務派遣 2,305千円
--------------	-------------	---------	--	--	--	-----------	---------	--

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 5 文 化 施 設 費

政 策 企 画 部	文化センター 管 理 運 営 費	135,770					135,770	指定管理料 60,729千円 管理運営助成 70,944千円 指定管理者 公益財団法人やわた市民文化事業団 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 施設・設備改修 自動ドア部品取替業務 963千円 電気室空調機新設 3,000千円
--------------	---------------------	---------	--	--	--	--	---------	--

(款) 10 教 育 費 (項) 5 社 会 教 育 費 (目) 5 文 化 施 設 費 (つづき)

担当部等	経 費 名	予 算 額	財 源 内 訳					内 容
			国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
政 策 部 企 画 部	松 花 堂 庭 園 管 理 運 営 費	千円 143,390	千円	千円	千円	千円	千円 143,390	指定管理料 45,930千円 館蔵品修繕 928千円 収蔵庫扉部品交換 803千円 管理運営助成 90,471千円 指定管理者 公益財団法人やわた市民文化事業団 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 施設・設備改修 松花堂美術館講習室改修
	文化のまちづくり 事 業 費	3,000					3,000	公益財団法人やわた市民文化事業団主催事業助成 <文化センター> 京フィルコンサート、ロビーミニコンサート 他 <松花堂庭園・美術館> 春季企画展 わたしのすきな赤膚焼 他

(款) 10 教 育 費 (項) 6 保 健 体 育 費 (目) 1 保 健 体 育 総 務 費

政 策 部 企 画 部 こ ども 未 来 部	保 健 体 育 一 般 事 務 費	51,200				使用料 2,271 財産収入 137 諸収入 2,303	46,489	スポーツ推進委員 24人 学校グラウンド、体育館等の一般開放 旧学校施設管理 9,360千円 旧四小、旧五小、旧東小のグラウンド及び体育館
政 策 部 企 画 部	体 育 振 興 費	18,940	311			諸収入 20	18,609	スポーツ教室開催 6 教室 スポーツ協会助成 7,484千円 やわたスポーツカーニバル業務委託 2,000千円 マラソン大会実行委員会負担金 1,612千円 スポーツ賞表彰式開催 令和7年11月予定 洛南浄化センター運動広場負担金 400千円
	市民総合体育大会 開 催 費	2,150					2,150	市民参加による総合体育大会 グラウンドゴルフ大会 他
	スポーツ振興基金 積 立 金	10				財産収入 10		スポーツ振興基金積立 利子分

令和 7 年第 1 回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	就学前施設環境整備事業		
予算額	27,610 千円	新規・継続の別	新規
事業内容 （目的 対象 方法等）	1 趣旨 就学前児童の教育・保育環境のさらなる改善のため、令和 7 年度は下記事業に取り組む。 2 事業概要 ●有都こども園トイレ整備 12,100 千円 有都こども園トイレの老朽改修を実施 事業費 12,100 千円 財 源 公共施設等適正管理推進事業債 ●保育園統合整備 15,510 千円（R 7 分） 令和 7 年度より複数年にわたり、南ヶ丘保育園と南ヶ丘第二保育園の統合、中央小学校敷地内へのこども園新設整備を実施する。 ◆事業費合計 112,810 千円【債務負担行為含む】（R7～R10） ・令和 7 年度 15,510 千円 事業費内訳 こども園整備推進支援業務委託 14,410 千円 プロポーザル選定委員報償費等 1,100 千円 ・令和 8 年度～ 97,300 千円 事業費内訳 こども園整備推進支援業務委託 30,700 千円 こども園新築工事基本・実施設計業務委託 66,600 千円 財 源 施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債、学校教育施設等整備事業債 ※ 整備工事費は今後設計業務が完了次第計上予定 ◆スケジュール案 令和 7 年 1 1 月～ 基本・実施設計開始 令和 9 年 7 月～ 工事着工 令和 1 0 年 9 月 開園		
担当課名	こども未来課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来部

事業名	小中学校学習環境整備事業 (令和6年度2月補正予算含む)		
予算額	662,800千円	新規・継続の別	新規
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 趣旨 子ども達の学習環境のさらなる改善のため、令和7年度は下記事業に取り組む。 2 事業概要 ●八幡小学校トイレ整備（設計） 事業内容：北棟校舎トイレ整備 事業費：4,000千円 財 源：緊急防災・減災事業債 ●さくら小学校給食室改修 事業内容：衛生環境改善のため、さくら小学校の給食室の乾式化及び老朽改修を実施 事業費：215,000千円 財 源：学校教育施設等整備事業債 ●橋本小学校給食室・トイレ大規模改造（設計） 事業内容：衛生環境改善のため、橋本小学校の給食室の乾式化及び老朽改修、またトイレ洋式化、乾式化、老朽改修を実施 事業費：21,000千円 財 源：緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債 ●中央小学校トイレ大規模改造 事業内容：トイレ洋式化、乾式化及び老朽改修により学校の衛生環境を改善 事業費：156,000千円 財 源：緊急防災・減災事業債 ●男山東中学校グラウンド改修（設計） 事業内容：排水機能確保のための表層土入れ替え、排水設備更新等 事業費：2,800千円 ●男山第二中学校グラウンド改修【2月補正予算】 事業内容：排水機能確保のための表層土入れ替え、排水設備更新等 事業費：90,000千円 財 源：学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業債 ●男山東中学校エレベーター整備【2月補正予算】 事業内容：エレベーター等設置により校舎及び武道場への経路のバリアフリー化を実施 事業費：174,000千円 財 源：緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債、学校施設環境改善交付金		
担当課名	こども未来課		

令和 7 年第 1 回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	地域子育て支援拠点（おひさまテラス） 事業助成拡充		
予算額	8, 7 1 4 千円	新規・継続の 別	充 実
事業内容 （目的 対象 方法等）	1 趣旨 男山団地A地区集会所で開設されている地域子育て支援拠点施設「おひさまテラス」について、開所日が現在の週3日から週5日へ拡充されることに伴い、国の交付要綱に基づき財政支援の充実を図る。 2 事業概要 ●地域子育て支援拠点（おひさまテラス）事業助成拡充 地域子育て支援拠点事業費補助金 事業費 8,714千円 財 源 （国）（府）子ども・子育て支援交付金 令和6年度事業費：6,096千円		
担当課名	子育て支援課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	保育所等紙おむつ納入業務委託		
予算額	10,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 趣旨 保育園等を利用する子どもが使用する紙おむつ等を施設へ直接納入し、その経費を市が全額負担することで、保護者がおむつを準備する手間の解消と経済的負担の軽減を図り、既に導入している使用済み紙おむつの廃棄委託と合わせた「おむつの手ぶら登園」を実現する。 2 事業概要 ●保育所等紙おむつ納入業務委託 公立・民間を問わず、保育所や認定こども園などの就学前施設への紙おむつ納入業務を市が一括して委託し、その費用を全額負担する。 事業費 10,000千円 対象施設 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び広域入所協定を締結する市外の認可保育所 対象児童 市内在住の未就学児で上記施設を利用する子ども ※ 令和7年夏頃開始予定		
担当課名	子育て支援課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来部

事業名	ファミリーサポートセンター事業 サポート会員活動助成		
予算額	1,380千円	新規・継続の別	新規
事業内容 〔目的 対象 方法等〕	1 趣旨 府内初の取組として、ファミリーサポートセンターにおけるサポート会員の確保及び定着を目指し、利用会員との間で交わされる報酬金に加え、市がサポート会員に対して援助活動の時間に応じた助成金を交付する。 2 事業概要 ●サポート会員活動助成 現在利用会員からサポート会員に対して、1時間あたり700円（休日等は800円）の報酬金を支払っているが、これに加えて市が1時間あたり400円を助成する。 事業費 1,380千円 財 源 （国）（府）子ども・子育て支援交付金		
担当課名	子育て支援課		

令和 7 年第 1 回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	G I G A スクール構想整備事業		
予算額	6, 7 0 0 千円	新規・継続の別	継 続
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 趣旨 令和 2 年度に小中学校の児童・生徒に一人 1 台分導入したタブレット端末を更新する。 2 事業概要 ●小中学校一人 1 台端末更新 令和 2 年度に導入した端末を令和 7 年度に更新し、令和 1 2 年度までのリース契約を予定。 ◆令和 7 年度～1 2 年度 総額322, 700千円【債務負担行為含む】 令和 7 年度 6, 700千円 内訳 コンピュータ賃借料 4, 013千円 システム設定変更委託 2, 687千円 令和 8 年度～1 2 年度 316, 000千円 コンピュータ賃借料 316, 000千円		
担当課名	学校教育課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	学力向上推進事業（多様な学びの場充実）		
予算額	28,136千円	新規・継続の別	充 実
事業内容 （目的 対象 方法等）	1 趣旨 令和6年度より中学校で実施している不登校生徒支援体制の整備を小学校にも拡充する。 2 事業概要 ●多様な学びの場充実事業 公立中学校各校と同様に一部小学校に不登校生徒専用の教室として校内支援センター（スペシャルサポートルーム）を設置し、支援員を配置することで、不登校児童・生徒への支援体制を強化する。 事業費 28,136千円 経費内訳 支援員等人件費 28,136千円 財 源 （府）子どもの教育のための総合交付金 ◆上記経費のうち拡充対象である小学校分：3,643千円		
担当課名	学校教育課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来部

事業名	地域クラブ活動推進（中学校全校） 民間による小学校水泳指導（小学校全校）		
予算額	55,894千円	新規・継続の別	充 実
事業内容 （目的 対象 方法等）	1 趣旨 中学校において、休日部活動の段階的な地域移行のため令和6年度より実施している地域移行業務委託の指導対象クラブを拡大する。 また、令和5年度より一部小学校で実施している水泳指導の民間委託を、市内小学校全校へ拡大する。 2 事業概要 ●中学校地域クラブ活動推進 休日部活動の地域移行へ向けた体制整備、部活動指導等を委託する 事業費 10,155千円 財 源 (国)地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 (国)文化庁活動改革委託金 令和6年度：市内中学校4校で運動部4部活（1校1部活） 令和7年度：市内中学校4校で運動部12部活（1校3部活） 吹奏楽部活を4校合同で実施 ●小学校水泳指導民間委託 市内小学校全校の水泳指導を学校ごとに複数の民間業者に委託する 事業費 45,739千円 ◆実施校数推移 令和5年度：1校 令和6年度：2校 令和7年度：8校（市内全校）		
担当課名	学校教育課		

令和 7 年第 1 回定例会 予算案主要事項説明

こども未来 部

事業名	給食費保護者負担軽減助成		
予算額	84,200 千円	新規・継続の別	継 続
事業内容 （目的 対象 方法等）	1 趣旨 公立小中学校給食費の段階的な無償化へ向けて、令和 6 年度より実施している給食費の一部助成を令和 7 年度も引き続き実施する。 2 事業概要 ●給食費保護者負担軽減助成 事業費 84,200 千円 小学校分 51,600 千円 中学校分 32,600 千円 事業内容 小学校分 児童 1 人 1 食あたり 90 円を助成 中学校分 生徒 1 人 1 食あたり 110 円を助成 対 象 市内公立小中学校に通う児童・生徒 八幡支援学校小中学部に通う児童・生徒 市飛び地に在住し、京都市が指定する公立小中学校に通う児童・生徒		
担当課名	学校教育課		

令和7年第1回定例会 予算案主要事項説明

こども未来部

事業名	放課後学習教室拡充		
予算額	12,850千円	新規・継続の別	充 実
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 趣旨 これまで2事業に分けて実施していた小学生の放課後学習事業について、一つの事業に統合するとともに対象学年と対象校を拡大する。 2 事業概要 ●放課後学習教室 令和7年度から事業を統合し、新たに小学校4年生を対象に加えるとともに、対象校を全校に拡大する 事業費 12,850千円 財 源 (府)京のまなび教室推進事業補助金 ◆事業内容 令和7年度 ・対 象 市内小学校全8校の小学校1～6年生 ・学習内容 漢検・数検用学習、家庭学習支援 令和6年度 ①放課後学習クラブ ・対 象 市内小学校全8校の小学校5・6年生 ・学習内容 漢検・数検用学習 ②寺子屋事業 ・対 象 市内小学校2校の小学校1～3年生 ・学習内容 家庭学習支援		
担当課名	南ヶ丘教育集会所		

学校給食費の改定について

学校給食費について、物価高騰に伴い令和 5 年 4 月及び令和 6 年 4 月に 1 食当たりの単価を改定したところです。

しかし、給食用食材の価格上昇は現在も続いており、献立や材料の工夫だけでは学校給食の質を維持することが困難な状況となっています。

このような状況下で、今後も、文部科学省の学校給食摂取基準を確保し、安全・安心でおいしく魅力のある八幡の給食を維持していくため、学校給食費の改定を行うことといたしました。

1 改定額（1 食当たりの単価）

	現行	改定後
小学校	2 8 0 円	3 0 0 円
中学校	3 3 0 円	3 5 0 円

2 改定時期

令和 7 年 4 月 1 日

【参考】学校給食費の変遷

		小学校	中学校
令和 4 年	保護者負担	2 4 0 円	2 8 0 円
令和 5 年	改定額	3 0 円	4 0 円
	1 食当たり	2 7 0 円	3 2 0 円
	公費補助	3 0 円	4 0 円
	保護者負担	2 4 0 円	2 8 0 円
令和 6 年	改定額	1 0 円	1 0 円
	1 食当たり	2 8 0 円	3 3 0 円
	公費補助	7 0 円	9 0 円
	保護者負担	2 1 0 円	2 4 0 円
令和 7 年 (予定)	改定額	2 0 円	2 0 円
	1 食当たり	3 0 0 円	3 5 0 円
	公費補助	9 0 円	1 1 0 円
	保護者負担	2 1 0 円	2 4 0 円

2 歳児向けプレ保育の成果と課題について

1. 取り組み内容

- ・ 基本的な生活習慣の習得、遊びを通じた興味・関心の育成
- ・ 親子プレ保育の実施
- ・ 園行事への参加（運動会、避難訓練、誕生会）

2. 成果

- ・ 同年齢の子どもと遊ぶ機会を提供できた。
- ・ さくら幼稚園で7名中5名、橋本幼稚園で5名中4名を令和7年度の入園につなげることができた。
- ・ 保護者から「幼稚園に行く日を楽しみにしている」との声が多く、入園への期待感を高めることができた。
- ・ 普段の会話やドキュメンテーションを通じて、保護者の育児の悩みを聞き、必要な情報を発信することで、子育て支援の役割を果たすことができた。
- ・ 幼稚園教諭にとっても、3歳未満児の保育を学び直す機会となり、3歳以上の保育とのつながりを見直すきっかけとなった。

3. 課題

- ・ 週2回の登園では生活習慣の習得が不十分なため、保護者との連携強化が必要。
- ・ 集団活動への参加が難しい子どもが多く、親子でのふれあい遊びの機会が少なかった。
- ・ 2歳児向けの遊具・生活用品の充実・見直しが引き続き必要。
- ・ プレ保育利用者が必ずしも入園に直結しないため、入園希望者を優先できる仕組みの検討が必要。
- ・ 満3歳で私立園に転園する家庭や、4月から保育園に入園する家庭もあり、「子育て支援」としての役割は果たせたが、「入園児獲得」という当初の目的から外れてしまった面もある。

4. まとめ

- ・ 各園が子どもや保護者の様子を見ながら、それぞれの方法で子どもたちの豊かな経験につながる活動に取り組んできた。
- ・ 週2回の積み重ねの難しさはあったが、「子育て支援」を大きな目標として、一人一人の子どもの姿を認めながら保護者と連携し、「子育ては楽しい」と感じてもらえる保育を続けていきたい。
- ・ また、クラス編成や職員配置については、募集人数や時期、支援を要する子どもの有無などによって変わってくるため、引き続き最善の形を検討する。

《令和7年度利用予定数》

さくら幼稚園 8名 橋本幼稚園 6名

幼稚園における弁当配送サービスの今後について

1. 経過

- 令和7年1月より、公立幼稚園において希望者を対象に週1回の弁当配送サービスを試行的に導入している。
- 当初、委託した市内業者は、主に高齢者向けに弁当を配送している事業所であったため、職員からは「幼児向けのメニューとしては少し物足りない」との意見があった。
- そこで、市外にも目を向けて、保育園や幼稚園の委託給食を主軸に事業を展開している新たな業者を選定し、2月より業者を切り替えてサービスを提供している。

2. 委託業者

株式会社 富喜屋（ふきや）
大阪府高槻市西町3-1

3. 業者比較

	富喜屋	前業者
利用料金	400円（税込）/1食	400円（税込）/1食
メニュー例	・白おにぎり ・鶏のから揚げ ・ポテトサラダ ・アスパラのソテー ・切り干し大根の煮物 ・ワカメの煮物	・ご飯 ・白身魚の生姜煮 ・人参煮 ・じゃがいもといんげんの煮物 ・菜の花のごま味噌和え
アレルギー対応	可	不可

4. 利用状況

さくら幼稚園 27人/41人（約66%）

橋本幼稚園 13人/22人（約60%）

※令和7年3月時点

5. 今後の方向性

- 現業者の献立は、園児や職員からも好評であるため、同業者の間で本契約を締結し、本格導入を進める。
- 提供日については、園長と協議のうえ、まずは4月に週1回からスタートし、園児の様子や保護者の意見などを踏まえながら、徐々に増やしていく方向で検討する。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について

■概要

市では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりましたが、同計画が令和6年度末をもって期間満了となることから、この度、令和7年度から11年度までを対象とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

■策定経過

実施日	内容
R5. 10. 11	子ども・子育て会議（八幡市の子育て環境について意見交換）
R6. 2. 14	子ども・子育て会議（アンケート調査項目の検討）
R6. 3. 8 ～R6. 3. 22	○保護者アンケート実施 配布件数：4,397通、回答数：2,484通 回答率：56.5%
R6. 6. 11	子ども・子育て会議（保護者アンケート調査の結果分析）
R6. 8. 5	子ども・子育て会議（計画骨子案の検討、事業量の検討）
R6. 9. 25 ～R6. 10. 4	○児童・生徒アンケート実施 配布件数：1,099通、回答数：827通 回答率：75.3%
R6. 10. 9	子ども・子育て会議（計画素案の検討、事業量の検討）
R6. 11. 25	子ども・子育て会議（計画素案の承認）
R6. 12. 19 ～R7. 1. 17	○パブリックコメント実施 意見者数：2名（4件） 《主な内容》 ・子育て世代への経済的支援、公園などの環境整備を進めてほしい。 ・移動支援を通学や通勤時にも適用してほしい。 ・育児不安に対応するためにはピアカウンセリングが重要。 ・不登校や障がいをもつ子どもの登校支援を公的機関に依頼したい。
R7. 2. 14	子ども・子育て会議（計画の承認）

■計画の詳細

資料1－2のとおり

※令和6年12月定例教育委員会で報告した計画案から大きな変更はありません。

第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度 ▶ 令和11年度



令和7年3月
八幡市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題.....	4
1. 八幡市のこども・子育てを取り巻く環境	4
2. 子育て支援に関するアンケート調査結果からみた現状.....	10
3. 児童・生徒を対象にしたアンケート調査からみた現状.....	29
4. 第2期計画の取組状況	33
5. 主要な課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念	38
2. 基本目標	39
3. 施策体系	42
第4章 施策の展開	44
基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援.....	44
基本目標2 ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援.....	47
基本目標3 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援.....	51
基本目標4 子育てに関する希望の形成	55
基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり.....	58
第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	61
1. 基本的な考え方	61
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	62
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	64
第6章 計画の推進に向けて	76
1. こども大綱に基づく施策の総合的な推進	76
2. 計画の進捗管理・評価に向けて	77
資料編	78

※ この計画では「こども」の表記について、法令に根拠がある語や固有名詞を除き、平仮名表記で統一しています。



第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 子育てに関する社会動向

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けて重要な進展がみられました。

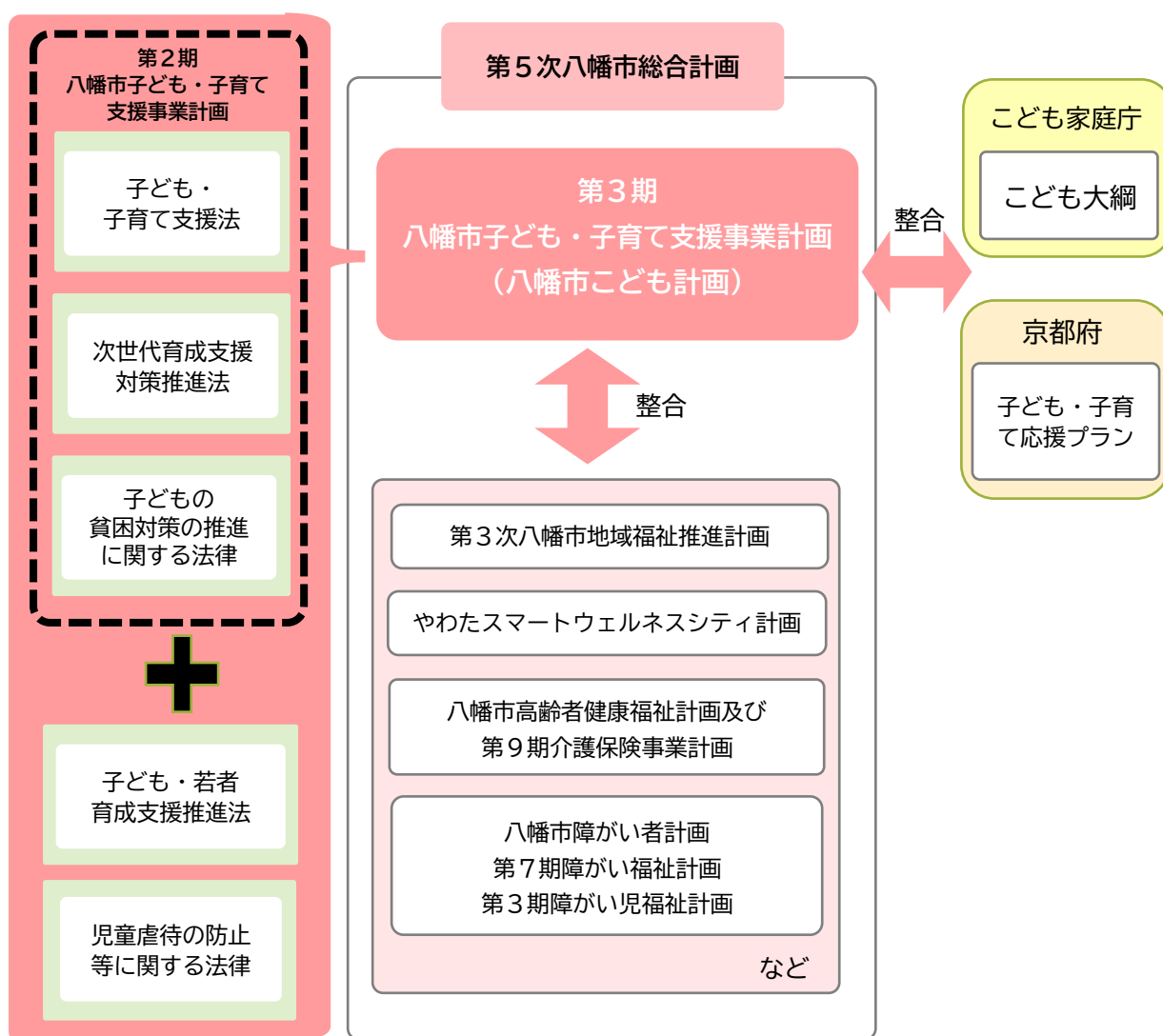
(2) 八幡市における子育ての取組

本市では、令和2年3月に「第2期八幡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という）を策定し、「みんなで 育み 育ち 支えあう 子どもにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、すべてのこどもが幸福で健やかに育つ社会を実現するため、子育てに関する取組を総合的に推進してきました。このたび、第2期計画が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会動向や本市のこどもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、こどもの権利の擁護や、こども・若者支援施策の充実を図るため、「第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本市では「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画として、5か年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」（以下、事業計画という。）を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進しています。

このような状況の中、令和5年4月には新たに「こども基本法」が施行され、市町村は、国の「こども大綱」等を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされました。本市の事業計画は、第1期から「すべてのこども」という視点を掲げて策定し、こども・子育て支援に関する取組を総合的に推進しており、「こども基本法」や「こども大綱」との親和性が高いことから、本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を含め、さらに府の「子ども・子育て応援プラン」や、上位計画である「第5次八幡市総合計画」、その他関連計画との整合性を図りながら、こども・若者・子育て家庭に係る取組を一体的にまとめた計画として策定します。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は見直すこととします。

計画期間

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第5次八幡市総合計画				次期計画		
第2期計画	第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画					次期計画

4. 計画の対象

本計画は、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づくこどもや若者とその家庭を対象とし、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指します。



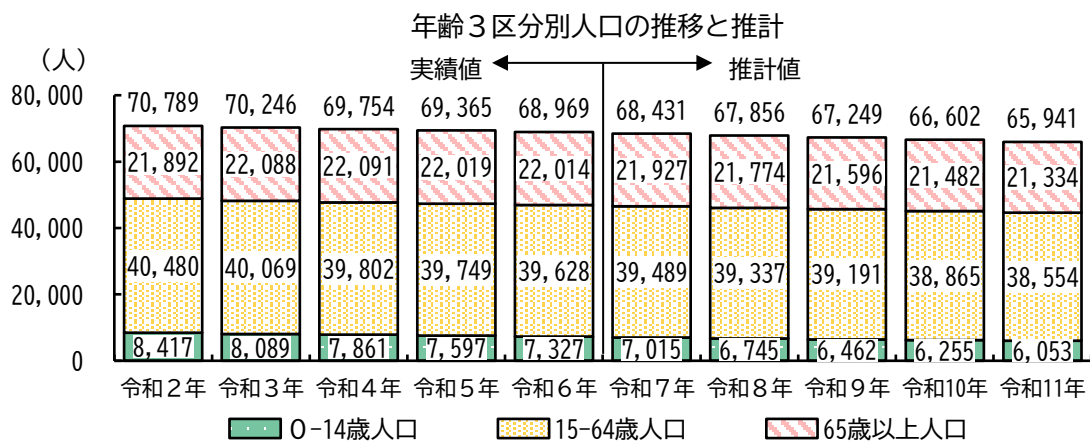
第2章

こども・子育てを取り巻く現状と課題

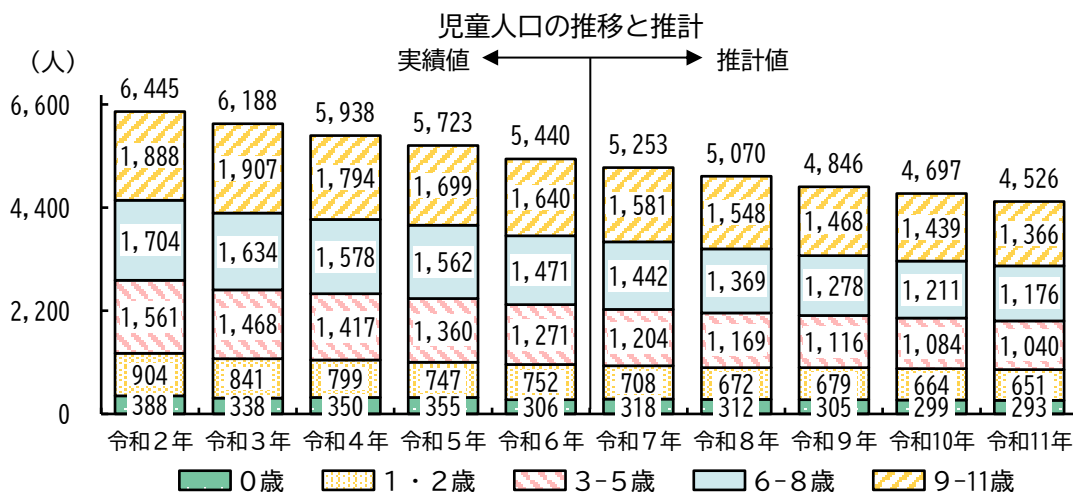
1. 八幡市のこども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口の状況

- 0～14歳人口は令和2年で8,417人、令和6年で7,327人と4年間で約1,090人減少し、総人口に占める割合は11.9%から10.6%に減少しています。

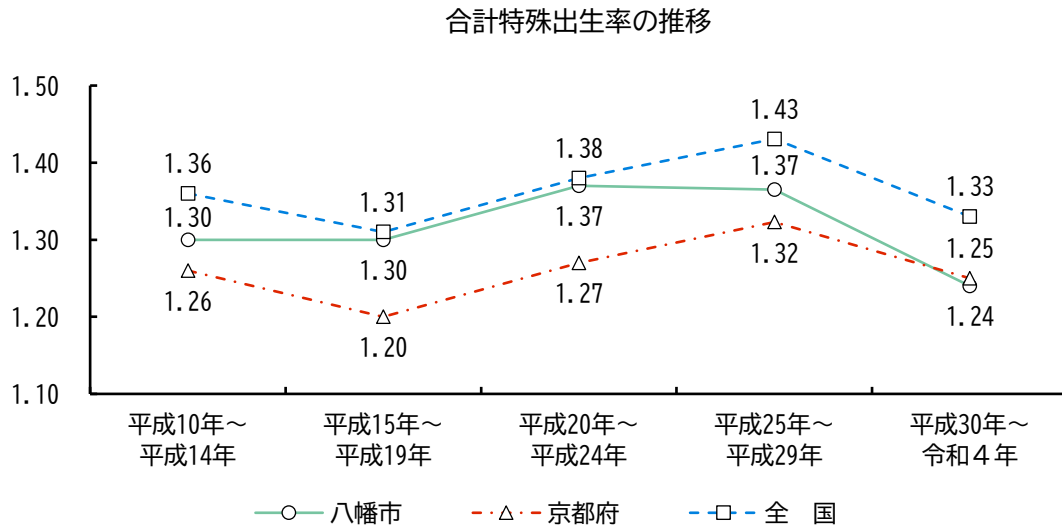


- 令和2年に6,445人だった0～11歳の人口が、令和4年に6,000人をきり、令和6年には5,440人となっています。また0歳は令和2年の388人から82人減少し、306人となっています。



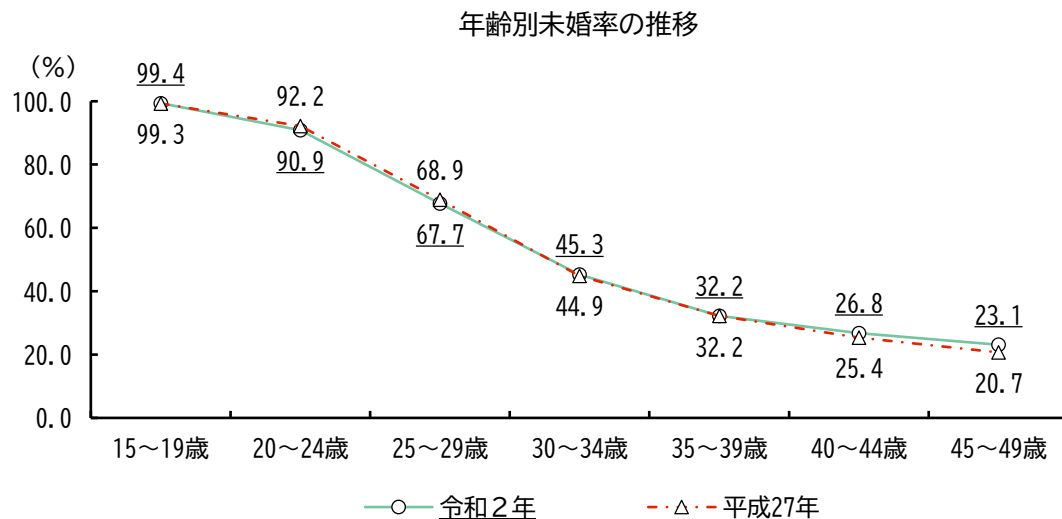
(2) 出生の状況

- 本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年～令和4年には1.24となり、全国・府と比較すると低くなっています。



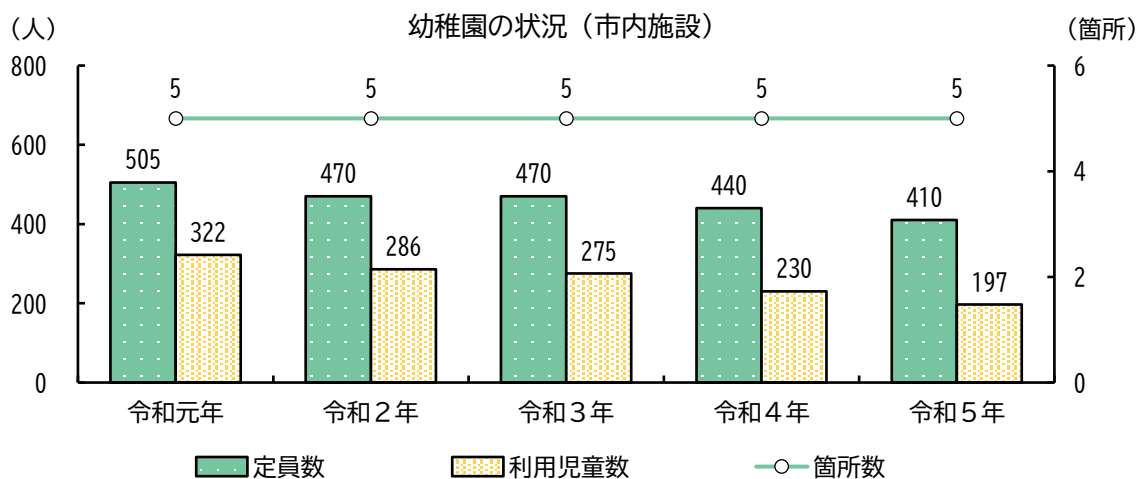
(3) 未婚・結婚の状況

- 本市の年齢別未婚率の推移をみると、各年代で平成27年とほぼ同じになっています。



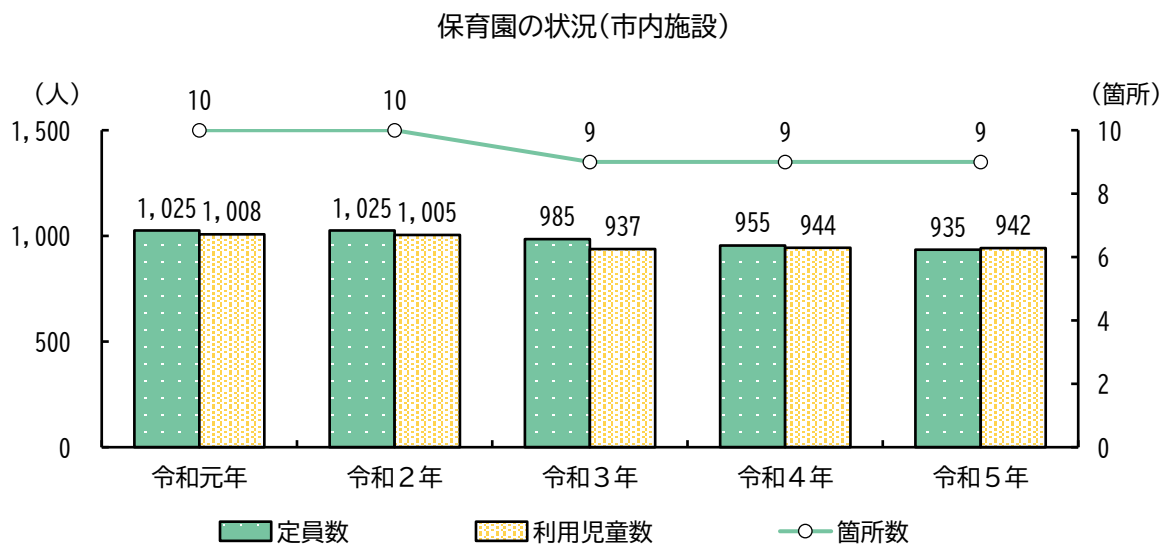
(4) 教育・保育施設の状況

- 本市の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数は減少傾向にあり、令和5年には定員数410人、利用児童数197人となっています。



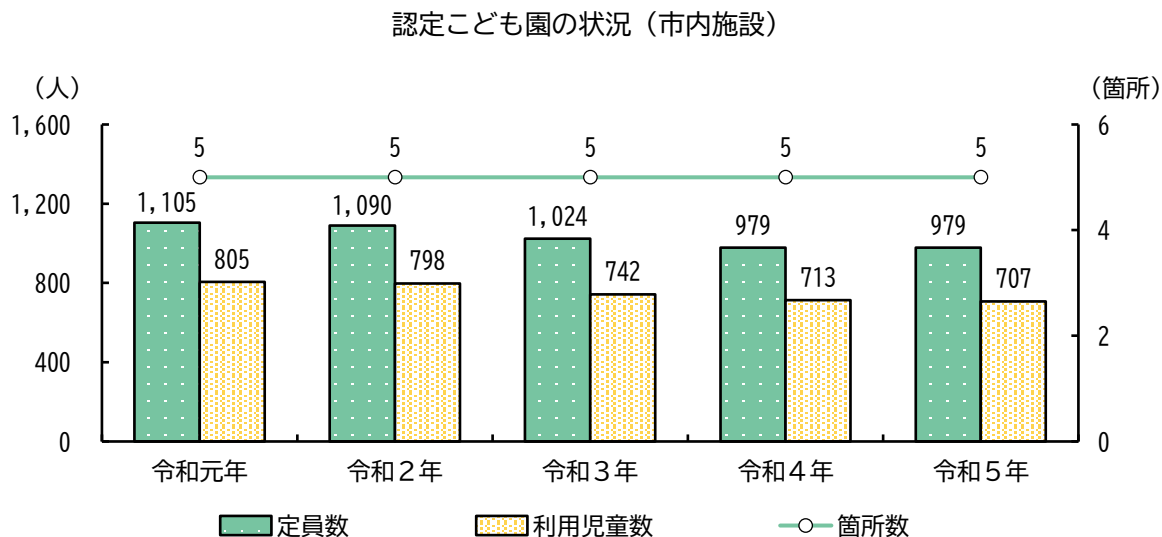
資料：庁内資料

- 本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向にあり、令和5年には定員数935人、利用児童数942人となっています。



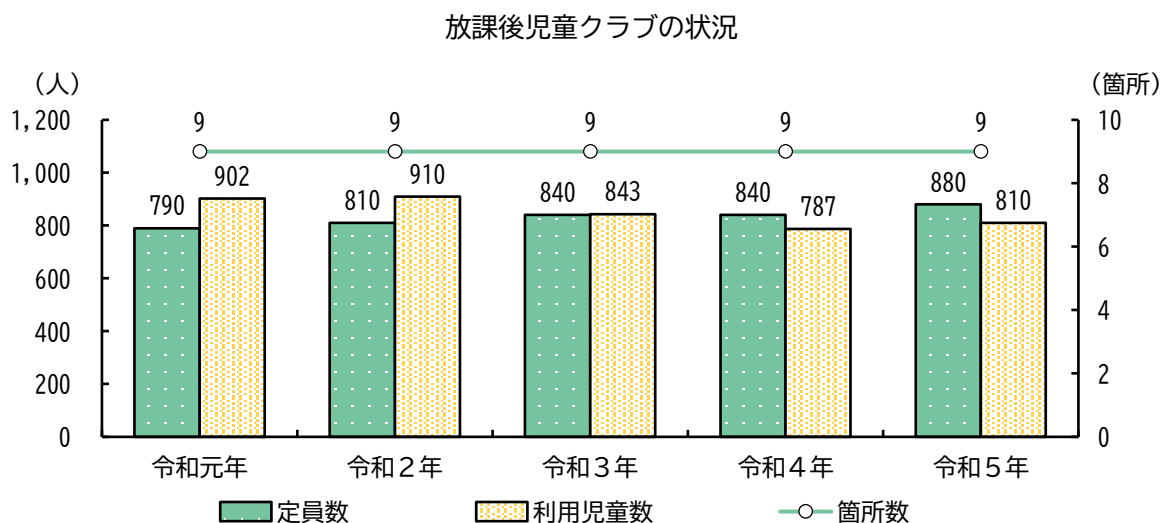
資料：庁内資料

- 本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数は減少傾向にあり、令和5年には定員数 979 人、利用児童数 707 人となっています。



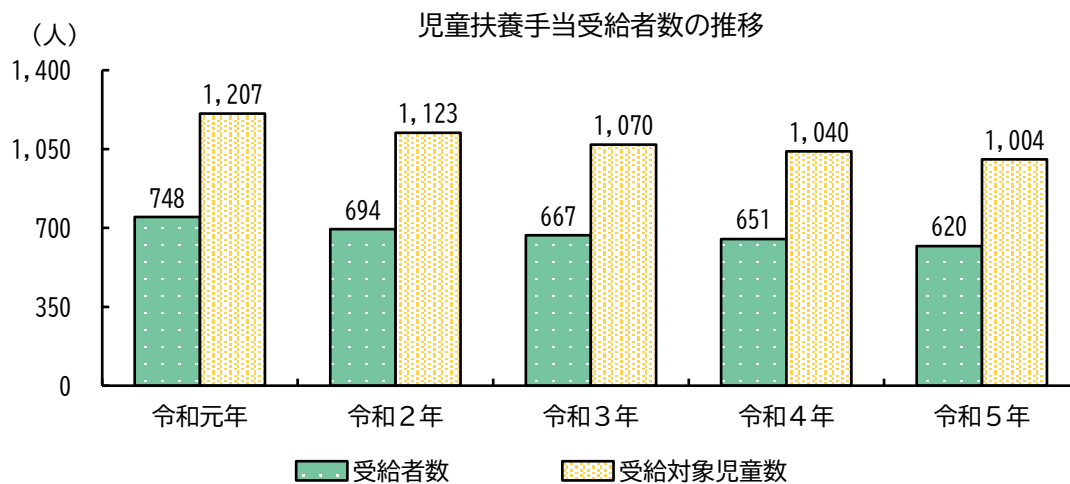
（５）放課後児童クラブの状況

- 本市の放課後児童クラブの箇所数は横ばいとなっています。定員数は増加していますが、利用児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年には 810 人となっています。

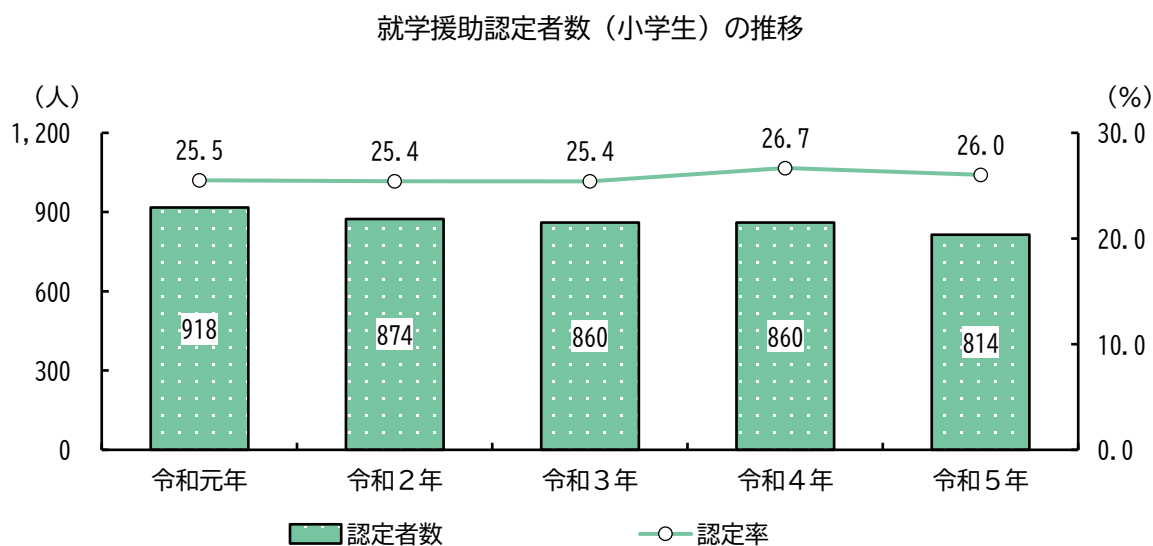


(6) その他の状況

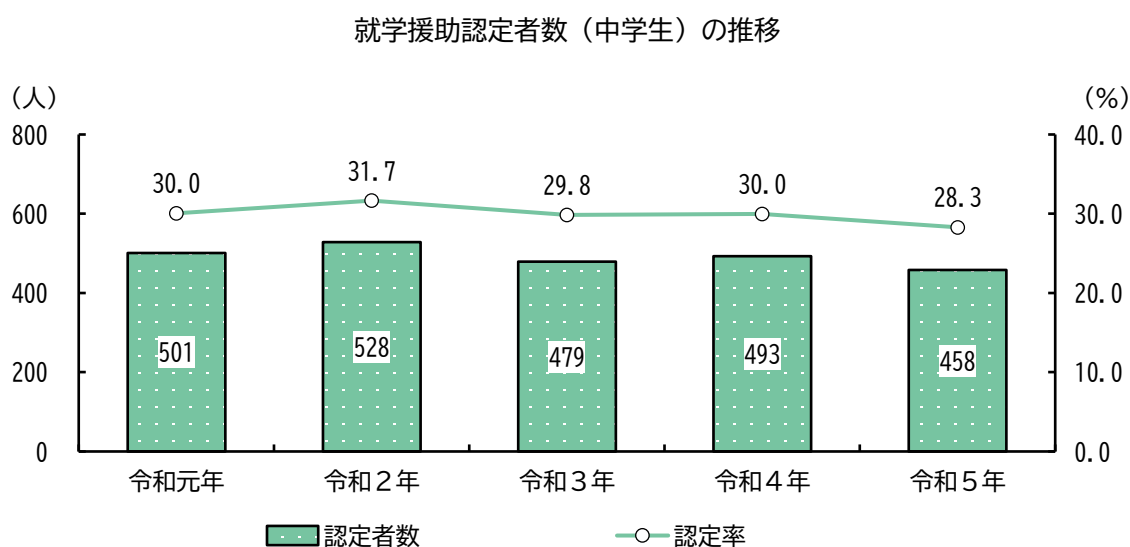
- 本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は減少しており、令和5年で受給者数は620人、受給対象児童数は1,004人となっています。



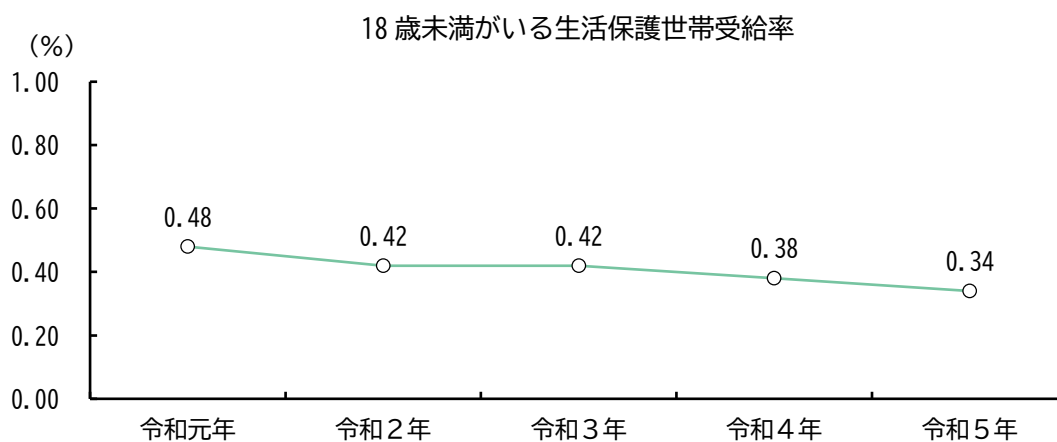
- 本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は814人、認定率は26.0%となっています。



- 本市の中学生における就学援助認定者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で認定者数は458人、認定率は28.3%となっています。



- 本市の18歳未満がいる生活保護世帯受給率は減少傾向にあり、令和5年で受給率は、0.34%となっています。



2. 子育て支援に関するアンケート調査結果からみた現状

(1) アンケート調査の概要

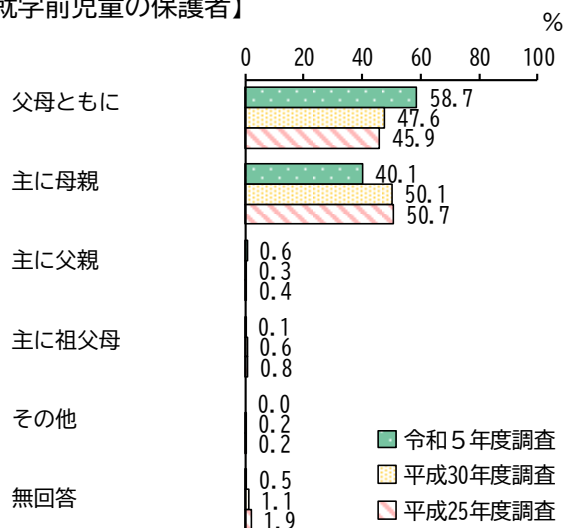
調査目的	子育て中の保護者の子育て支援サービスの利用状況や今後の希望、意見等を聞き、子育て支援施策を進める上での参考資料とすることを目的として実施したもの。
調査対象	就学前児童の保護者（市内在住の小学校入学前のこどもの保護者の方） 小学生児童の保護者（市内在住の小学生のこどもの保護者の方）
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答 （令和6年3月8日～令和6年3月22日）
回収状況	就学前児童の保護者 配布数（2,013通）、有効回答数（1,087通）、有効回答率（54.0%） 小学生児童の保護者 配布数（2,384通）、有効回答数（1,397通）、有効回答率（58.6%）

(2) 子育て家庭の状況

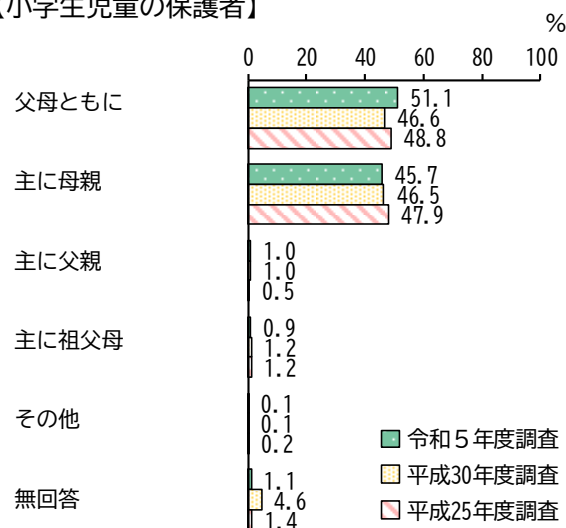
- 父親が子育てに参加している世帯が前回調査より増加しています。

Q. お子さんの子育てを主に行っている方は、お子さんからみてどなたですか。

【就学前児童の保護者】



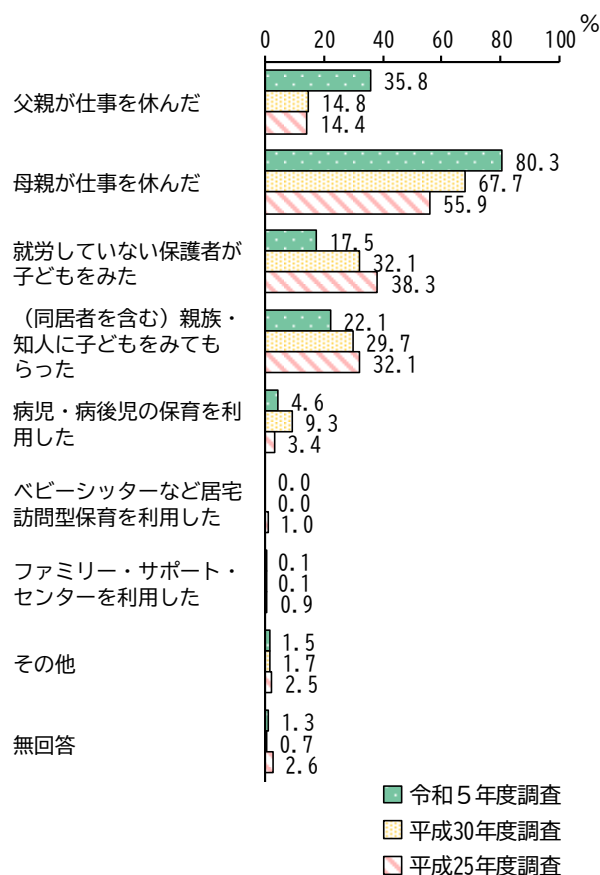
【小学生児童の保護者】



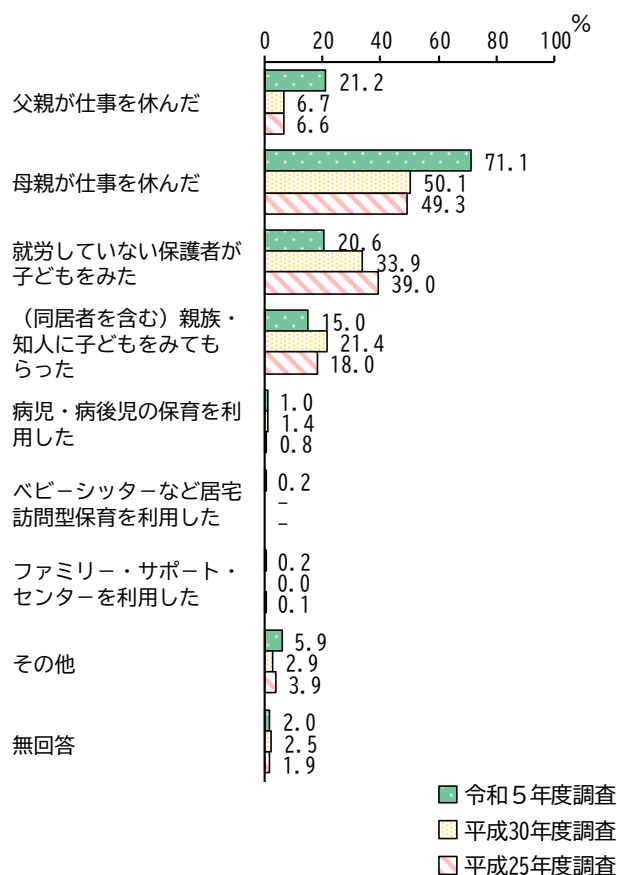
- 父親・母親が仕事を休んでこどもをみた割合が前回調査より増加しています。

Q. この1年間でお子さんが病気やけがで園・学校を休んだ時に行った対応をお答えください。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

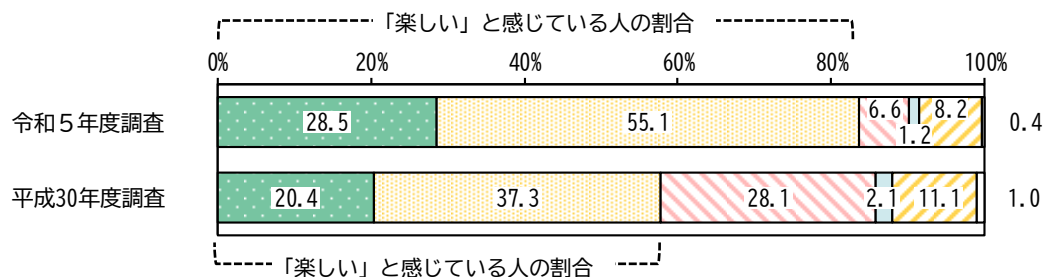


(3) 子育ての楽しさ

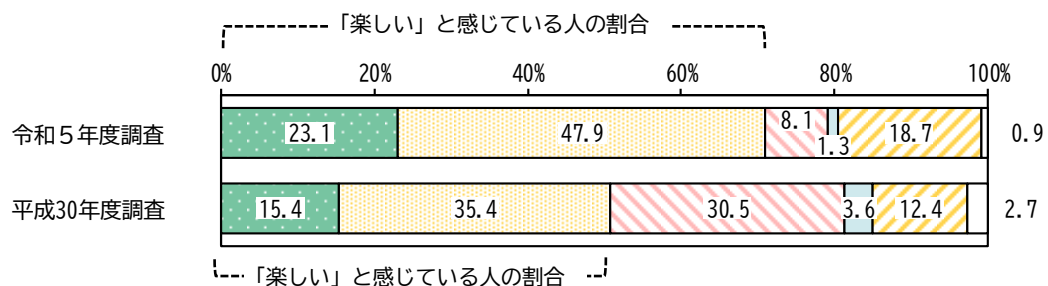
- 子育てを『楽しい』と感じている人の割合は、前回調査より増加しています。

Q. 子育ては、楽しいときもあれば、つらいときもありますが、お気持ちに一番近いものはどれですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



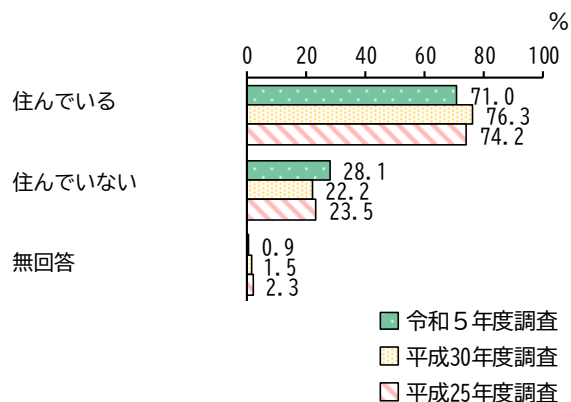
- とても楽しい
- 楽しい
- あまり楽しくない (不安または負担)
- 楽しくない (とても不安または負担が大きい)
- どちらともいえない
- 無回答

(4) こどもや子育て家庭の属性

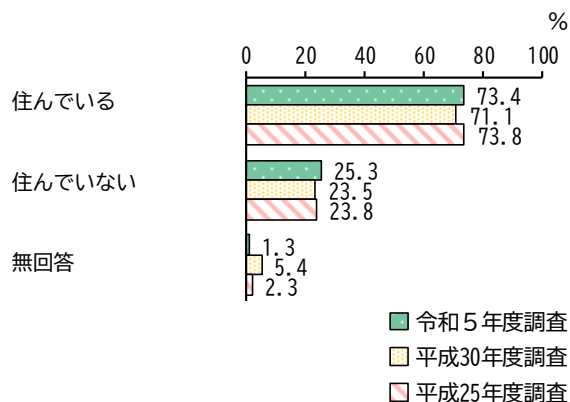
- 祖父母が近居しているの子育て世帯は7割台となっています。

Q. お子さんの祖父母は、近く（概ね 30 分以内程度で行き来できる範囲）にお住まいですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

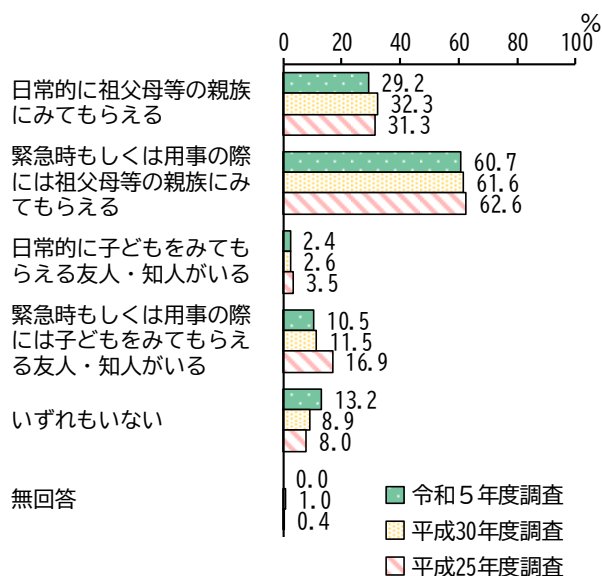


(5) こどもをみてくれる親族・知人の有無

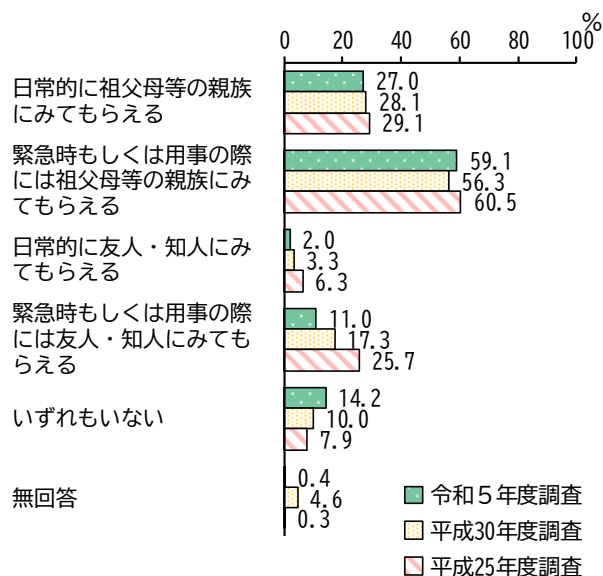
- 身近に頼れる親族・知人がいないと回答された方が1割以上います。

Q. 日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



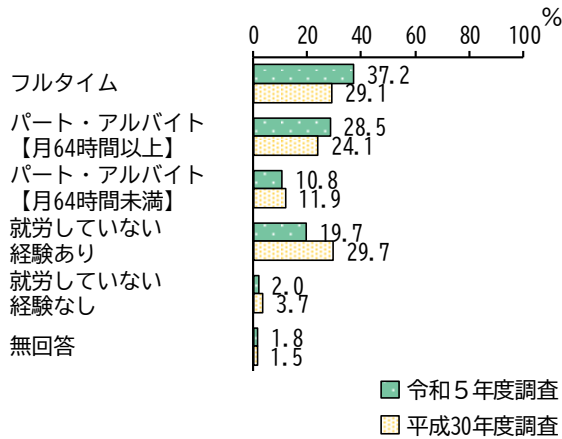
(6) 保護者の就労状況

- フルタイムで働く母親の割合は、前回調査より増加しています。

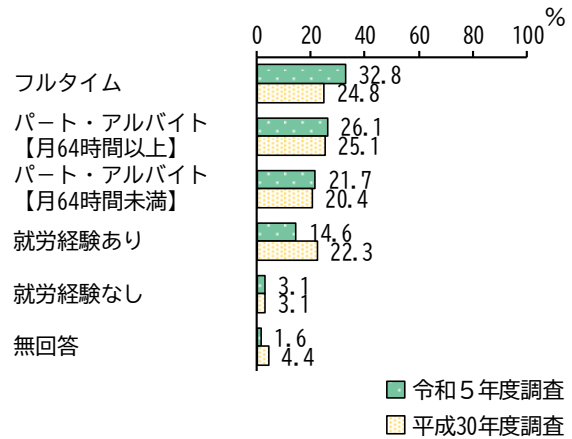
Q. 保護者の就労状況についてお答えください。

(1) 母親

【就学前児童の保護者】

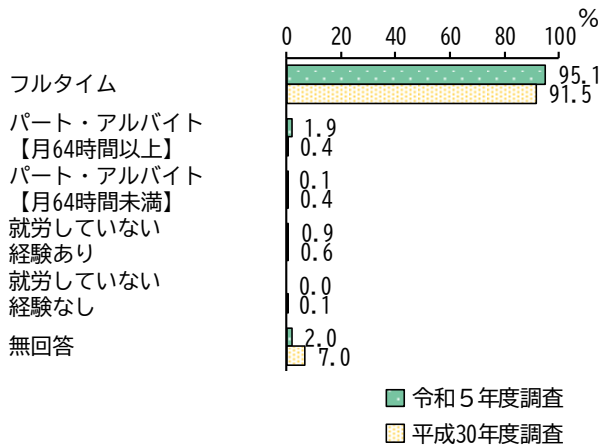


【小学生児童の保護者】

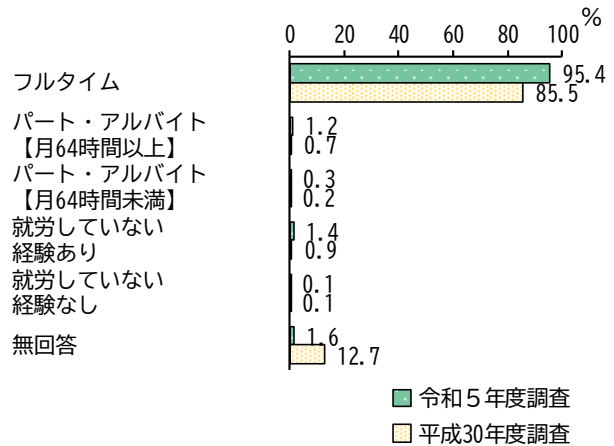


(2) 父親

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

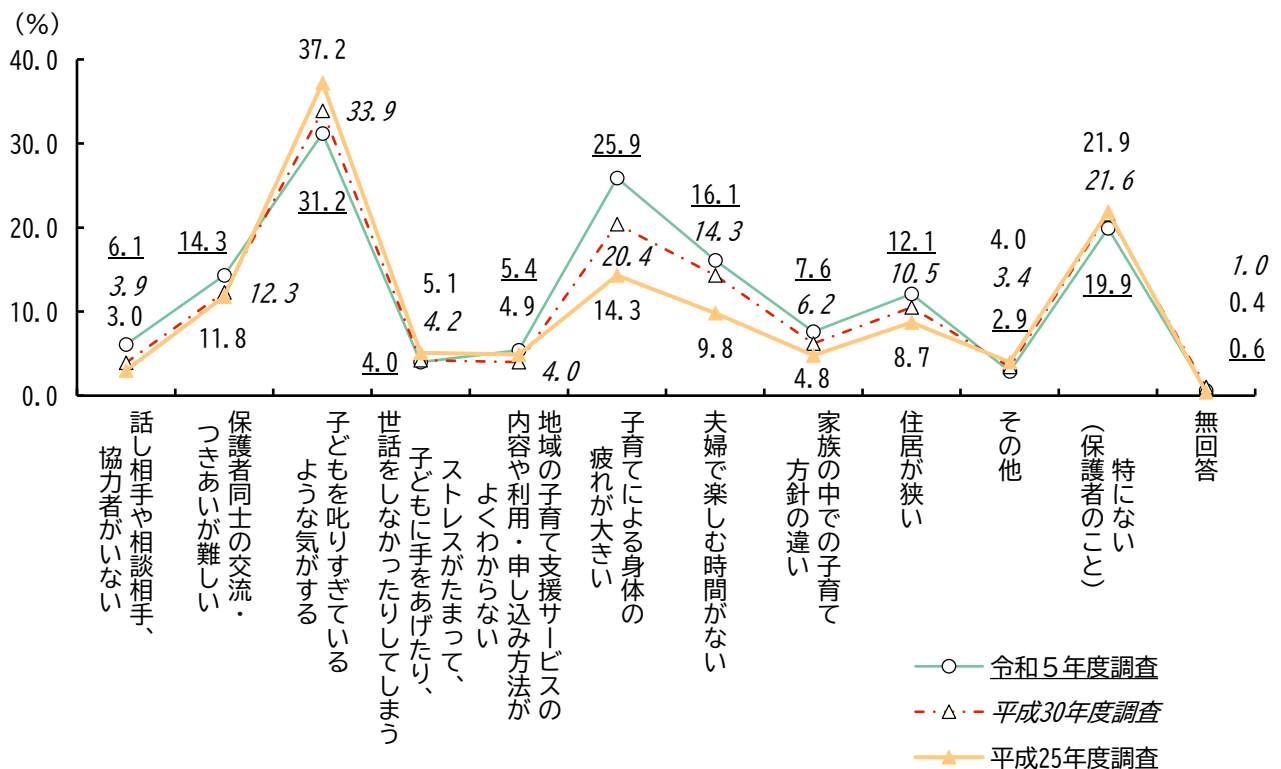
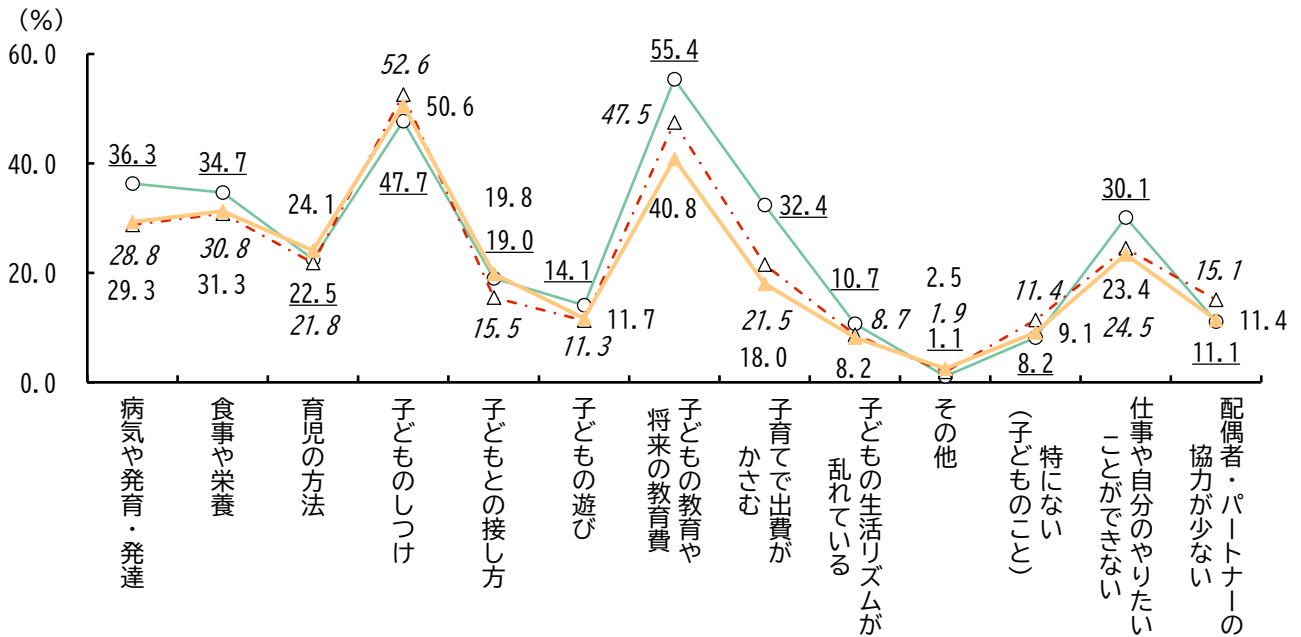


(7) 子育ての悩みや不安

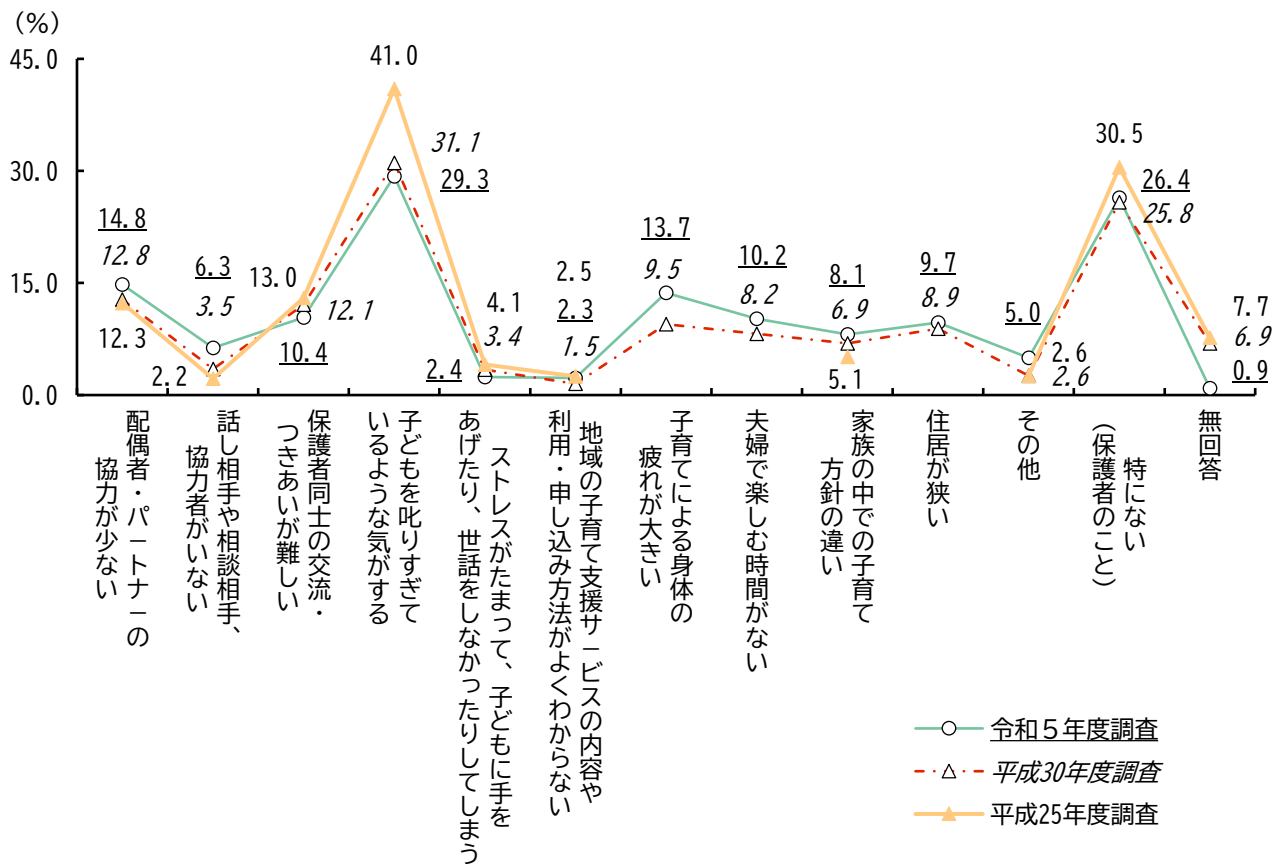
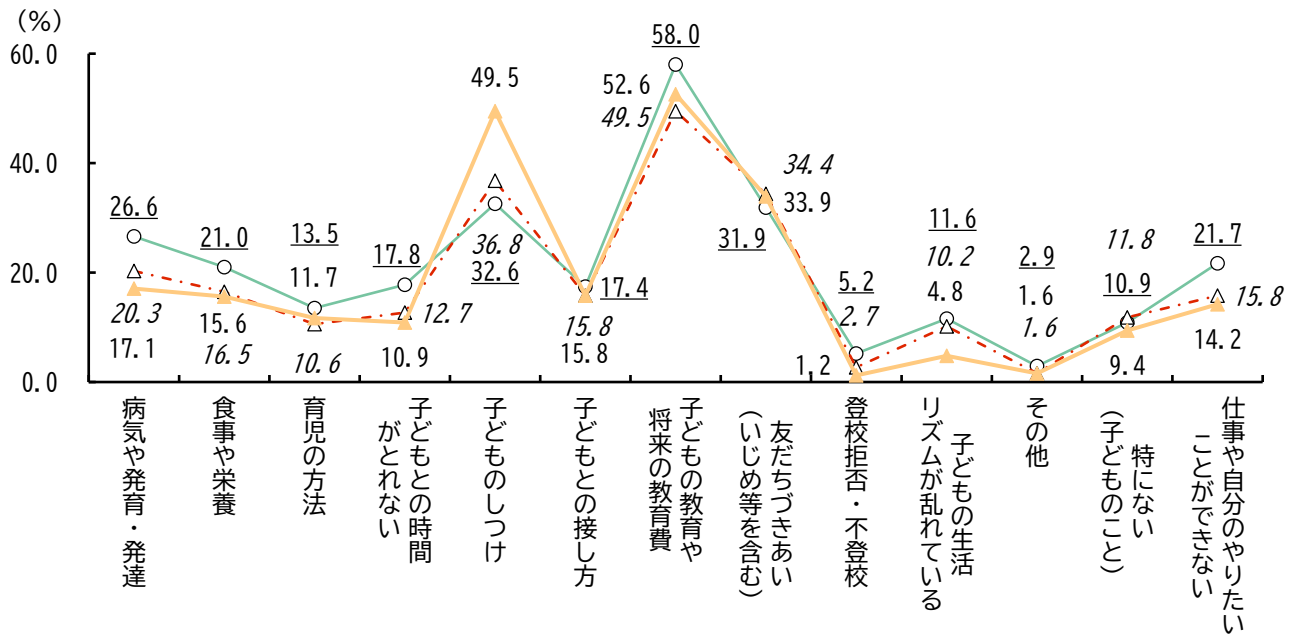
- こどもの教育費やしつけなどについて、悩みや不安を抱える保護者の割合が高くなっています。

Q. 子育てで、日ごろ悩んでいること、不安に感じることはどのようなことですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

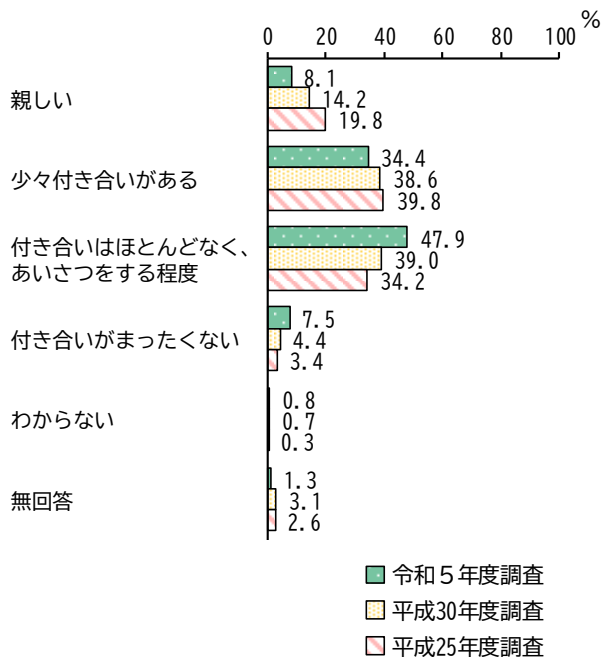


(8) 近所づきあいの状況

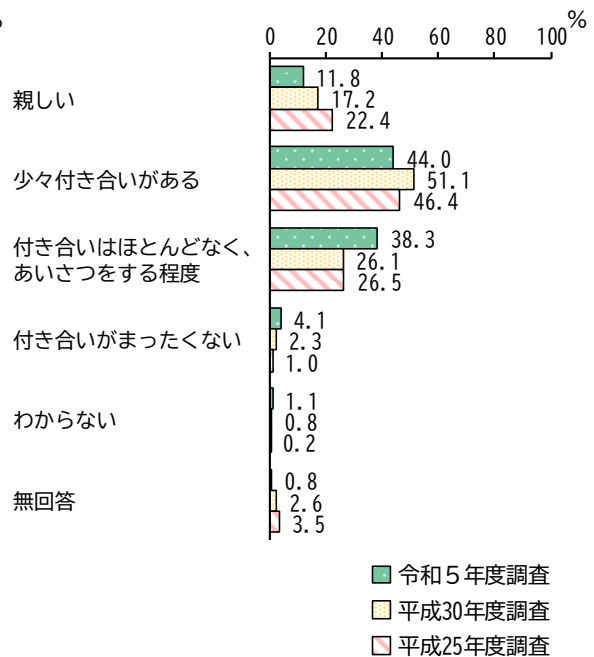
- 親しい近所づきあいをしている子育て世帯は、前回調査より減少しています。

Q. ご近所や地域の人々とは、どの程度のお付き合いがありますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

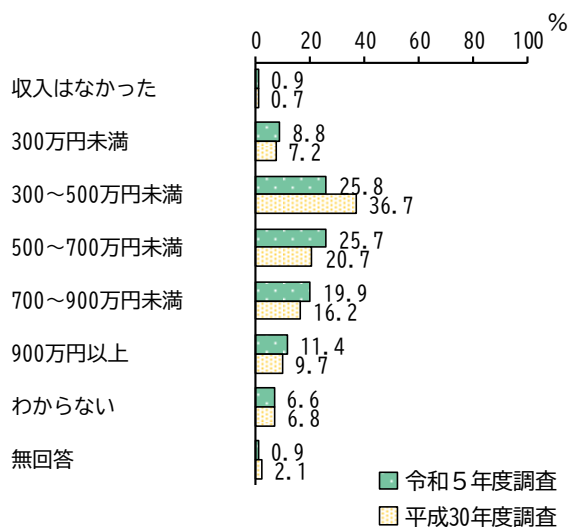


(9) 子育て世帯の経済的な状況

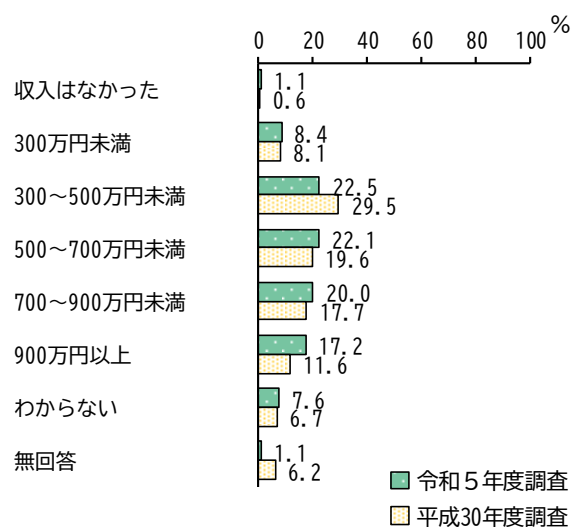
- 世帯年間収入 500 万円以上の世帯の割合が前回調査より増加しています。

Q. あなたの世帯で働いている方全員のおよその年間総収入はいくらですか。

【就学前児童の保護者】



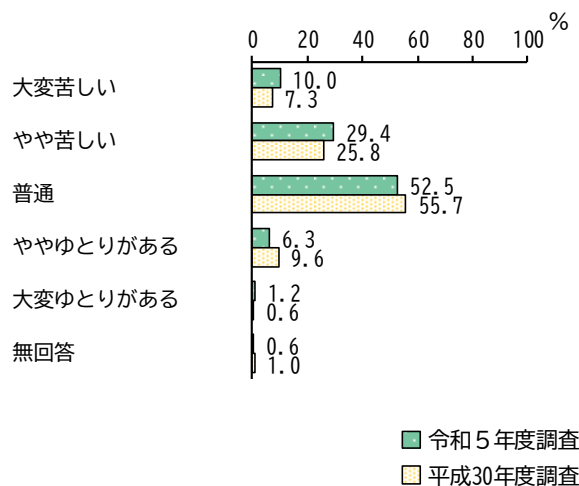
【小学生児童の保護者】



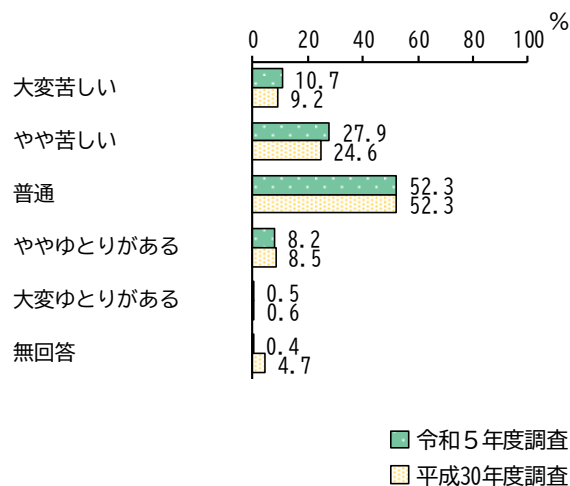
- 経済的な暮らし向きは「普通」が5割台で最も高い一方で、『苦しい』も4割近くとなっています。

Q. あなたの世帯の現在の経済的な暮らし向きについて、どう感じていますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

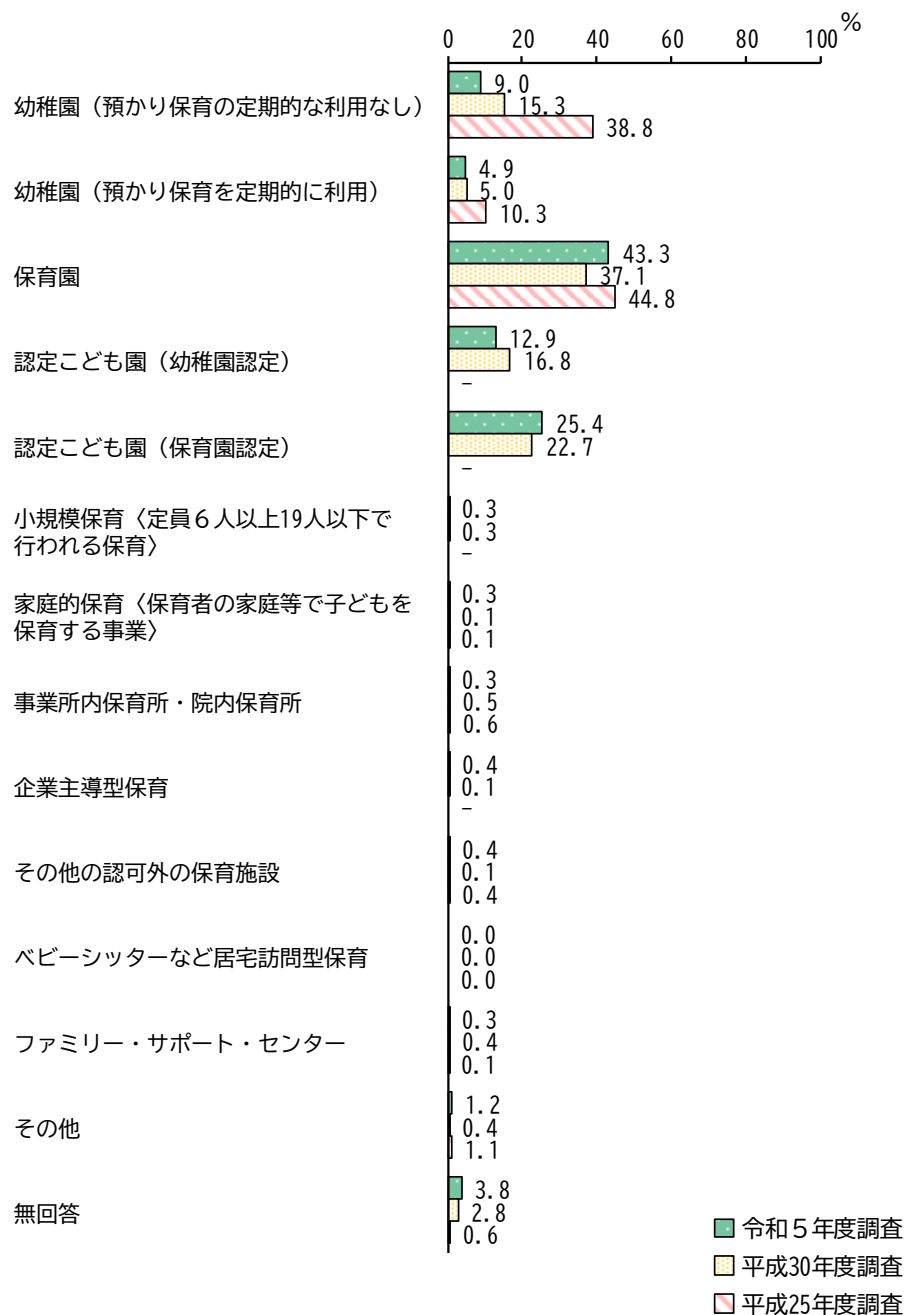


(10) 教育・保育施設（事業）の利用状況

- 保育園や認定こども園（保育園認定）の利用が増加している一方で、幼稚園や認定こども園（幼稚園認定）の利用は減少しています。

Q. お子さんは、平日にどのような教育・保育事業を定期的に利用していますか。

【就学前児童の保護者】

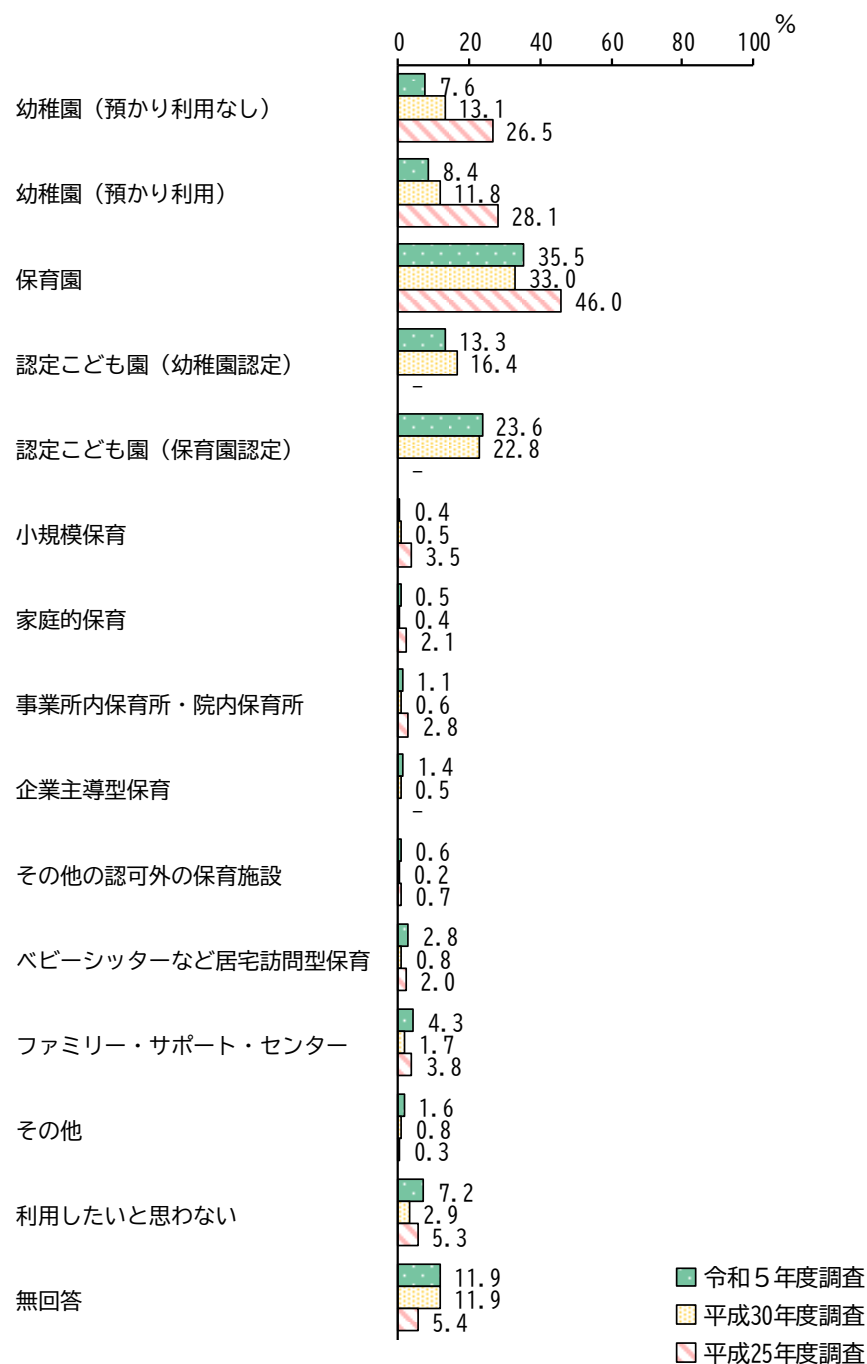


(11) 教育・保育施設（事業）の利用希望

- 利用希望も「保育園」「認定こども園（保育園認定）」の割合が高くなっています。

Q. 現在の利用の有無にかかわらず、お子さんが平日に定期的に利用したい、利用を継続したい教育・保育事業はありますか。

【就学前児童の保護者】

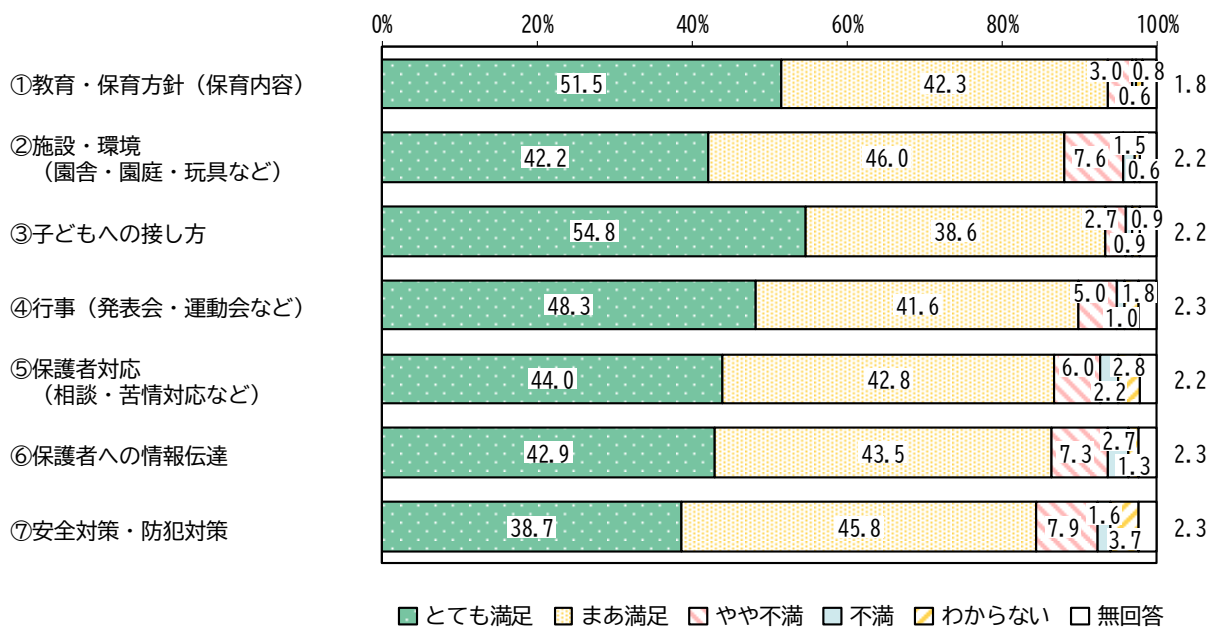


(12) 利用している教育・保育施設の満足度

- 教育・保育施設（就学前施設）の満足度は、すべての項目で高くなっています。

Q. 現在、利用している教育・保育施設（事業）の満足度をどのように感じていますか。

【就学前児童の保護者】

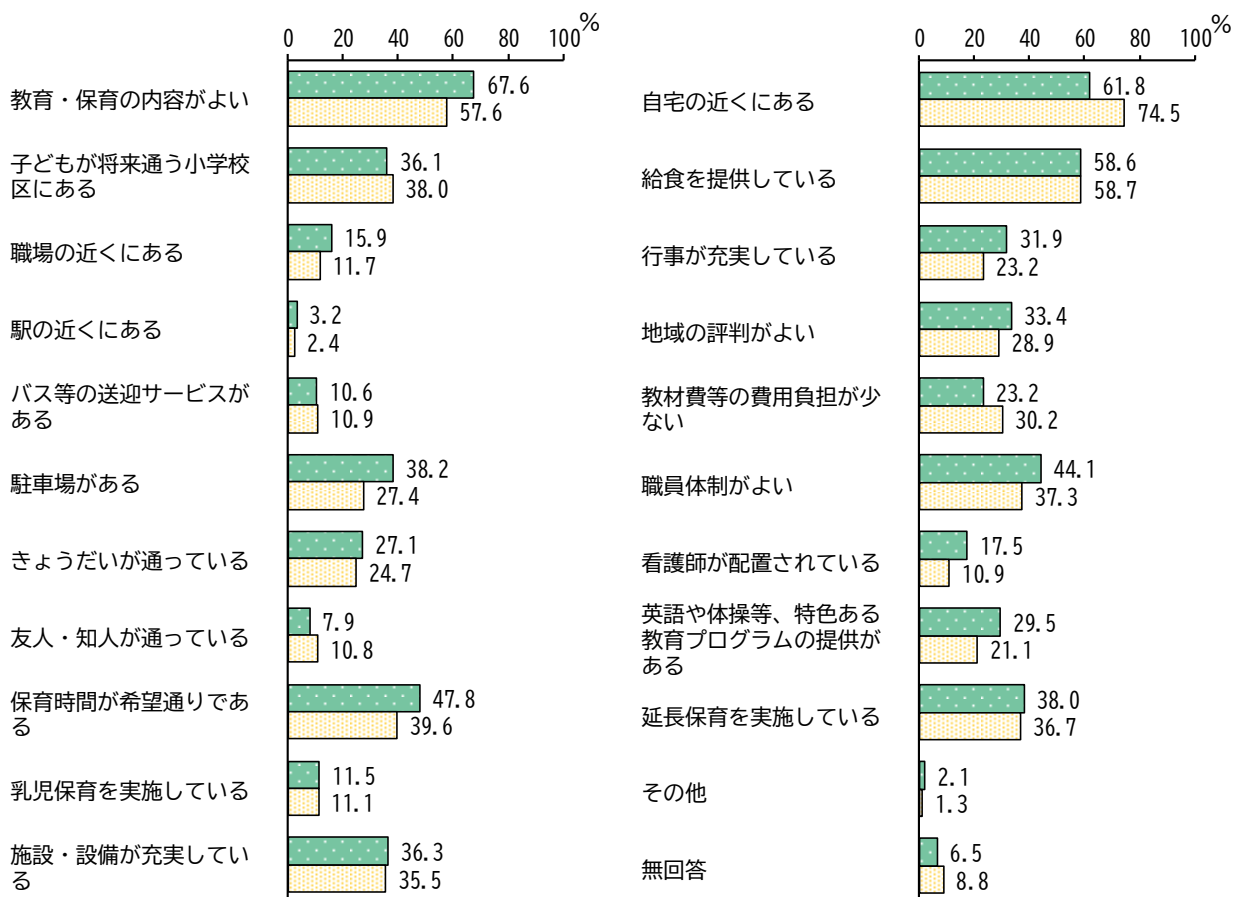


(13) 教育・保育施設の選択理由

- 「教育・保育内容」を重視して利用施設を選択する保護者の割合が最も高くなっています。

Q. 利用する教育・保育施設を選択する際に、重視する点はどのようなことですか。

【就学前児童の保護者】



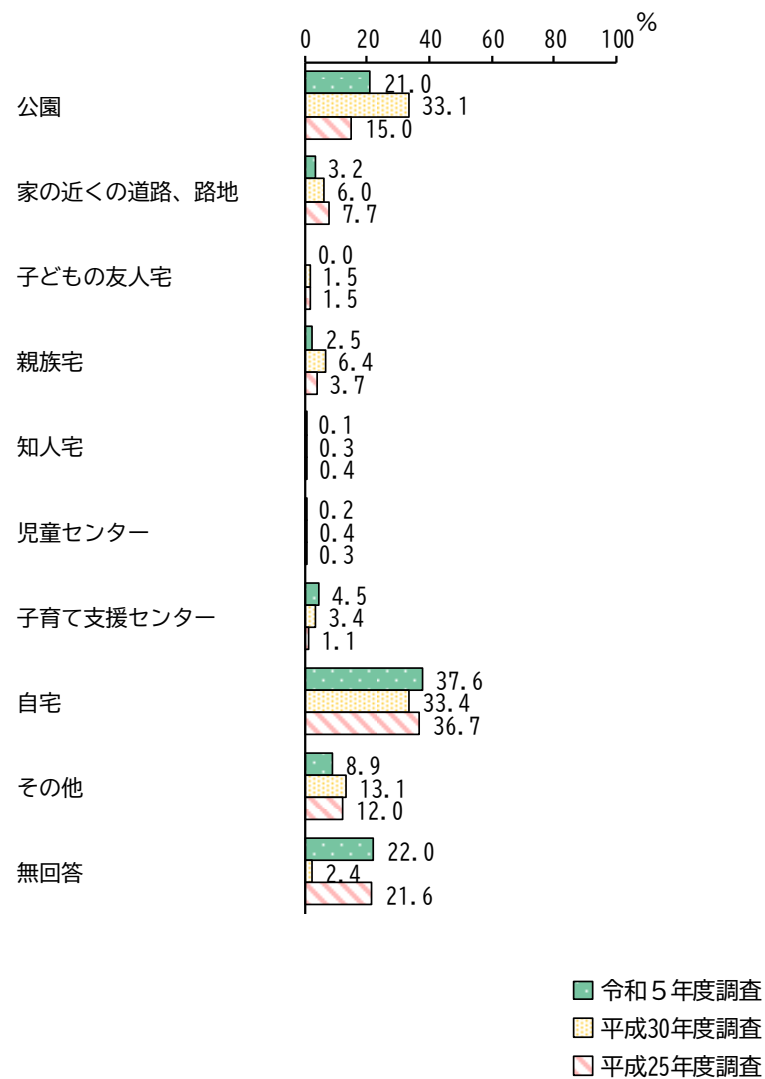
■ 令和5年度調査
■ 平成30年度調査

(14) こどもの遊び場の状況

- 「公園」で遊ぶこどもの割合が減少しています。

Q. 就学前のお子さんは、日中にどこで遊ぶことが多いですか。

【就学前児童の保護者】

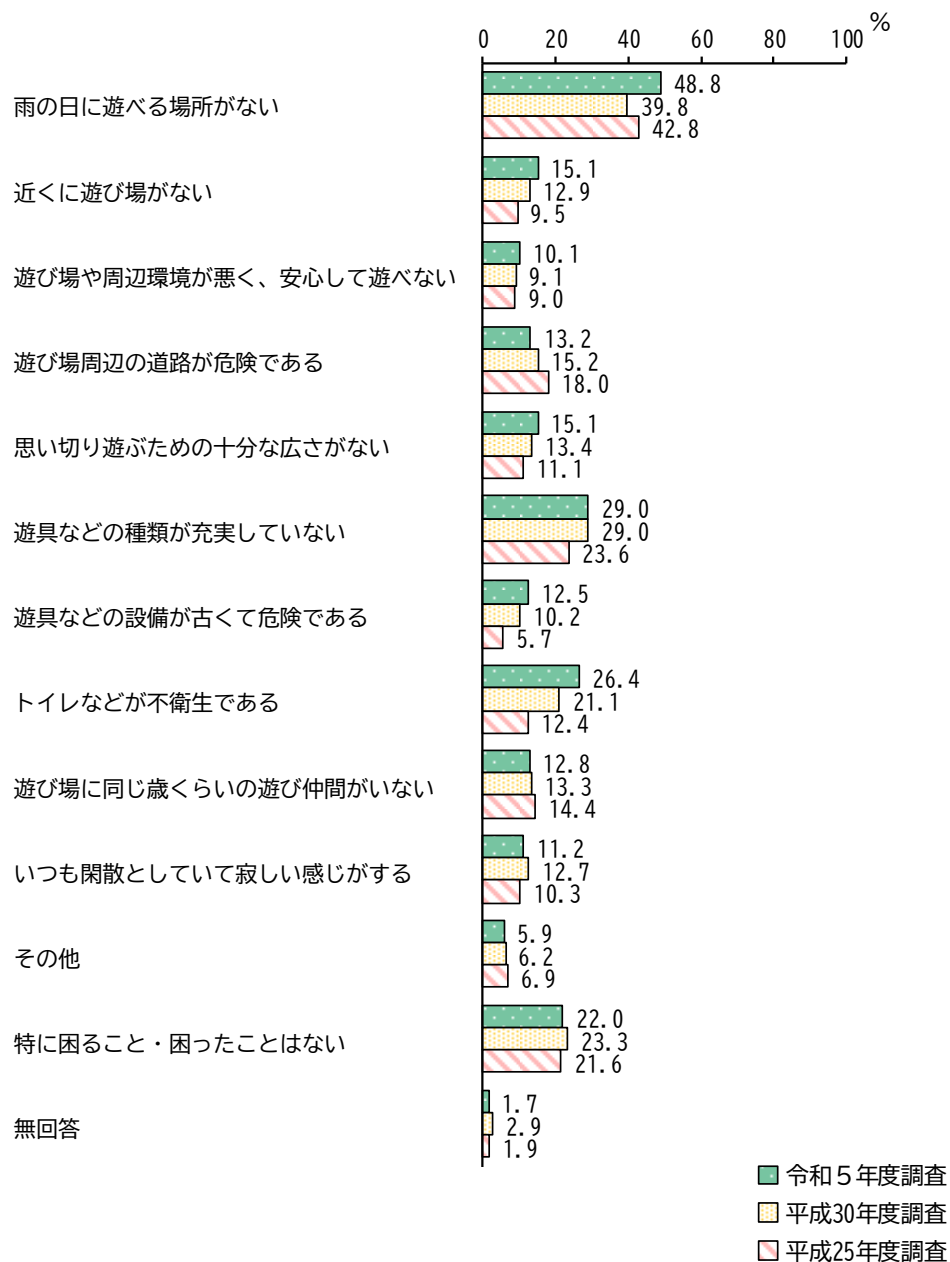


(15) 遊び場での困りごと

- 雨の日の遊び場やトイレなどの衛生面に関する困りごとが前回調査より増加しています。

Q. 遊び場で困ること・困ったことはありますか。

【就学前児童の保護者】



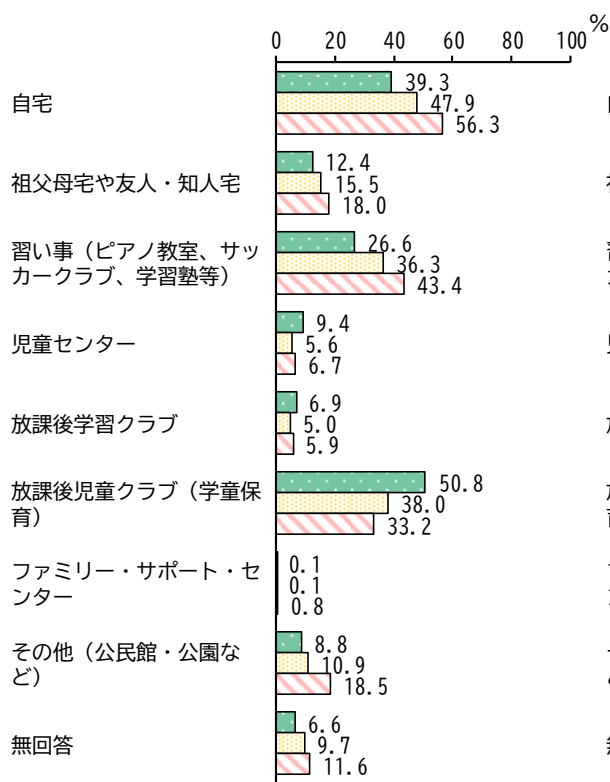
(16) 就学後の生活や過ごし方

- 就学前児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」の将来的な利用希望が高まっています。

Q. お子さんが小学校にあがったあと、放課後（平日の授業終了後）をどのような場所で過ごしたいと思いますか。（グラフ左）

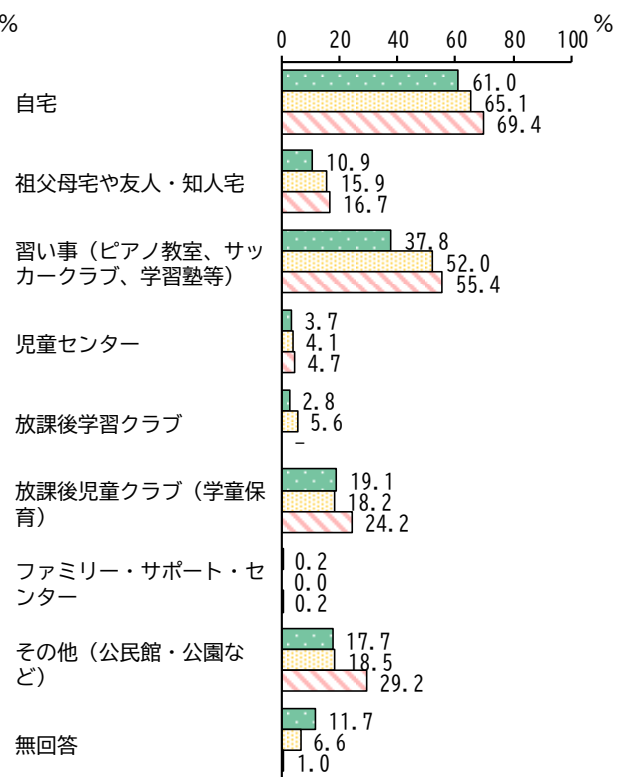
Q. お子さんは放課後（平日の授業終了後）をどのような場所で過ごしていますか。（グラフ右）

【就学前児童の保護者】



■ 令和5年度調査
■ 平成30年度調査
■ 平成25年度調査

【小学生児童の保護者】



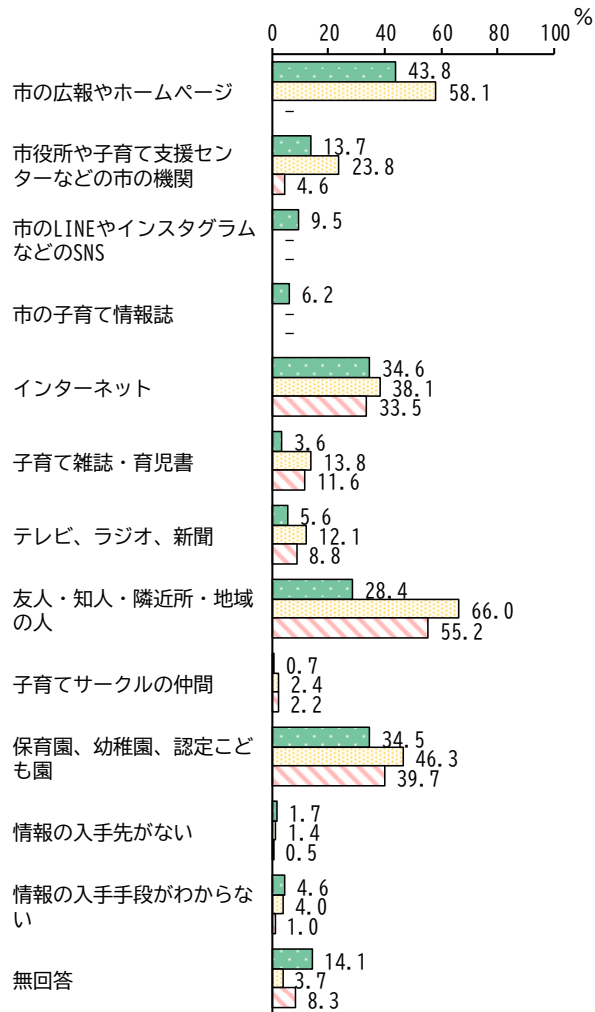
■ 令和5年度調査
■ 平成30年度調査
■ 平成25年度調査

(17) 子育て情報の入手先

- 「友人・知人・隣近所・地域の人」から子育て情報を入手している人の割合が減少しています。

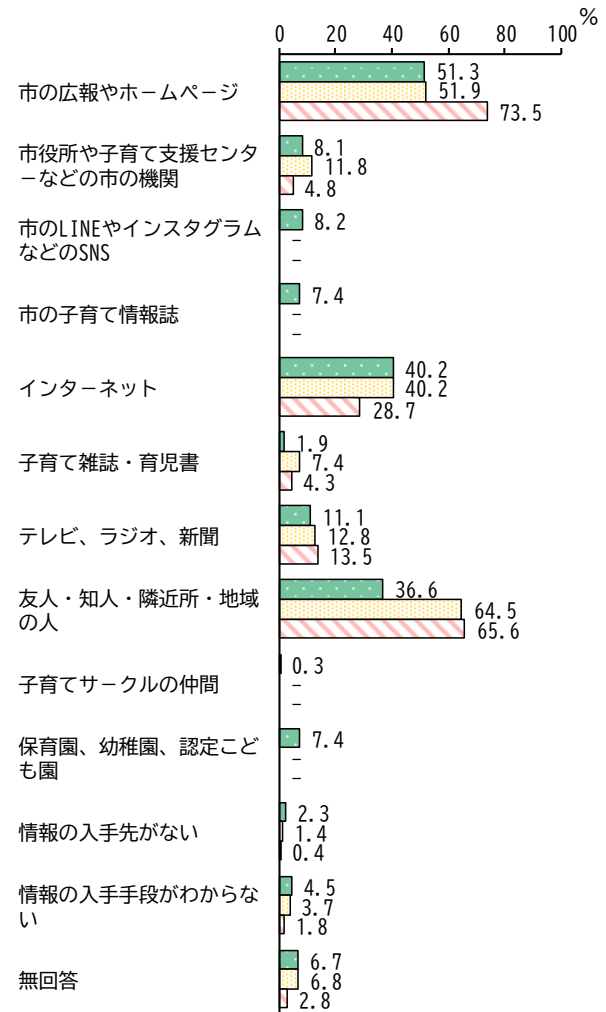
Q. 子育てに必要な施策などの情報をどのように入手されていますか。

【就学前児童の保護者】



■ 令和5年度調査
■ 平成30年度調査
■ 平成25年度調査

【小学生児童の保護者】



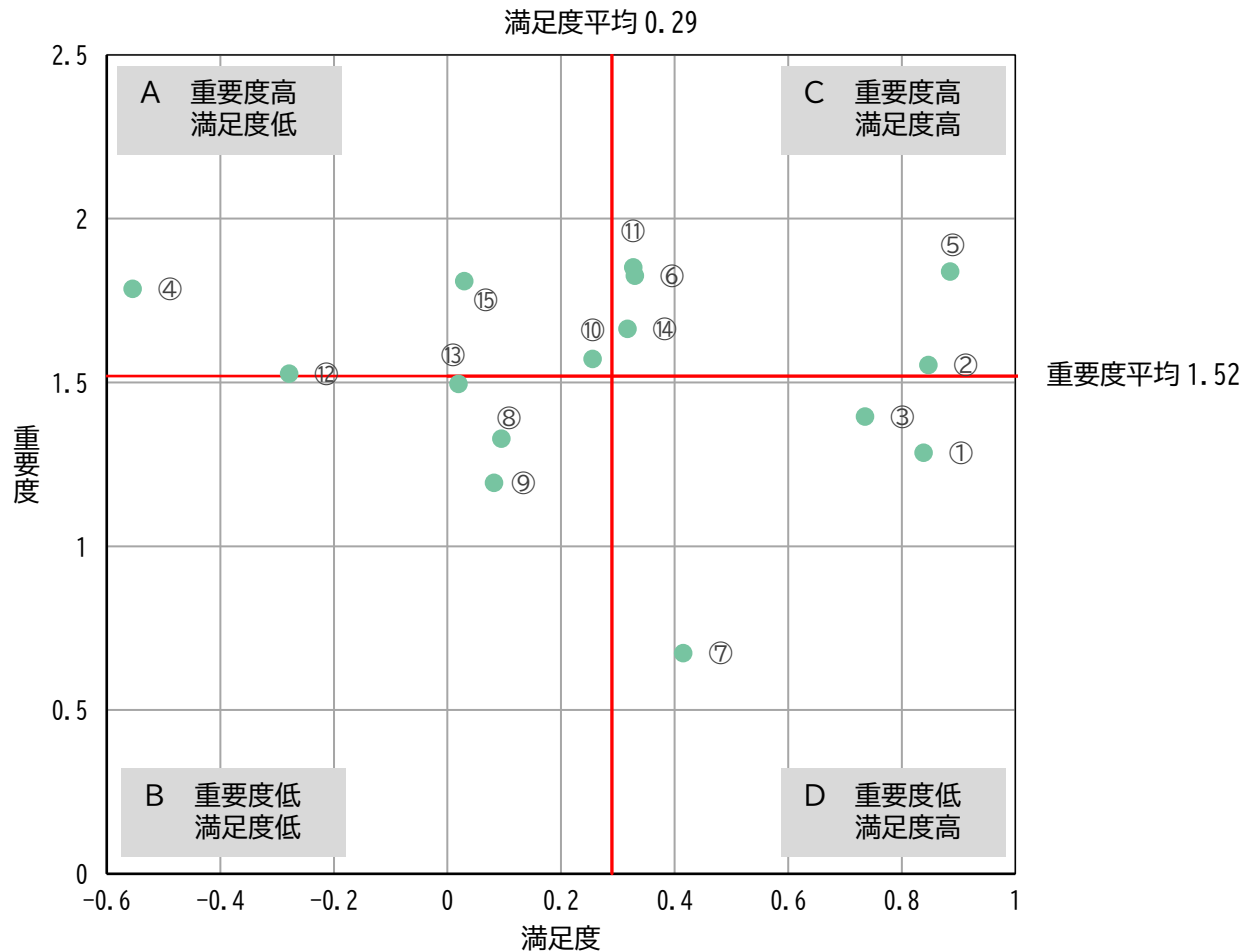
■ 令和5年度調査
■ 平成30年度調査
■ 平成25年度調査

(18) 子育て支援施策の重要度と満足度

- 就学前児童の保護者では、医療体制や教育・保育環境への対策が重要だと思う人の割合が高く、経済的負担軽減への満足度が低い状況です。

Q. 八幡市の子育て支援について、あなたにとっての「重要度」と、実施や利用状況をふまえた「満足度」をどのように感じていますか。

【就学前児童の保護者】



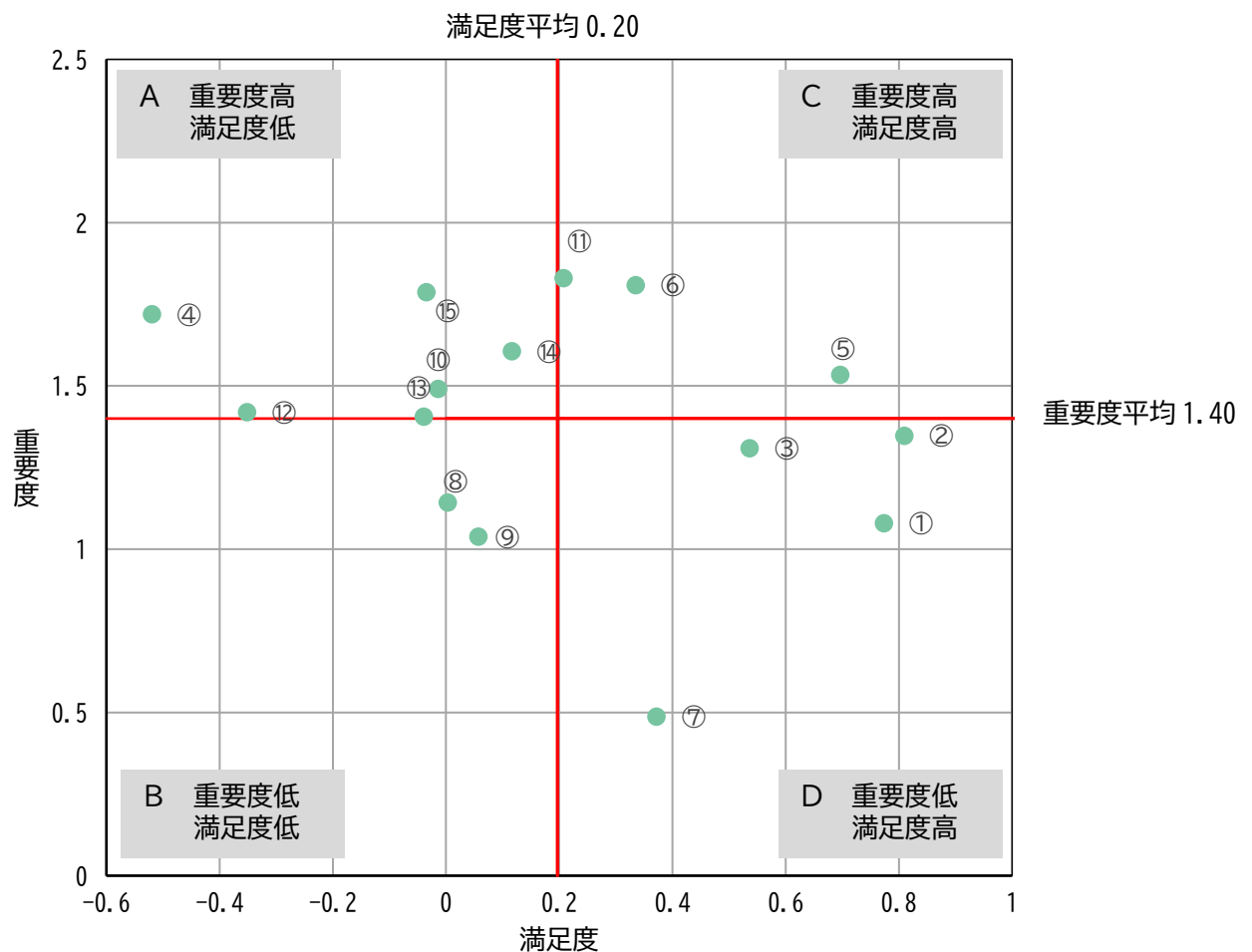
項目一覧

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊娠・出産に関する相談窓口等の体制 | ⑨こどもが参加しやすい多様な体験機会 |
| ②妊娠・出産期の母親やこどもの健診・健康教育 | ⑩こども自身が不安や悩みを相談できる体制 |
| ③子育てに関する相談窓口等の体制 | ⑪安心して受診できる医療体制 |
| ④子育てにおける経済的負担の軽減 | ⑫男女が共に子育てを行うための社会環境 |
| ⑤幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育環境 | ⑬貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援 |
| ⑥小・中学校の学校教育環境 | ⑭児童虐待を防止するための対策や啓発 |
| ⑦地域で子育てを支えるための住民参加・交流 | ⑮犯罪や事故などからこどもを守るための活動や環境 |
| ⑧地域における遊び場や親子の居場所づくり | |

- 小学生児童の保護者では、医療体制や学校環境への対策が重要だと思う人の割合が高く、経済的負担軽減への満足度が低い状況です。

Q. 八幡市の子育て支援について、あなたにとっての「重要度」と、実施や利用状況をふまえた「満足度」をどのように感じていますか。

【小学生児童の保護者】



項目一覧

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊娠・出産に関する相談窓口等の体制 | ⑨こどもが参加しやすい多様な体験機会 |
| ②妊娠・出産期の母親やこどもの健診・健康教育 | ⑩こども自身が不安や悩みを相談できる体制 |
| ③子育てに関する相談窓口等の体制 | ⑪安心して受診できる医療体制 |
| ④子育てにおける経済的負担の軽減 | ⑫男女が共に子育てを行うための社会環境 |
| ⑤幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育環境 | ⑬貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援 |
| ⑥小・中学校の学校教育環境 | ⑭児童虐待を防止するための対策や啓発 |
| ⑦地域で子育てを支えるための住民参加・交流 | ⑮犯罪や事故などからこどもを守るための活動や環境 |
| ⑧地域における遊び場や親子の居場所づくり | |

3. 児童・生徒を対象にしたアンケート調査からみた現状

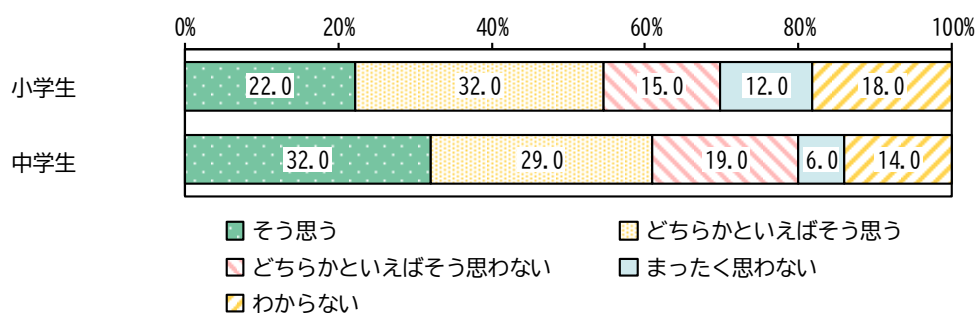
(1) アンケート調査の概要

調査目的	こどもたちの普段感じていることや希望、意見等を聞き、こども施策を進める上での参考資料とすることを目的として実施したもの。
調査対象	市内の小学6年生 市内の中学3年生
調査方法	各校を通じて配布・インターネットで回答 (令和6年9月25日～令和6年10月4日)
回収状況	小学6年生 配布数(526通)、有効回答数(396通)、有効回答率(75.3%) 中学3年生 配布数(573通)、有効回答数(431通)、有効回答率(75.2%)

(2) 自己肯定感

- 「自分のことが好き」と感じているこどもが半数以上いる一方で、「そう思わない」と感じているこどもの割合は小学生で3割近く、中学生で2割半ばとなっています。

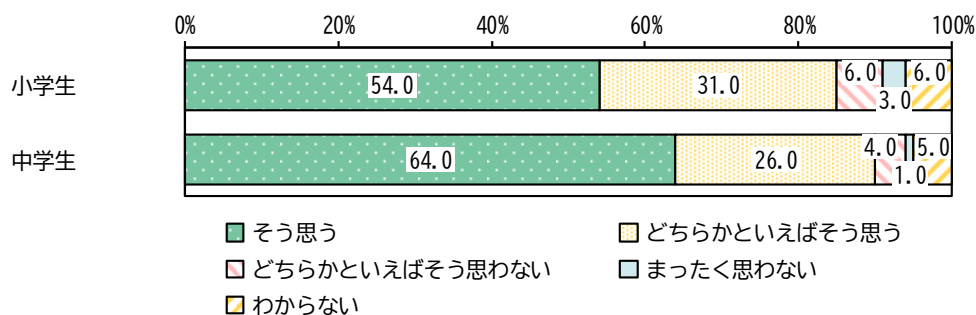
Q. あなたは、自分のことが好きですか？



(3) 放課後の居場所

- 「放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所がある」と感じているこどもの割合は、小学生で8割半ば、中学生で9割となっています。

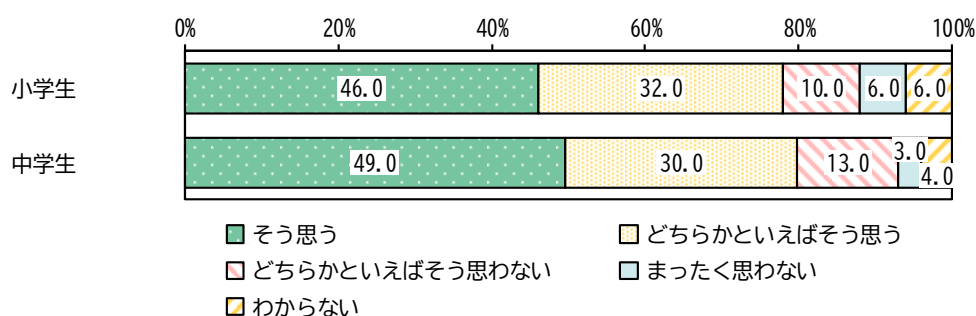
Q. あなたには、放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所がありますか？



(4) スポーツ・文化芸術への興味

- 「スポーツや文化芸術に興味がある」と感じている子どもの割合は、小学生・中学生ともに8割程度となっています。

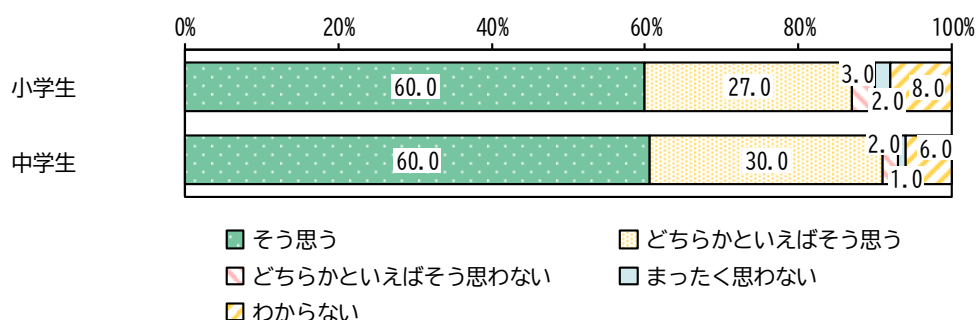
Q. あなたは、スポーツや文化芸術に興味がありますか？



(5) 助けてくれる人の存在

- 「自分の周りには助けてくれる人がいる」と感じているこどもの割合は、小学生・中学生ともに9割程度となっています。

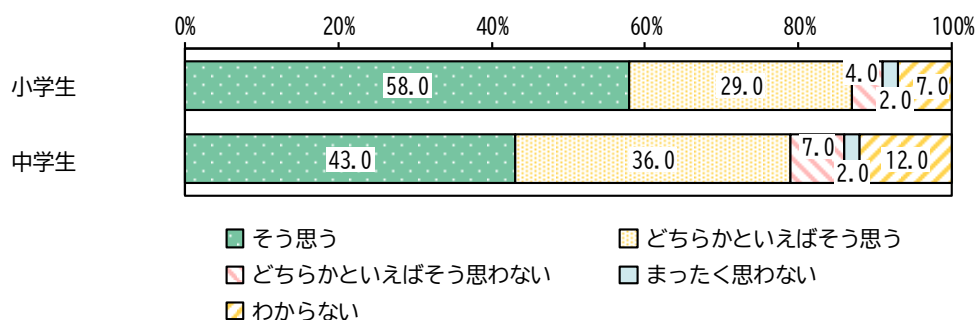
Q. あなたの周りには、あなたを助けてくれる人がいると思いますか？



(6) 八幡市への愛着

- 「今住んでいる八幡市が好き」と感じているこどもの割合は、小学生で9割近く、中学生で約8割となっています。

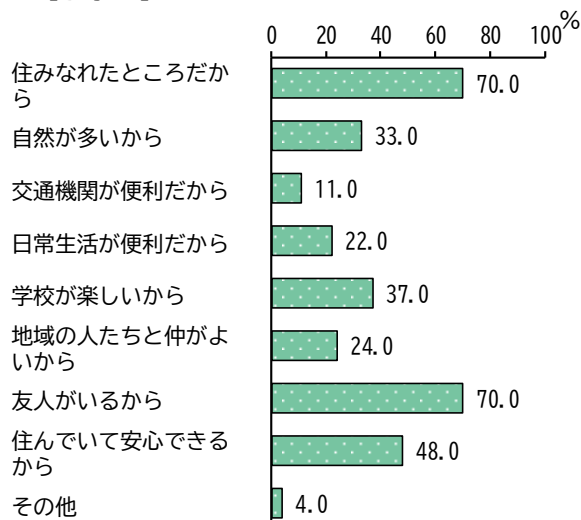
Q. あなたは、今住んでいる八幡市が好きですか？



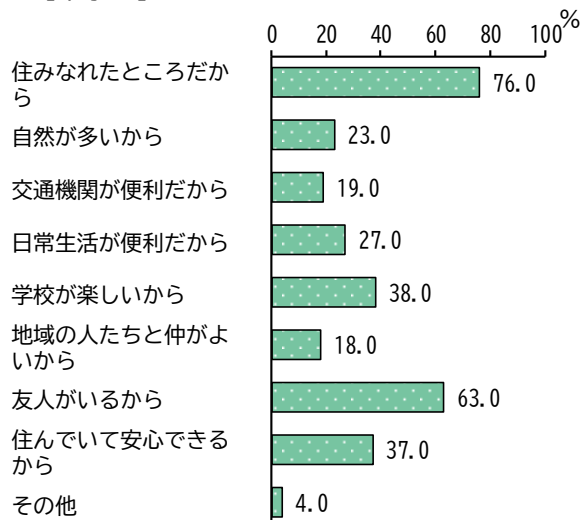
- 八幡市が好きな理由について、小学生・中学生ともに「住みなれたところだから」、「友人がいるから」の割合が高くなっています。

Q. 八幡市が好きな理由

【小学生】



【中学生】

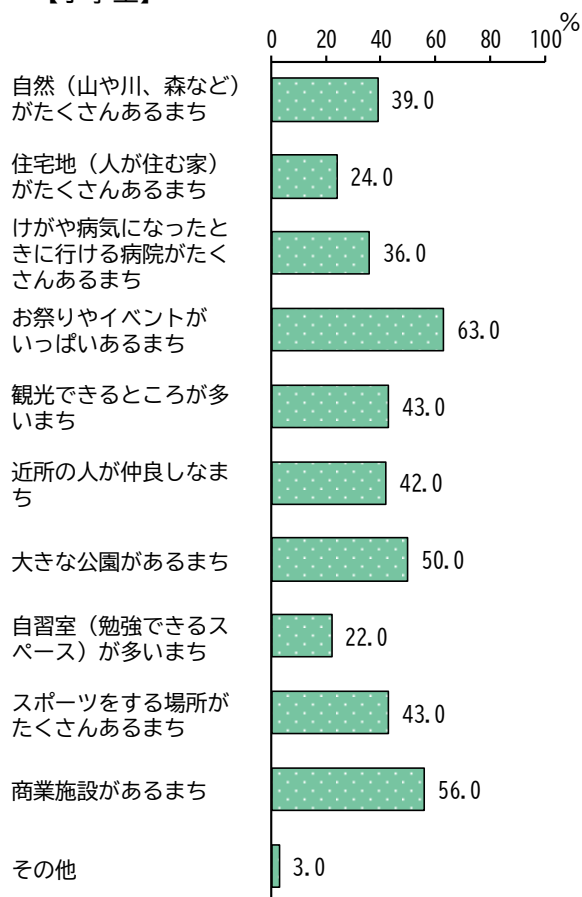


(7) まちづくりへの希望

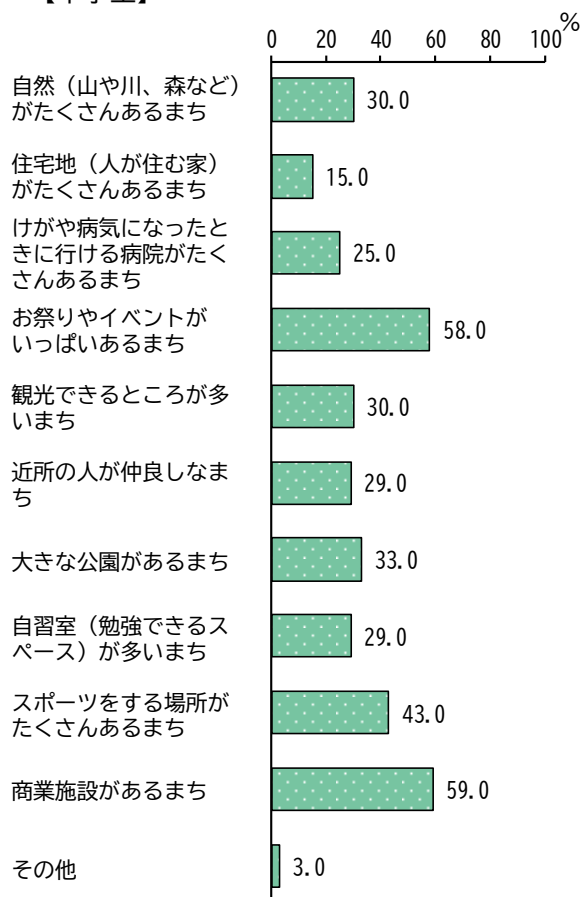
- まちづくりへの希望として「お祭りやイベントがいっぱいあるまち」と「商業施設があるまち」への関心が高くなっています。

Q. あなたは、これから八幡市がどんなまちになればうれしいですか？

【小学生】



【中学生】



4. 第2期計画の取組状況

とりまとめの視点1 幼少期からの一貫した教育・保育の推進

主な現状および成果

- ・令和6年4月に「やわたこども園」と「さくら幼稚園」を開設しました。
- ・保育園や認定こども園では、定員の弾力的運用により、待機児童ゼロを継続しています。
- ・幼小接続カリキュラムの研究・実践により、円滑な就学移行に努めています。

とりまとめの視点2 良質な教育・保育環境の整備

主な現状および成果

- ・幼保の垣根を越えた様々な研修機会や職員交流の場を通じて、教育・保育の質の向上に努めています。
- ・こどもたちが心と体を十分に働かせることができる保育環境の構成に力を入れて取り組んでいます。
- ・維持管理上必要な施設整備を実施し、安心・安全な園・学校づくりに努めています。
- ・学力向上推進に向け、学習支援員やスクールソーシャルワーカーの配置を行っています。
- ・特別な支援が必要な園児・児童生徒に対し、個の状況に応じたきめ細やかな支援に努めています。

とりまとめの視点3 こども・子育て支援事業の充実

主な現状および成果

- ・子育て支援センターや母子保健窓口等において、子育て支援に関する情報提供や相談・援助に取り組んでいます。
- ・子育て支援に関するイベントや交流会、講座を開催し、保護者同士のつながりや相談しやすい環境づくりに努めています。
- ・子育て支援に関する情報発信について、SNS等を活用しながら広く周知に努めています。
- ・妊娠中から産後にかけて各種検診相談や訪問事業等を通じたきめ細かなサポートに取り組んでいます。
- ・産前・産後ヘルパーの派遣や産後ケア事業を実施するなど母子の心身のケアに留意した取組を進めています。

とりまとめの視点4 総合的な放課後対策の推進

主な現状および成果

- ・ 小学校5・6年生を対象にやわた放課後学習クラブを開催し、自学自習の力と学習意欲の向上に取り組んでいます。
- ・ 児童の家庭学習を補完するため、「地域による寺子屋事業」を開設し、地域のつながりの中で、家庭への声かけなどにより、教育に対する意識の向上に取り組んでいます。
- ・ 放課後児童クラブにおいて、保護者の就労状況等の多様化に対応するため、対象年齢の拡大や開所時間の延長等、事業の充実を図っています。
- ・ 児童の健康増進や豊かな情操を育むため、児童センター等において放課後の遊びの場や機会を提供しています。

とりまとめの視点5 子育てしやすい環境づくりの推進

主な現状および成果

- ・ 保育料や給食費、医療費などの幅広い分野で子育て世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- ・ 男女共同の子育てを推進するため、啓発講座等を行い、社会情勢の変化に対応した取組を推進しています。
- ・ ワークライフバランスの確保について啓発を進め、男性の育児参加や男女参画社会等を推進し、分け隔てなく子育てに参画しやすい社会の醸成を進めています。
- ・ 女性の権利を守る取組を推進し、安心して子育てできる環境づくりに努めています。

とりまとめの視点6 家庭や地域の子育て力の向上

主な現状および成果

- ・ 子育て支援を担う団体や子育てサークルに活動助成を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図っています。
- ・ 子育てに関する講座等を開催し、家庭における子育て力の向上及び子育て不安の解消に取り組んでいます。
- ・ 親子の交流イベントなどを通じて、保護者同士がつながりをもてる環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 地域と学校の連携を通じて、地域の特性を生かした体験学習等の支援に取り組んでいます。

とりまとめの視点7 こどもの安全を守る生活環境の整備

主な現状および成果

- ・防犯カメラの設置や公用車を活用した青色防犯パトロールなど、地域で見守る防犯対策の強化に取り組んでいます。
- ・交通安全意識の向上に向けて、交通安全指導員による通園通学安全指導や交通安全教室に取り組んでいます。
- ・「八幡市バリアフリー基本構想」や「公園施設長寿化計画」等に基づき、道路・公園、公共建築等の安全性確保に努めています。

とりまとめの視点8 配慮を要するこどもと家庭を支える環境の充実

主な現状および成果

- ・特別支援教育支援員を全校に配置するとともに、新たに特別支援教育ソフトを導入するなど支援充実を図っています。
- ・こどもの育ちや発達に関して公認心理師等による相談・支援を実施するなど、専門職や関係機関と連携を図ることで早期療育につなげています。
- ・要保護児童等の早期発見や適切な支援のため、八幡市要保護児童対策地域協議会での連携や家庭への訪問支援等を行っています。

とりまとめの視点9 安心して出産・子育てできる環境の整備

主な現状および成果

- ・妊産婦に対してヘルパー派遣による生活の支援や助産師によるメンタルケア等の専門的な支援を行っています。
- ・各種健診や発達クリニック、育児相談等の健康診査及び健康相談を実施しています。
- ・妊産婦とそのパートナーを対象としたマタニティスクールや必要に応じて訪問指導等を実施しています。

とりまとめの視点10 こどもの貧困対策の推進

主な現状および成果

- ・就労に向けた支援や就職に有利となる資格取得に向けた支援を実施しています。
- ・生活安定のための手当支給をはじめ、就学援助や医療給付など、各種経済的支援を実施しています。
- ・貧困の状況にあるこども及びその保護者の早期発見に努めるとともに、適切な支援につなげるための取組を進めています。

5. 主要な課題

(1) こどもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援すること

こどもは未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会から守られる対象であるだけでなく、生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、遊ぶ権利、意見を表明する権利など、乳幼児期から生まれながらに権利をもつ主体です。すべてのこどもが思想・信条、国籍、障がいの有無、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにするとともに、貧困、虐待、いじめ、不適切な指導、暴力などの権利侵害から守らなければなりません。

また、こどもが自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、こどもの最善の利益を実現する観点からも、大人はこどもの意見を年齢や発達程度に応じて尊重することが重要です。意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行い、困難な状況に置かれたこどもや、様々な状況にあって声を聴かれにくい若者等について十分な配慮を行う取組が求められています。

(2) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援すること

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して成長し、社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、一人一人の状況に応じて必要な支援を特定の年齢で途切れることがないように切れ目なく続けていくことが重要です。

また、保護者にとって「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの生誕前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくことが重要です。家庭、学校、園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が学校や園などの場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となってこども・若者、子育て当事者を支える取組が求められています。

(3) 配慮を要するこども・若者やその家庭を支援すること

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となります。貧困状態にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進め、貧困の解消、貧困の連鎖の防止に取り組む必要があります。

また、障がいや外国籍などといった特別な配慮を必要とするこどもも自分らしく主体的に環境と関わりながら学んでいくことができるよう、こどもの言動や表情から思いや考えなどを推察し受け止め、一人一人の発達に応じた支援を保障していくことが重要です。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性やニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行わなければなりません。

(4) 子育てに関する希望を形成すること

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代が自らの主体的な選択により、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが必要です。

働き方の多様化が進み、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援するためにも、共働き・共育ての推進に向けて、必要な情報や支援が得られるようにすることが重要です。

また、出産や子育てに対する不安材料は、こどもの病気や発育・発達、食事や栄養、育児方法やしつけ、子育てに係る経済的負担など、その内容は多岐にわたるため、これらの不安を少しでも軽減し、希望の形成につなげていくことが重要です。

(5) 関係機関等が連携し、こども・若者を社会全体で支えること

すべてのこどもの健やかな成長を支援するためには、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが前提であり、関係機関が連携しながらこどもたちを支えていかなければなりません。また、園・学校や地域が協力し、地域全体が一体となってこどもの成長を支えていくことで、こどもたちは自分たちを守るために多くの大人が関与していることを感じ、安心感が得られるようになります。

一方、少子化の背景のひとつとして、都市化や核家族化に伴う地縁関係の希薄化により、地域社会から孤立する子育て世帯の育児不安や負担感が増加傾向にあることが指摘されています。これらの世帯は、身近に相談できる相手がおらず、育児に関する知識や経験も不足している傾向が見受けられるため、地域社会全体で子育て世帯を支えていく取組が求められています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまで本市では、第2期計画で掲げた基本理念の実現に向けて、計画に定めた施策の具体的な展開に沿った取組を進めてきました。

その結果、保護者を対象に実施したニーズ調査では、子育てに楽しさを感じる人の割合が大きく増加するとともに、父親の育児参加も進み、普段から各家庭をサポートする立場の教育・保育施設に高い評価をいただくなど、一定の成果をあげることができました。

一方で、経済的な暮らし向きでは「苦しい」と感じる方が増加するなど、子育てに関する経済的・心理的な負担感が増加傾向にあり、地縁関係の希薄化や遊び場の確保などの課題も明らかとなりました。

本計画では、すべてのこども・若者が幸福で健やかに育つ社会の実現に向け、次の基本理念を掲げるとともに、これまでの計画を継承しながら子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

【 基 本 理 念 】

みんなで 育み 育ち 支えあう
こどもがまんなかにいる社会

こどもの笑顔は明日への希望です。

こどもの最善の利益を第一に考え、それぞれの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要です。

本市では、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に捉え、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2. 基本目標

基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

すべてのこどもの人権が尊重され、差別的な扱いを受けることがない社会の実現を目指します。また、いじめや虐待、不適切な指導・保育などの権利侵害から守られる体制を強化するとともに、こどもが自らのことについて意見を形成し、それを表明できる環境整備を進めます。

施策の方向

1. こどもの権利に関する理解促進
2. こどもの権利侵害の防止
3. こどもの意見表明・参加の促進

成果指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和10年)
自分には、よいところがあると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	81.8%	85.0%
学校の先生は自分のよいところを認めてくれていると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	66.8%	75.0%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	79.3%	85.0%

基本目標2 ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、様々な体験活動を通して自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える環境を整備します。

施策の方向

1. 教育・保育の充実
2. 放課後の居場所づくりの推進
3. スポーツ・文化芸術の振興
4. 若者の自立・社会参画支援

成果指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和10年)
学校へ行くのが楽しいと思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	78.7%	85.0%
放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所があると思うこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】	87.8%	95.0%
スポーツや文化芸術に興味があるこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】	78.5%	85.0%

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいなどの配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等と連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を進めていきます。

施策の方向

1. 貧困家庭のこども・若者への支援
2. 障がい児・医療的ケア児等への支援
3. 外国にルーツをもつこども・若者への支援
4. その他困難を抱えるこども・若者への支援

成果指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和10年)
困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	79.2%	85.0%
将来への夢や目標を持つこどもの割合【全国学力・学習状況調査】	73.3%	80.0%
貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	25.5%	50.0%

基本目標4 子育てに関する希望の形成

多様な価値観や考え方を尊重することを大前提として、若い世代の子育てに関する希望を形成し、安心して出産・子育てができる環境を整備するとともに、その実現を阻む隘路の打破に向け、経済的負担や心理的負担への支援充実を図ります。

施策の方向

1. 安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実
2. 子育てに関する経済的支援の充実
3. 保護者の心理的負担への支援の充実

成果指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和10年)
子育てが楽しいと思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	76.5%	80.0%
妊娠・出産期の母親やこどもの検診・健康教育に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	61.7%	70.0%
市の経済的支援策に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	29.0%	50.0%

基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり

行政や地域、学校など、こども・若者に関わる関係機関が相互に連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに取り組むとともに、こどもたちの安心・安全を確保するための環境整備を進めます。

施策の方向

1. こどもがいきいきと暮らせるまちづくり
2. こどもの安心・安全確保に関する取組
3. 地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

成果指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和10年)
今住んでいる八幡市が好きだと思うこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】	82.8%	90.0%
犯罪や事故などからこどもを守るための活動や環境に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	28.4%	50.0%
結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】	22.9%	50.0%



3. 施策体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

みんなで
育み 育ち 支えあう
こどもがまんなかにいる社会

1 こどもの権利の尊重と
自分らしい育ちの支援

- ①こどもの権利に関する理解促進
- ②こどもの権利侵害の防止
- ③こどもの意見表明・参加の促進

2 ライフステージに応じた
こども・若者が成長する
ための支援

- ①教育・保育環境の充実
- ②放課後の居場所づくりの推進
- ③スポーツ・文化芸術の振興
- ④若者の自立・社会参画支援

3 配慮を必要とするこども・
若者やその家庭への支援

- ①貧困家庭のこども・若者への支援
- ②障がい児・医療的ケア児等への支援
- ③外国にルーツをもつこども・若者への支援
- ④その他困難を抱えるこども・若者への支援

4 子育てに関する希望の形成

- ①安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実
- ②子育てに関する経済的な支援の充実
- ③保護者の心理的負担への支援の充実

5 こどもを社会全体で支える
まちづくり

- ①こどもがいきいきと暮らせるまちづくり
- ②こどもの安心・安全確保に関する取組
- ③地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

〔 成果指標 〕	〔 現状値 〕	〔 目標値 〕
自分には、よいところがあると思うこどもの割合	81.8%	85.0%
学校の先生は自分のよいところを認めてくれていると思うこどもの割合	66.8%	75.0%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合	79.3%	85.0%
学校へ行くのが楽しいと思うこどもの割合	78.7%	85.0%
放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所があると思うこどもの割合	87.8%	95.0%
スポーツや文化芸術に興味があるこどもの割合	78.5%	85.0%
困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思うこどもの割合	79.2%	85.0%
将来への夢や目標を持つこどもの割合	73.3%	80.0%
貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援に満足していると思う保護者の割合	25.5%	50.0%
子育てが楽しいと思う保護者の割合	76.5%	80.0%
妊娠・出産期の母親やこどもの検診・健康教育に満足していると思う保護者の割合	61.7%	70.0%
市の経済的支援策に満足していると思う保護者の割合	29.0%	50.0%
今住んでいる八幡市が好きだと思うこどもの割合	82.8%	90.0%
犯罪や事故などから子どもを守るための活動や環境に満足していると思う保護者の割合	28.4%	50.0%
結婚・妊娠・子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う保護者の割合	22.9%	50.0%

第4章

施策の展開

基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

(1) こどもの権利に関する理解促進

こどもの権利に関する理解促進は、こどもが自身の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識するために重要な取組です。

こどもの権利の普及啓発や情報発信を通じて、その権利を正しく理解することは、他者の権利を尊重する姿勢を育むことにもつながります。

また、こどもに関わる大人たちも、こどもの権利について深く学び、家庭や教育現場でその権利が守られる環境づくりに努めるとともに、人権教育・啓発など進め、社会全体でこどもの権利に関する意識を高める取組を推進します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	こどもの権利の普及啓発・情報発信	八幡市子ども条例に関するリーフレット等を関係各所に配布するなど、こどもの権利の普及啓発・情報発信に努めます。	子育て支援課
2	こどもの権利を学ぶ機会の確保	保育士や教職員等に対してこどもの権利に関する研修を実施するとともに、児童虐待防止啓発に係る市民向けの講演会を開催します。	子育て支援課 学校教育課 家庭児童相談室
3	人権教育・啓発の推進	市民が主体となって取り組む人権教育推進協議会の活動を支援するとともに、人権教育学習講座やポスター展などの啓発活動に取り組めます。	こども未来課 人権政策課

(2) こどもの権利侵害の防止

こどもの権利侵害の防止は、こどもの健全な成長と幸福を守るために重要な取組であり、児童虐待やいじめ、体罰や不適切な教育・保育などからこどもたちを守り、誰もが安心して暮らせる環境整備を一層前に進めていく必要があります。

行政や学校・園、地域等のこどもに関わる大人がそれぞれの立場を越えて連携し、すべてのこどもの権利が尊重される社会の実現を促進します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	児童虐待防止対策の推進	相談支援や虐待防止の啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係者で適切に情報共有しながら児童虐待の防止に取り組みます。	家庭児童相談室
2	いじめ防止対策の推進	いじめ防止対策委員会を設置し、小中学校におけるいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見に努め、必要な対処等について調査・審議を行います。	学校教育課
3	体罰や不適切な指導・保育の防止	不適切な指導・保育の防止に向けて、教育・保育現場における共通理解の深化と協働体制の構築に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課



(3) こどもの意見表明・参加の促進

こどもの意見表明や参加の促進は、こどもが自分の考えや感情を表現し、意思決定に参加する権利を尊重するために重要な取組です。

こどもたちが意見表明できる機会を確保して自己肯定感や社会的責任感を育むとともに、アンケートを通じて学校生活の状況を把握し、適切な教育指導を行いながら、より良い学校づくりを進めていきます。

また、こどもたちが社会の一員としての役割を認識するためのきっかけとなる地域活動等についても参加を促進します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	子ども会議の運営	小・中・高校の代表の児童生徒が「自分たちのまち」をより良くしていくためにどうしたらいいのかを考え、自ら調査し、それをまとめて市長に提言する取組を支援します。	学校教育課
2	こどもが意見表明する機会の確保	小・中・高校の代表の児童生徒が学校や家庭などの日常生活の中で感じていることを自分の言葉としてまとめ、それを同世代の前で発表する「青少年の主張大会」の開催を支援します。	こども未来課
3	アンケートによる状況把握と適切な教育指導の推進	各小中学校において「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」を実施し、児童生徒の状況把握に努め、適切な指導・支援につなげます。	学校教育課
4	地域活動等への活動促進	こども・若者が社会に参画するためのきっかけとなる子ども会活動や子どもまつり等の地域活動への支援に取り組みます。	こども未来課 南ヶ丘児童センター

基本目標２ ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援

(１) 教育・保育の充実

こどもの主体性や社会性、豊かな人間性を育むためには、様々な体験活動や遊びを通して、人と関わる力を育てていくことが重要です。

本市では、個別最適な学びと協働的な学びや遊びを充実させ、保育や授業を通して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力、学びに向かう力などの資質能力の育成に努めています。また、今後、幼小接続の更なる充実を図りつつ、一人一人の発達段階を踏まえた教育・保育を展開し、次代を担うこどもたちの「生きる力」を育成します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	就学前教育・保育の充実	待機児童ゼロを堅持しつつ、幼保の垣根を越えた教育・保育の一体的な提供に取り組むとともに、「八幡市立就学前施設再編の基本方針」に基づく施設の再編を進めながら、こどもの主体性を育むための豊かで応答的な環境整備に取り組みます。	子育て支援課
2	学校教育の充実	ICT教育をはじめとした学びの環境の整備・充実に取り組むとともに、地域等との連携強化を図りながら、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を行います。	学校教育課
3	幼小接続の推進	就学前後のつながりを関係機関で相互に理解し合い、幼小間の接続カリキュラム等を活用しながら教育・保育の連続性と一貫性を確保します。	子育て支援課 学校教育課
4	保育士・教職員等のスキルアップに向けた支援の充実	保育士や教職員の研修を計画的に進めるとともに、職員同士の交流機会を積極的に設け、それぞれで培った知識や経験を共有できる体制づくりを進めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) 放課後の居場所づくりの推進

放課後の居場所づくりは、こどもたちの健全な育成と安全確保に向けた重要な取組です。

本市では、放課後児童クラブや児童センター等で安心して過ごせる場所を提供し、友達との交流や遊びを通して、こどもたちの豊かな人間性や社会性を育てていきます。

また、様々な放課後学習事業や図書の充実に取り組みつつ、こどもたちが自ら学びに向かう力を育成し、より豊かな成長を促進します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	放課後児童クラブの管理運営	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。	こども未来課
2	児童センター等の管理運営	児童の健康増進や情操教育を目的として、市内の児童センター等において、放課後の遊び場や交流機会の提供に取り組むとともに、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。	こども未来課 南ヶ丘児童センター
3	放課後学習事業の総合的な推進	こどもが主体的に学ぶ力を育むため、地域や民間事業者等と連携しながら放課後学習に係る事業の総合的な推進を図ります。	学校教育課 南ヶ丘教育集会所
4	図書の充実	こどもが主体的に読書活動を行い、自らの意思で多くの情報に接することができるよう、そのための環境整備を進めます。	学校教育課 市民図書館

(3) スポーツ・文化芸術の振興

スポーツや文化芸術の振興は、こどもたちの健康なライフスタイルの基礎や学び続ける姿勢を根付かせるために重要な取組です。

スポーツを通して健全な体力を育み、生涯学習や文化芸術活動への支援に取り組みながら豊かな感性を育んでいきます。

また、こどもが歴史や伝統を学び、文化への理解と尊重を深める機会を確保しながら、これらの施策を総合的に展開し、多様な学びや体験を通して成長できる環境づくりに取り組みます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	生涯学習の推進	多様化する学習要求に対応した趣味の講座や地域資源を活かした講座等を実施するなど、様々な行政分野も取り入れた生涯学習の充実に努めます。	生涯学習センター
2	スポーツの振興	市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成に取り組めます。	生涯学習課 健康推進課
3	文化芸術活動の振興	こどもたちが歴史や文化芸術に触れる機会を創出するための事業を展開するとともに、地域の祭礼や伝統行事を含め、市民が主体的に行う様々な文化芸術活動の振興を促進します。	学校教育課 生涯学習課 商工観光課
4	文化財の保護と活用	将来にわたって本市の文化財を守り伝えるため、ふるさと学習館への来館促進を図るとともに、地域や学校等を通じて歴史文化の啓発に努めます。	文化財課

(4) 若者の自立・社会参画支援

若者の自立・社会参画に関する施策は、次世代が社会で活躍し、持続可能な地域社会を築くために重要な取組です。

安定した生活を築くための基盤を提供し、雇用機会を拡大することで、地域経済の活性化につなげるとともに、若者の地域活動を積極的に支援し、安心して社会参画できる環境づくりに取り組みながら、住民同士で支え合う社会を形成します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	就業支援の推進	関係機関と連携し、就労相談及び地元雇用促進を継続的に実施します。また、市内事業者が実施する従業員の奨学金返済支援に対する助成を行い、人材確保や雇用環境の向上を図ります。	生活支援課 商工観光課
2	創業支援の推進	創業者、第二創業者をサポートするため、創業に係る経営・財務・人材育成・販路開拓について、関係機関と連携し、継続的に支援するとともに、創業者の掘り起こしや支援の充実について検討します。	商工観光課
3	商工業の振興	商工会等と連携し、市内イベントや中小企業者等への経営支援を行い、地元商工業の活性化を図ることで、活力ある地域経済・地域社会の実現を目指します。	商工観光課
4	地域福祉推進体制の充実	社会福祉協議会と連携し、地域単位で構築した絆ネットワークを基盤に地域福祉における連携と担い手づくりを進めるための「談活」プロジェクトを推進します。	福祉総務課

基本目標３ 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援

(１) 貧困家庭のこども・若者への支援

経済的に困窮している家庭への支援は、すべてのこどもが平等な機会を持ち、将来に希望を持てるようにするために重要な取組です。

経済的な理由で教育や基本的な生活に困難を抱えるこどもや若者に対し、学びや成長に必要な環境を整えるとともに、貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者が自立して活躍できる社会を目指します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	貧困対策を推進するための体制の構築	行政、学校、関係機関・団体等が連携して地域におけるネットワークを構築し、各種相談や取組を通じて、貧困状態にあるこども・若者とその保護者の早期発見に努め、適切な対応を行うための方策を検討します。	家庭児童相談室 福祉総務課
2	子どもの可能性を最大限伸ばすための教育支援	家庭の経済状況等によってこどもの学力が低下することがないように、多様な学習機会と支援の充実に努めます。	学校教育課 南ヶ丘教育集会所
3	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、就業に有利な資格取得の支援や医療費助成などに取り組むとともに、母子福祉活動を行う団体の活動支援を行います。	子育て支援課 家庭支援課
4	自立した生活を実現するための就労支援	経済的に困窮している世帯が就労と子育てを両立させ、自らの力で健全な生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を実施します。	生活支援課
5	経済的負担の軽減	経済的困窮により教育機会や適切な医療が受けられないことがないように、生活安定のための手当支給、就学援助、医療給付など、様々な経済的支援に取り組めます。	子育て支援課 学校教育課 家庭支援課 生活支援課

(2) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいをもつ子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、その個別のニーズに応じて支援を展開し、社会での自立と成長を促すことができる環境づくりを進めることが重要です。

すべての子どもが平等に尊重され、適切な支援を通じて安心して生活できる環境を整備するとともに、家族の負担も軽減しながら社会全体で子どもを支える体制の強化を進めます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	障がい児保育の推進	就学前施設において、特別な支援が必要なこどもの健全な発達促進を図るため、保育士等の体制を強化するとともに、専門家による巡回相談支援等を実施します。	子育て支援課
2	特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習支援を行う「特別支援教育支援員」を配置し、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
3	障がい児（者）の自立・参加支援体制の充実	障がい児（者）の社会参加に向け、創造活動や文化・スポーツ活動の推進を図るとともに、関係機関と連携し、障がいに応じた就労の場の検討や就労機会拡充に向けたネットワークの構築に取り組みます。	こども未来課 障がい福祉課
4	発達支援事業の推進	各種検診や訪問事業等を通じて発達障がい等の早期発見・対応に努め、保護者支援や関係機関との連携に取り組みながら、こどもの健全な発達を支援します。	子育て支援課 学校教育課 家庭支援課 障がい福祉課
5	医療的ケア児への支援	就学前施設での看護師配置を推進するとともに、各小学校にも必要に応じて看護師を派遣するなど、医療的ケア児が安心して教育・保育を受けることができる環境を整備します。	子育て支援課 学校教育課

(3) 外国にルーツをもつ子ども・若者への支援

外国にルーツをもつ子ども・若者への支援は、文化や言語の違いによる不利を解消し、平等な教育と社会参加の機会を提供するために重要な取組です。

子どもたちが自信を持って学びながら成長できるよう、日本の社会に適応しやすい環境づくりを進めます。

また、多文化共生社会の実現に向けて、地域社会の多様性を尊重する風土を育む取組を進めるなど、外国にルーツをもつ子ども・若者が安心して生活し、将来に希望を持てる環境づくりに取り組めます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	日本語指導・学習支援の充実	外国籍の児童生徒に対する日本語指導を行う支援員の派遣や、保護者対応のための母語通訳者の派遣等に取り組めます。	学校教育課 市民協働推進課 生涯学習センター
2	多文化共生に向けた啓発	多文化共生への理解・認識の浸透を図るため、「くらしのそだん事例集」などを活用し、情報提供の充実を図ります。	市民協働推進課
3	外国人住民との交流の推進	地域における相互理解を深めるため、地域住民と外国人住民との交流イベントを促進します。	市民協働推進課



(4) その他困難を抱えるこども・若者への支援

近年、こども・若者を取り巻く環境は、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなどといった課題が複雑化しています。これらの課題は、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼし、社会的孤立や将来的な自立の困難を招く恐れがあります。

適切な支援や介入を行うことで、こども・若者が抱える問題を早期に解決し、自分らしい人生を築きながら安心して暮らせる環境を整備します。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	不登校対策の推進	教育相談活動や家庭訪問等を通じて児童生徒が抱える背景や状況把握に努めるとともに、園・学校などの関係機関と連携しながら心理面や教育面での支援を進めます。	教育支援センター
2	ひきこもり対策の推進	ひきこもりで苦しんでいる本人や家族に対して解決の糸口を見つけるため、専門支援員による相談受付や個別の家庭訪問等を通じた支援に取り組みます。	生活支援課
3	ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーの社会的認知度向上及び気付きの体制を構築するため、関係機関における研修機会を確保するなど連携強化に努めます。	家庭児童相談室
4	自殺対策計画の推進	自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の構築に向け、自殺対策計画に基づく施策を推進します。	健康推進課
5	家庭児童相談室運営	家庭相談員による相談支援を随時行うほか、要保護児童の訪問支援や一時的に養育困難になったこどもの保護、児童虐待に係る啓発等を行います。	家庭児童相談室

基本目標4 子育てに関する希望の形成

(1) 安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実

個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代が自らの主体的な選択により、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。

誰もが安心して子育てできる環境の整備に向けて、妊娠から出産、産後の子育てなど、あらゆるステージにおいて、親子に寄り添った支援体制の充実を図ります。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	相談支援体制の充実	乳幼児とその保護者を対象にした訪問事業を通じて母子の健康状態を含む各家庭の状況把握に努めるとともに、多様化・複雑化する課題に対応するための相談支援機能の強化を進めます。	子育て支援課 家庭支援課
2	産前・産後ケアの推進	産前・産後において家事や育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、生活面等の支援を行うとともに、授乳指導やメンタルケア等の専門的な支援を行う取組を進めます。	家庭支援課
3	検診・保健指導の推進	乳児期から就学前のこどもに対して内科検診や発達観察等を行うとともに、妊産婦を対象に健康診査及び必要に応じた保健指導等に関する取組を進めます。	家庭支援課
4	小児医療の支援	休日における1次医療体制の整備を図るため、内科・小児科の休日応急診療を実施するとともに、2次救急医療体制の整備について近隣自治体と連携を図ります。	健康推進課
5	プレコンセプションケアの推進	若い世代が早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげるための取組を進めます。	家庭支援課 健康推進課

(2) 子育てに関する経済的支援の充実

経済的支援の充実は、子育てに関する希望を形成する上で重点的に取り組むべき課題のひとつです。経済的な負担や不安を軽減し、出産や子育てに関する希望を叶えることは、少子化対策としても大変重要であり、まち全体に活気をもたらすことにもつながります。

安心して子どもを産み・育てることができる社会の実現に向けて、様々な分野で子育てに関する経済的支援の充実に取り組みます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	経済的支援の更なる推進	様々な分野で子育て世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、すべての子育て世帯が平等に支援を受けられるよう、所得制限を設けない支援策についても検討を進めます。	子育て支援課 学校教育課 家庭支援課
2	多子世帯への経済的支援の充実	多子世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組みながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。	こども未来課 子育て支援課 家庭支援課
3	こどもの医療費の軽減	こどもの健全な育成と家庭の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費負担の軽減に向けた取組を進めます。	家庭支援課



(3) 保護者の心理的負担への支援の充実

子育てをする保護者は、妊娠・出産を機にそれまでのライフスタイルが一変し、特に女性は産後うつをはじめとする精神的な不調を起こしやすいといわれています。

保護者の心理的な負担は、こどもの発達にも大きく影響するものであるため、育児不安に対応するための相談機能や多様な保育サービスを展開するなど、早期からサポートできる体制整備に取り組めます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	育児相談機能の充実	子育てに関する不安や悩みに対応するため、各種専門職（保育士・保健師・栄養士等）による包括的な相談支援の体制強化に取り組めます。	子育て支援課 家庭支援課
2	多様な保育サービスの充実	長時間の保育や一時的な預かりなど、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実に取り組めます。	子育て支援課
3	子育て講座・講習会の充実	子育て支援センターを中心に子育てに役立つ講座や講習会等を開催し、家庭における子育て力の向上を図ります。	子育て支援課 家庭支援課
4	保護者間の交流促進	保護者同士がつながることができる交流イベントを開催するとともに、子育てサークルといった市民の自主的な活動に対する支援に取り組めます。	子育て支援課
5	子育てに関する情報発信の充実	子育てに関する支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、更なる情報発信の充実に取り組めます。	子育て支援課

基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり

(1) こどもがいいきと暮らせるまちづくり

こどもたちが育つのは日々の暮らしの中です。多くの時間を過ごす地域の中にこどもたち自身が楽しいと思える場所や多様な機会、親世代も含めたコミュニティなど安心感を得られる環境の存在があることは、まちへの愛着の醸成へとつながります。

多様な体験活動を取り入れながら、こどもたちが地域の中で家族以外の人と関わりながら育つばかりでなく、まわりの大人もコミュニティも一緒に育ち、大人になってもそのまま暮らしたい、または帰ってきたいと思えるようなまちづくりを進めます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	多様な体験活動の充実	こどもの成長過程に応じた様々な体験活動を取り入れ、地域とも連携しながらこどもたちの意欲や向上心を育むための取組を進めます。	こども未来課 学校教育課 危機管理課 管理・交通課
2	公園整備の推進	こどもの遊び場や地域交流の拠点となる都市公園等に関し、指定管理及び自治会等への委託により適切に管理運営を行うとともに、公園施設等の計画的な維持補修に取り組みます。	道路河川課
3	好奇心・探求心を抱く機会の創出	こどもがわくわくドキドキできる心の状態を作り出す場を創出することにより、好奇心・探求心に溢れたこどもの育成を推進します。	学校教育課 文化財課 環境政策課 農業振興課
4	様々なイベントや祭りへの支援	こどもと大人が一緒になって楽しむことが様々なイベントや祭りに対して支援する取組を進め、地域住民の交流促進を図ります。	こども未来課 南ヶ丘児童センター 生涯学習課 商工観光課

(2) こどもの安心・安全確保に関する取組

こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件や事故は後を絶ちません。特に、登下校中のこどもを狙った犯罪やこどもを巻き込んだ交通事故等が社会問題となっており、地域におけるこどもの安全確保に向けた取組への関心が高まっています。

本市では、関係機関とも連携しながら、こどもが安心・安全な環境のもとで日常生活を送り、健全に成長するための環境整備を進めます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	防犯対策の推進	防犯に関連する協議会等の活動を支援するとともに、防犯機器の設置や公用車によるパトロール、防犯教育、防犯訓練等の実施により、こどもたちの安全確保に努めます。	子育て支援課 学校教育課 危機管理課
2	交通安全対策の推進	交通安全協議会の活動支援や交通安全指導員の通学路への配置に取り組むとともに、歩道・道路の整備や放置自転車の撤去など、安全かつ快適な通学環境づくりを進めます。	学校教育課 管理交通課 道路河川課
3	安心して外出できる都市環境の整備	道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全施設の整備や「ゾーン 30 (30km 制限区域)」の設置などにより交通安全対策の強化を図ります。	福祉総務課 管理交通課 道路河川課
4	子育て関連施設の環境改善	園、学校、放課後児童クラブ、児童センター、子育て支援センター等の子育て関連施設において、「八幡市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」等に基づき、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。	こども未来課 子育て支援課 学校教育課 南ヶ丘児童センター

(3) 地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

地縁関係が希薄化していることで地域社会から孤立する子育て世帯が増加傾向にあるといわれています。これらの世帯は、身近に頼れる存在がなく、育児不安や孤独感を抱えながら子育てしている方が多い傾向にあります。

また、近年は女性の社会進出や働き方の多様化等が進んだことで、これまで以上にワークライフバランスの在り方が重視されています。

このため、行政、学校、地域、企業などが連携し、地域社会全体で子育て世帯を支え、すべての保護者が安心して子育てに向き合える環境づくりに取り組みます。

● 主な取組

No.	項目	内容	担当部署
1	地域における子育て支援の推進	地域や活動団体などの関係機関の連携促進や地域課題の共有・検討の場を通じて、地域力の強化を図ります。また、民生児童委員などが住民目線で取り組んでいる活動への支援に取り組みます。	子育て支援課 福祉総務課
2	地域と学校の連携促進	地域と学校の連携を図る地域コーディネーターの活動や PTA 連絡協議会の活動、また、地域の特性を生かした体験学習等の支援に取り組みます。	こども未来課 学校教育課
3	地域住民による担い手の確保	地域住民が主体となって子育て支援に取り組む活動等を支援し、地域の中で子育てに関する情報提供や相談、支援を行える環境づくりを進めます。	子育て支援課
4	男女共同による子育ての推進	性別によらない子育てへの参加を促進するため、「男女共同参画プランるーぶ計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めていきます。	人権政策課
5	ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進	子育てと仕事の双方が充実し、ワークライフバランスの取れた生活を送ることができるよう、市民や企業に向けた啓発を進めます。	人権政策課

第5章

教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 基本的な考え方

(1) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、事業計画には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量と実施時期）」を定めることとなっています。

本計画では、国の「量の見込みの算出等の手引き」等を基本としつつ、児童数の推計やこれまで取り組んできた事業の実績値、保護者を対象にしたアンケート調査の結果等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めることとします。

(2) 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や、現在の教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

本市における多様な保育ニーズに対応していくには、現在の教育・保育施設等の整備の状況や活用等及び今後のこどもの数の増減を踏まえて、教育・保育の提供体制を確保しやすい範囲が必要であると考えられるため、本市では、市内全域を一つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

◆ 事業概要

認定区分	対象となるこども	利用できる施設
1号認定 (幼稚園認定)	満3歳以上で保育の必要性がないこども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育の必要性があるこども	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育の必要性があるこども	保育園 認定こども園等

※本計画では、子ども・子育て支援法上の教育・保育給付認定の対象とならない幼稚園（以下「新制度未移行園」）についても、同等の扱いとして量の見込みと確保方策を立てます。

◆ 量の見込みと確保の内容

(ア) 1号認定（3～5歳児）

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	344	304	295	282	274	262
②確保方策	—	630	630	630	630	630
幼稚園 認定こども園	—	330	330	330	330	330
新制度未移行園	—	300	300	300	300	300

(基準日：5月1日)

(イ) 2号認定（3～5歳児）

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	980	922	922	906	905	892
②確保方策	—	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
保育園 認定こども園	—	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—

(基準日：4月1日)

(ウ) 3号認定（1～2歳児）

（単位：人）

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	513	467	442	447	438	429
1歳児	247	213	222	217	213	209
2歳児	266	254	220	230	225	220
②確保方策	—	525	525	525	525	525
保育園 認定こども園	—	525	525	525	525	525
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—

（基準日：4月1日）

(エ) 3号認定（0歳児）

（単位：人）

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	74	68	67	65	64	63
②確保方策	—	128	128	128	128	128
保育園 認定こども園	—	128	128	128	128	128
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—

（基準日：各年4月1日）

◆ 確保の方策及び今後の方向性

1号認定については、幼稚園及び認定こども園において、ニーズを受け止めるだけの体制を確保しており、今後も現在の提供体制を安定的に維持していきます。

2号認定及び3号認定についても、令和6年度時点で待機児童は0人となっており、今後もニーズ量に対する確保量は満たせる見通しのため、出生数等に注視しながら、現在の提供体制を維持できるよう、人材の確保・育成に向けた支援を進めていきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

◆ 事業概要

こどもや保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の必要な支援を選択して円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	—	1	1	1	1	1

◆ 確保の方策及び今後の方向性

令和6年度現在、情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援員を子育て支援センター1か所に配置しています。

今後も事業の枠組みにとらわれることなく、園や学校、地域等が一体となって個々のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

(2) 延長保育事業

◆ 事業概要

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	335	303	293	286	279	270
②確保方策	—	303	293	286	279	270

(基準日：各年4月1日)

◆ 確保の方策及び今後の方向性

延長保育事業は、令和6年度現在、保育園・認定こども園の9か所で実施しています。
ニーズ量に対しては、今後も現在の提供体制で対応できる見込みですが、引き続き、人材の確保・育成に向けた支援を進めていきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が園に支払う日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も引き続き、国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、必要な支援に取り組みます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆ 事業概要

新規参入事業者に対する相談・助言等の支援や、認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も引き続き、国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、必要な支援に取り組みます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆ 事業概要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校内や児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

（単位：人）

区分	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	810	789	763	723	684	661
1年生	253	224	211	195	191	193
2年生	209	230	211	199	183	180
3年生	164	184	178	164	154	142
4年生	100	97	110	106	98	92
5年生	54	45	45	51	49	45
6年生	30	9	8	8	9	9
②確保方策	—	880	880	880	880	880

（基準日：各年5月1日）

◆ 確保の方策及び今後の方向性

放課後児童健全育成事業は、令和6年度現在9か所で実施しています。

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、引き続き、就学前のこどもに係る保育との連続性を重視した事業を推進し、学校施設の活用についての検討など、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

◆ 事業概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において、こどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：日)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	26	25	24	23	22
②確保方策	—	26	25	24	23	22

◆ 確保の方策及び今後の方向性

子育て短期支援事業は、令和6年度現在4か所で実施しています。

今後も、制度の周知を図るとともに、利用者の緊急時のニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

◆ 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	296	302	296	289	284	278
②確保方策	—	実施体制：保健師、助産師が訪問 実施機関：家庭支援課				

◆ 確保の方策及び今後の方向性

保護者が安心して子育てできるよう必要な支援や助言を行いながら、引き続き、全戸訪問に努めていきます。

(8) - 1 養育支援訪問事業

◆ 事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他支援等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	199	368	355	339	329	317
②確保方策	—	実施体制：保健師等の有資格者が訪問 実施機関：家庭支援課・家庭児童相談室				

◆ 確保の方策及び今後の方向性

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事援助や具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により行い、育児不安の解消や児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

(8) - 2 要保護児童対策地域協議会等機能強化事業

◆ 事業概要

市が設置する地域の関係機関による児童虐待防止のための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会等の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の構成員の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

児童相談所や関係機関と連携した取り組みを進め、児童虐待への専門性を向上させるための研修を実施するとともに、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のためネットワークの連携強化を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業

◆ 事業概要

就学前のこども及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる場所を開設し、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,856	13,206	13,460	13,821	14,147	14,366
②確保方策	—	13,206	13,460	13,821	14,147	14,366

◆ 確保の方策及び今後の方向性

地域子育て支援拠点施設は、令和6年度現在4か所で開設しています。

今後も、地域における身近な子育て支援の拠点として機能の充実を図り、利用者のニーズに柔軟に対応できる提供体制を確保します。



(10) 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

◆ 事業概要

幼稚園や認定こども園（幼稚園認定）に在籍しているこどもを主な対象として、教育時間の前後などに一時的に預かる事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,049	10,667	10,357	9,887	9,604	9,214
②確保方策	—	10,667	10,357	9,887	9,604	9,214

◆ 確保の方策及び今後の方向性

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、子育て家庭の状況を把握しながら、必要な体制について検討していきます。

(イ) 一般型

◆ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	844	764	738	720	702	680
②確保方策	—	764	738	720	702	680

◆ 確保の方策及び今後の方向性

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、子育て家庭の状況を把握しながら、必要な体制について検討していきます。

(11) 病児保育事業

◆ 事業概要

こどもの病気が症状安定期または病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で保育することができない期間に、病院に付設された専用のスペースで一時的に保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	218	326	316	306	297	288
②確保方策	—	326	316	306	297	288

◆ 確保の方策及び今後の方向性

引き続き、制度の周知を図りつつ、事業を継続的に実施するための体制等について検討を進めていきます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

◆ 事業概要

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員として登録し、こどもの預かりや送迎等の相互援助活動を行う際に、連絡、調整を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,417	1,601	1,709	1,775	1,898	1,966
②確保方策	—	1,601	1,709	1,775	1,898	1,966

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も円滑な相互援助活動が継続できるよう事業の周知に努めるとともに、会員確保に向けた講習会や広報活動等に取り組み、サービスの資質向上を図ります。

(13) 妊婦健康診査事業

◆ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,637	4,452	4,368	4,270	4,186	4,102
②確保方策	—	検査項目：国の基準に準じる 実施機関：家庭支援課				

◆ 確保の方策及び今後の方向性

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。安全で安心な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦に対し基本健診14回及び超音波検査4回、血液検査4回等の健康診査を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

◆ 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられたため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

支援が必要であると判断した家庭に対し、ヘルパー等がその居宅を訪問し、家庭や養育環境を整えるなど、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取り組みを進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

◆ 事業概要

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安心・安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられました。令和6年度現在、本市においては未実施の事業ですが、実施に向けた研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

近隣の取組を参考にしながら必要な体制等について検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

◆ 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられたため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

親子の関係性やこどもの関わり方等に不安を抱えている家庭を対象に健全な親子関係の形成に向けた支援を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

◆ 事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられることとなります。このため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

現行の出産・子育て応援交付金の伴走型支援として実施している取組を継続しつつ、必要に応じて相談支援の更なる推進に努めていきます。

(18) 産後ケア事業

◆ 事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられることとなります。このため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

産後ケアを必要とする保護者に対し、関係機関等と連携しながら必要な支援を進めていきます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆ 事業概要

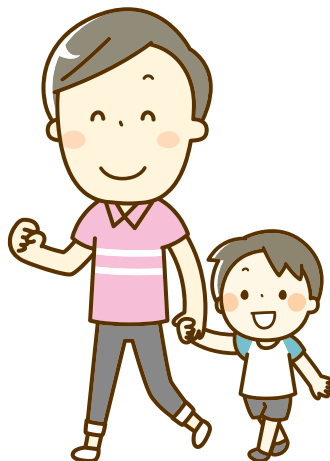
すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月に地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられ、令和8年度からは、新たな給付制度として全国展開が予定されています。このため、まずは必要な提供体制等について検討を進め、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

近隣で行われている試行的事業の状況等を踏まえ、実施方法や提供体制等について検討を進めていきます。



第 6 章

計画の推進に向けて

1. こども大綱に基づく施策の総合的な推進

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の「子どもの貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」が一つに束ねられ、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項が一元的に定められたものです。

本市では、これらの政策の総合的な推進に向けて、庁内の子育て関連の部署だけでなく、他の関連部署や地域、関係機関との連携を図りながら分野横断的な体制のもとで計画の推進を図ります。

また、八幡市子ども・子育て会議条例に基づき、保護者、事業代表、労働者代表、こども・子育て支援事業従事者、学識経験者等で組織する八幡市子ども・子育て会議においても計画の進捗等について、審議を行っていきます。

● 各種大綱の具体的内容

子どもの貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月 29 日閣議決定）

重点施策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援 等

少子化社会対策要綱（令和2年5月29日閣議決定）

主な施策

妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域社会による子育て支援、経済的支援 等

子ども・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）

基本的な方針・施策

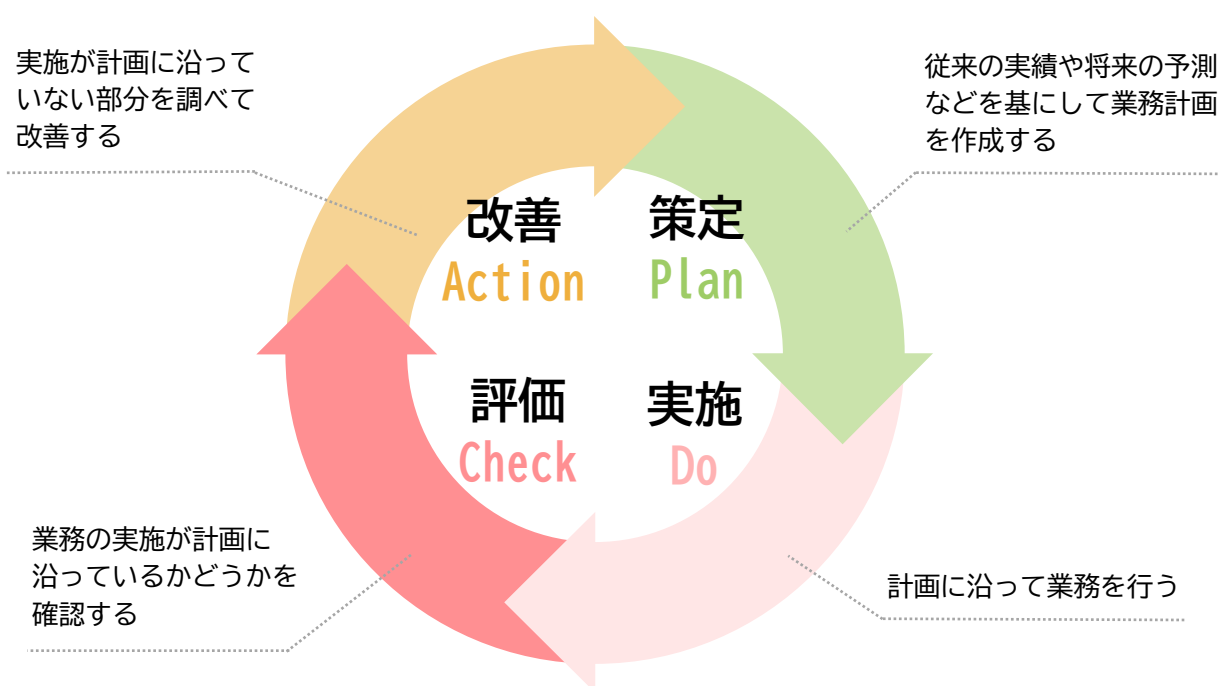
すべてのこども・若者の健やかな育成、困難を有するこども・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援、こども・若者の成長のための社会環境の整備 等

2. 計画の進捗管理・評価に向けて

計画の進捗については、八幡市が管理を行い、まちの現状や市民のニーズを常に把握しながら、実績や課題の整理を行います。

また、適宜、八幡市子ども・子育て会議に報告を行い、意見をいただくとともに、その結果を計画の見直しに反映することで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つで構成されるPDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 用語解説

アルファベット

◆ ICT教育

情報通信技術を活用した教育活動の総称で、コンピューターやタブレット端末、インターネット端末等を活用して学習を行うこと。

◆ SNS

ソーシャルネットワークサービスの略称で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。

あ行

◆ 医療的ケア児

日常生活を送るために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするこどものこと。

か行

◆ 確保方策

教育・保育または地域子ども・子育て支援事業の提供体制に関する確保の内容及び実施時期をいう。

◆ 絆ネットワーク

行政や地域福祉を担う団体・住民等の連携（ネットワーク）により、地域の高齢者や障がい者、こどもなど配慮を必要とする人たちの見守りを行う仕組み。

◆ 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育園をいう。

◆ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産むこどもの数を示すもので、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

◆ こども家庭庁

こどもや若者、子育て当事者に関する事務、窓口を一本化して総合的に行うことを目的とした国の行政機関。令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に発足した。

◆ 子ども・子育て会議

こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等について審議を行う機関。学識経験者、子育て支援事業関係者、労働者、こどもの保護者などで構成する。

◆ こども大綱

こどもや若者、子育て当事者のために、こども施策を総合的に推進するために定められた基本的な方針。

◆ 子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

さ行

◆ 市町村こども計画

こども大綱等を勘案し、こども施策に関する事項を計画に定めるもの。こども基本法第10条第2項において、市町村に策定の努力義務が課せられている。

◆ 児童センター

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。

◆ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。

◆ 社会福祉協議会

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした民間の非営利組織。

◆ 就学援助

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、国や地方公共団体が行う援助制度。

◆ 新制度未移行幼稚園

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付の対象にならない私立幼稚園。

◆ スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。

◆ ゾーン 30

生活道路や住宅地が集積している区域を「ゾーン」として設定し、ゾーン内の最高速度を「30km/h」に規制することで、歩行者等の安全を優先するための交通事故防止対策。

た行

◆ 「談活」プロジェクト

談話・談笑を通じて人と人がつながり、新たな発見や活動に出会う場をつくるために市と社会福祉協議会が協働して取り組んでいるプロジェクト。

◆ 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できること。

◆ 地域型保育事業

主に待機児童対策として0歳から2歳児を対象に少人数で保育を行う事業。

◆ 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。

は行

◆ 発達支援事業

障がいをもつこどもが日常生活に必要な動作や知能技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援する事業。

◆ パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民誰もが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。

◆ バリアフリー

障がいのある人等が社会生活を送る上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。

◆ プレコンセンションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

◆ 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、生活の場を提供し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

や行

◆ ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などを、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこども。

◆ 幼小接続

幼稚園や保育園などの幼児教育と小学校教育を円滑に接続すること。こどもが小学校教育に適應し、新しい環境になじむことができるよう支援することを目的としている。

◆ 要保護児童対策協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関する機関が情報を共有し、連携して児童虐待等の問題に対応する組織。

ら行

◆ 量の見込み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等における将来の利用人数の見込み。

◆ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

わ行

◆ ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2. 八幡市子ども条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが幸福で健やかに育つ社会を実現するため、子どもにやさしいまちづくりの基本理念を定め、市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の役割等を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまちづくり 子どもを尊重し、子ども・子育て支援に社会全体で取り組み、子どもが安心して豊かに暮らすことができ、八幡市に生活する全ての人々の共生が進められるまちづくりをいう。
- (2) 子ども 市内に居住、通勤又は通学等をする子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもをいう。
- (3) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者又は勤務場所を有する者（子どもを除く。）をいう。
- (5) 子どもが育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設の関係者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体（子どもが育ち学ぶ施設を除く。）をいう。
- (7) 子どもの権利 児童福祉法第1条に規定する権利をいう。
- (8) 子ども・子育て支援 子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援をいう。

(基本理念)

第3条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを全ての取り組みの基礎とすること。
- (2) 子どもの幸福が考えられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、子どもが本来持つ力や可能性を発揮しながら自己実現を図れるよう、子どもの最善の利益を考慮すること。
- (3) 子どもが健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるように育まれること。
- (4) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者が、それぞれの責務又は役割に応じ、主体的な取り組みを行うとともに、相互の連携及び協働により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

- (5) 福祉、保健、教育その他の子育て関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取り組みがなされること。

(子どもの生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (5) 安全な環境において生活ができること。

(子どもの育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び及び休息すること。
- (3) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に慣れ親しむこと。
- (4) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (5) 年齢及び発達に応じて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(子どもの参加する権利)

第7条 子どもは、その年齢及び発達に応じ、自ら社会に参加するため、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。
- (5) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(子どもの主体的な育み)

第8条 子どもは、心身ともに健やかに育ち、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに協力して次代の社会を担うことができるように、次に掲げる事項について、その年齢並びに成長に応じ、自ら学び、考え及び行動するよう努めるものとする。

- (1) 子どもが自分を大切にするとともに、自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力をすること。
- (2) 法その他の規則を守り、他者を大切にすること。
- (3) 他者との関わりを大切にすることで、主体的に生きていく力を高め、社会の一員として必要とされ、まちづくりに貢献できること。

(共通の役割)

第9条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次に掲げる役割を連携及び協働して果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの生活上の安全に配慮し、子どもが安心して生活することができるための環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが本来持つ力や可能性を発揮しながら自己実現を図れるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 子どもが、集団生活における他者との関わりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

3 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の実情に合わせて、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる責務を担うものとする。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子ども・子育てに関する施策を実施すること。
- (2) 子どもが抱えている問題その他子どもに関する相談に対し、京都府その他の関係機関と連携し、適切な対応を行うこと。
- (3) 子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 子どもの権利に関して、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の理解を深めるために、普及及び啓発に努めること。

(保護者の役割)

第11条 保護者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うことを認識し、年齢及び成長に応じた養育をすること。
- (2) 子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはならないこと。
- (3) 子どもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう支援すること。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に積極的に関わるよう努めること。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、基本理念にのっとり、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守ること。
- (3) 子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保すること。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(子どもが育ち学ぶ施設の役割)

第13条 子どもが育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識すること。
- (2) 子どもが集団による生活、学習その他の活動を通して、主体的に育ち、学ぶことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うこと。
- (3) 子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはならないこと。
- (4) 子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関と連携すること。
- (5) 子どもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(事業者の役割)

第14条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、事業活動を行うこと。
- (2) 生活と仕事の調和の視点から、子どもを養育する従業員が子育てと仕事を両立することができるよう、職場の環境づくりを行うこと。
- (3) 子育てと仕事を両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子育て家庭を支援する取組みへの参加又は協力を促すこと。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(特別な配慮及び支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、障害、疾病、虐待、貧困その他の事情により、特別な配慮及び支援を必要とする子どもが、適切な支援を受けて成長し、社会参加をしていけるよう、その家庭を含めて相談・情報の提供など総合的な支援を行うよう努めるものとする。

(意見表明や参加の促進)

第 16 条 市は、子どもにやさしいまちづくり及び子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場を設けるよう努めるものとする。

2 市は、子どもの意見表明や参加の場では、子どもの自主的及び自発的な活動を奨励し、支援するものとする。

3 市は、子どもの意見表明や参加の場でまとめられ、提出された意見を尊重するものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 八幡市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき八幡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法によりその権限に属するものとされた次に掲げる事務を処理するため、会議を置く。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取することができる
(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和 44 年八幡市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

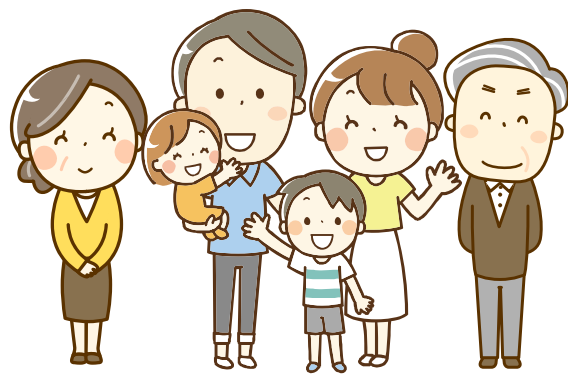
4. 八幡市子ども・子育て会議委員名簿

★：会長 ○副会長

選出区分	氏名	所属等	備考
こどもの保護者	北村 晃子	小学校保護者	
	入江 優香	幼稚園保護者	
	松本 みゆき	保育園保護者	
	黒田 直子	小学校保護者	
	井上 早織	中学校保護者	
事業者	山田 一徳	工業会代表	
労働者	窪田 真二	労働者代表	
事業従事者	津田 ユカ	公立保育園長	
	岡橋 奈都子	公立認定こども園長	
	西口 千鶴	公立幼稚園長	令和6年3月31日まで
	三家本 富美子	公立幼稚園長	令和6年4月1日から
	林家 有美子	私立保育園長	
	小出 ゆう子	私立認定こども園長	
	羽野 卓哉	障がい児サービス 事業者代表	
学識経験者	★古市 久子	大学教授等	
	橋本 仁子	大学教授等	
	○ 辻 元弘	中学校長	令和6年3月31日まで
	○前野 あゆみ	小学校長	令和6年4月1日から
	木村 耕	社会福祉協議会	
	岩崎 トミ子	民生児童委員	
その他 (市民公募)	大友 綾瀬	市民公募委員	
	畑 彩夏	市民公募委員	

5. 策定経過

実施日	内容
令和5年10月11日（水）	○令和5年度 第1回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第2期計画の事業評価について（令和4年度） ・ 八幡市における子育て環境の充実に向けて（意見交換）
令和6年2月14日（水）	○令和5年度 第2回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月22日（金）	○保護者アンケート調査の実施
令和6年6月11日（火）	○令和6年度 第1回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 子育て支援に関するアンケート調査結果について
令和6年8月5日（月）	○令和6年度 第2回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第2期計画の事業評価について（令和5年度） ・ 計画骨子案の検討 ・ 事業量の検討
令和6年9月25日（水）～ 令和6年10月4日（金）	○児童生徒アンケート調査の実施
令和6年10月9日（水）	○令和6年度 第3回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 計画素案の検討 ・ 事業量の検討
令和6年11月25日（月）	○令和6年度 第4回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第3期計画の素案について
令和6年12月19日（木）～ 令和7年1月17日（金）	○パブリックコメントの実施
令和7年2月14日（金）	○令和6年度 第5回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ パブリックコメントへの対応について ・ 計画の承認



第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

発行日:令和7年3月

発行:八幡市 こども未来部 子育て支援課

〒614-8501 八幡市八幡園内 75

TEL:075-983-1133 FAX:075-983-1430



第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

みんなで 育み 育ち 支えあう こどもがまんなかにいる社会

- 保育・学校教育の重点 -

八幡市教育委員会

令和 **7** 年 4 月

目 次

基本理念	1
重点項目 1 豊かな学びと確かな学力	1
1 基礎・基本の確実な定着	
2 主体的・対話的で深い学びの実現	
3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進	
4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進	
重点項目 2 豊かな人間性	2
1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立	
2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進	
3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成	
重点項目 3 健やかな身体	3
1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成	
2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成	
3 健やかな成長のための食育の取組の推進	
重点項目 4 よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ	4
1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す 教育の推進	
2 社会変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創り出す こどもの育成	
重点項目 5 魅力ある学校・園づくり	5
重点項目 6 教職員の資質能力の向上	5

保育・学校教育の重点

八幡市教育委員会

基本理念

本指針は、本市における保育・学校教育の基本的な方針を定めるものであり、すべてのこどもがひとしく適切な保育や豊かな学びの機会を得られる環境づくりを推進するとともに、社会全体でその成長を支える仕組みを構築することを目的とする。これに基づき、本市は、こどもを誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障し、自立した個人として将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

重点項目 1 豊かな学びと確かな学力

1 基礎・基本の確実な定着

幼児期の遊びを通した総合的な指導、モジュール学習、少人数指導や複数の教員による指導、小学校中・高学年における教科担任制の導入など、本市で蓄積された実践を活用し、指導方法の工夫改善を進める。

2 主体的・対話的で深い学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、保育・授業を通して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などの資質や能力の育成に努める。

3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育・保育の推進

こども同士の活動の中で、学んだことやお互いのよさを認め合い、自らの可能性を発揮して、学びを深めるとともにコミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの非認知能力の育成を図る。

4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進

こども達の切れ目のない育ちの支援と学びの充実のため、各学校・園間の連絡・調整・実践を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「幼小接続教育」及び「小中一貫教育」に努める。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) こどもからの働きかけに応じた豊かで応答性のある環境を構成し、生命の保持と情緒の安定に配慮した細やかな保育を行うとともに、幼児教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えた長期的な視野を持って、**幼児期にふさわしい生活を保障しながら**個に応じた柔軟性のある教育・保育の充実に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- （１）各種の調査などを活用し、~~児童生徒~~こどもの学習状況を的確に把握するとともに、指導と評価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、多様な体験活動（学習）を通じて、探究的な学習を進める。
- （２）自学自習の確立を目指し、学習方法を身に付けさせるとともに、家庭と学校で情報共有し、家庭・地域と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。

重点項目２ 豊かな人間性

１ 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立

多様で豊かな体験活動などを通して、豊かでたくましい心の育成と存在感や充実感のある学校・園生活を送らせるための積極的な指導を進める。また、学校・園や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や保育、学級活動・道徳などあらゆる場面を通して、こどもの規範意識の向上を図る。

２ 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進

校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制により、未然防止・早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係諸機関や家庭や地域社会との連携を図り、互いに協力してこどもの立場に立って指導・支援を行う。

３ 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成

豊かな感性をはぐくむために、こども達の芸術文化活動や読書活動を推進し、意欲や資質を伸ばすように努める。また、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性をもち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- （１）園生活を過ごす中で、他者との信頼関係の下で安心感をもって環境に関わり、自己を十分に発揮しながら遊びや生活を楽しめるように援助するとともに、集団生活を通じて自主、自立及び協同の精神並びに道徳性や規範意識の芽生えを培えるよう支援に努める。
- （２）保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、こどもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深め、地域全体の子育て支援に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- （１）よりよい人格形成を促すために、教職員とこどもとの深い信頼関係を基盤として、内面の理解に努め、生徒指導実践上の視点（自己の存在感、共感的な人間関係、自己決定の場、安全・安心な風土）を生かして、きめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。

- (2) 様々な問題事象に対しては、法や方針などに基づきスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関なども活用して、チームとして対応し、こどもの自発的・主体的に成長発達する過程を支えるよう努める。また、望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の育成に努める。
- (3) こどもの実態を考慮しながら、生命を大切に、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」として、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。

重点項目 3 健やかな身体

1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成

健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に実施し、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。

2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成

こどもが健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校・園においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、こどもの発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。

3 健やかな成長のための食育の取組の推進

学校・園における食育を推進するため、食に関する指導計画などに基づき、積極的な指導を行うとともに、生きた教材としての園・学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 自然とのかかわりや~~体験活動~~直接的・具体的な体験を積極的に取り入れ、こどもの感性や思考力の芽生えを培うとともに、日常的な遊びを通して、心と体を十分に働かせ、健康で安全な生活を作り出す力を養う取組を行う。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、幼小中の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、こどもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (2) 安全教育・防災教育、~~CAP研修~~などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣~~を~~つけるの定着を図る。

重点項目 4 よりよい社会の構築に貢献できる力

をはぐくむ

1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

部落差別や女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などの人権問題を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を推進する。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程などを編成・実施するとともに、合理的配慮に留意し自立し社会参加する資質や能力を育成する。

2 社会の変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創りだすこどもの育成

- (1) 一人一人のこどもが自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) ~~シチズンシップ~~主権者教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。
- (3) SDGs に掲げた開発目標について、自らのこととして課題を理解し、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進に努める。
- (4) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、体験的な学習を積極的に取り入れ、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。
- (5) ~~小中学校での GIGA スクール構想による一人一台端末を効果的に活用するために、発達段階に応じた利用を進めるとともに、~~小中学校に整備した一人一台端末の効果的な活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指すとともに、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努め 向上を図る。
- (6) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

- (7) ~~外国人幼児・児童・生徒や海外から帰国した外国とつながりのある~~こどもについて、
~~学校生活への適応を図るとともに、~~外国での生活習慣や生活経験の特性を生かすとともに、日本語指導の充実を図るなど、適切な指導に努める。

重点項目 5 魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人のこどもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 絶えず実態把握に努め、評価・検証を通じて、教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園がこどもにとって豊かな学びの場となるよう学校運営（経営）改善に努める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会などを活用し、地域コミュニティとつながる開かれた学校・園づくりを推進する。
- (5) 学校・園におけるこどもの安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修などに関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。

重点項目 6 教職員の資質能力の向上

- (1) 校・園長は、教育目標達成のため、自校・園の組織体制を整え、教育課程などを編成するとともに、課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校・園の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校・園経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校など他校・園の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践に生かして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、こども ~~達~~や地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、~~児童生徒~~こどもや保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校・園の教育力を高めるように努める。

こどもの主体性の重視(こどもにとって)

明日も園・学校へ行きたいと思える指導・支援
こどもの未来へつながる指導・支援

教
職
員
の
視
点

遊ぶ楽しさ・体験する楽しさ・学ぶ楽しさの創造

非認知能力・ウェルビーイングの育成・学力の三要素

環境設定、支援・指導方法、学びの形態の工夫・改善

切れ目のない校種間の連携

包み込まれているという感覚・自己肯定感

- ・ こどもは、一人一人違う個性を持っている。
- ・ どの子も学びたがっている。
- ・ 伝える(教える)べきことは、きちんと伝える(教える)。
- ・ 「こうあるべき、こうするべき」ではなく、一人一人のこどもの持っているものを引き出し(edu)、励まし、のばしていく。

八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 15 年八幡市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 平成15年7月9日教委規則第6号 (趣旨) 第1条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第16条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する行政上の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「情報通信技術利用」という。）により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。	○八幡市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 平成15年7月9日教委規則第6号 (趣旨) 第1条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第13条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する行政上の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「情報通信技術利用」という。）により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

八幡市就学援助規則の一部を改正する規則

八幡市就学援助規則（昭和 59 年八幡市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「から第 4 号まで」を削る。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者

第 3 条第 3 号及び第 4 号を削る。

附 則（令和 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

○八幡市就学援助規則

新	旧
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 本市立の小学校若しくは中学校に在学する者又は入学予定者をいう。 (2) 入学予定者 学校教育法第17条第1項の規定により、翌年度の4月から本市立の小学校に入学を予定する者をいう。 (3) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）をいう。 (4) 要保護児童生徒 第3条第1号に該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。 (5) 準要保護児童生徒 第3条第2号から第4号までに該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。 (対象者) 第3条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者（以下「要保	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 本市立の小学校若しくは中学校に在学する者又は入学予定者をいう。 (2) 入学予定者 学校教育法第17条第1項の規定により、翌年度の4月から本市立の小学校に入学を予定する者をいう。 (3) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）をいう。 (4) 要保護児童生徒 第3条第1号に該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。 (5) 準要保護児童生徒 第3条第2号から第4号までに該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。 (対象者) 第3条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者（以下「要保

護者」という。)

- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者

~~世帯の前年の所得（前年の所得が確定していない場合にあつては前々年の所得をいう。以下同じ。）が教育長が別に定める基準により算出した最低生活費の1.3倍（次に掲げる世帯にあつては、同最低生活費の1.5倍）以下の世帯に属する者~~

~~ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯~~

~~イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない男子で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯~~

~~ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者に限る。）で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯~~

~~エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童のみで構成してい~~

護者」という。)

- (2) 世帯の前年の所得（前年の所得が確定していない場合にあつては前々年の所得をいう。以下同じ。）が教育長が別に定める基準により算出した最低生活費の1.3倍（次に掲げる世帯にあつては、同最低生活費の1.5倍）以下の世帯に属する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない男子で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者に限る。）で、現に児童生徒を扶養しているもの及び当該児童生徒で構成している世帯

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童のみで構成している世帯

- (3) 市民税非課税世帯に属する者

る世帯

~~(3) 市民税非課税世帯に属する者~~

~~(4) その他教育長が特に必要と認めた者~~

(4) その他教育長が特に必要と認めた者